



埼玉県

令和7年度 実務担当者研修



一般社団法人  
埼玉県環境産業  
振興協会  
Saitama Industrial Waste  
Management Association

コース4

# 安全衛生・ 事業場管理研修コース (処理業者用)

元 公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター講師

理学博士・医学博士 熊江 隆

産業廃棄物排出事業者及び処理業者に  
対する実務研修

## 4 安全衛生・事業場管理研修コース

担当者 熊江 隆



# 第1章 産業廃棄物処理業における労働災害の 発生状況と職場のあんぜんサイトの労働 災害事例



# 産業廃棄物処理業における労働災害の発生状況

令和7年6月

公益社団法人全国産業資源循環連合会  
安全衛生委員会



\*死傷者は休業 4 日以上

\*新型コロナウイルス感染症への罹患による労働災害を除く

## 1. 死傷者数及び死亡者数

産廃(人)

全体(人)

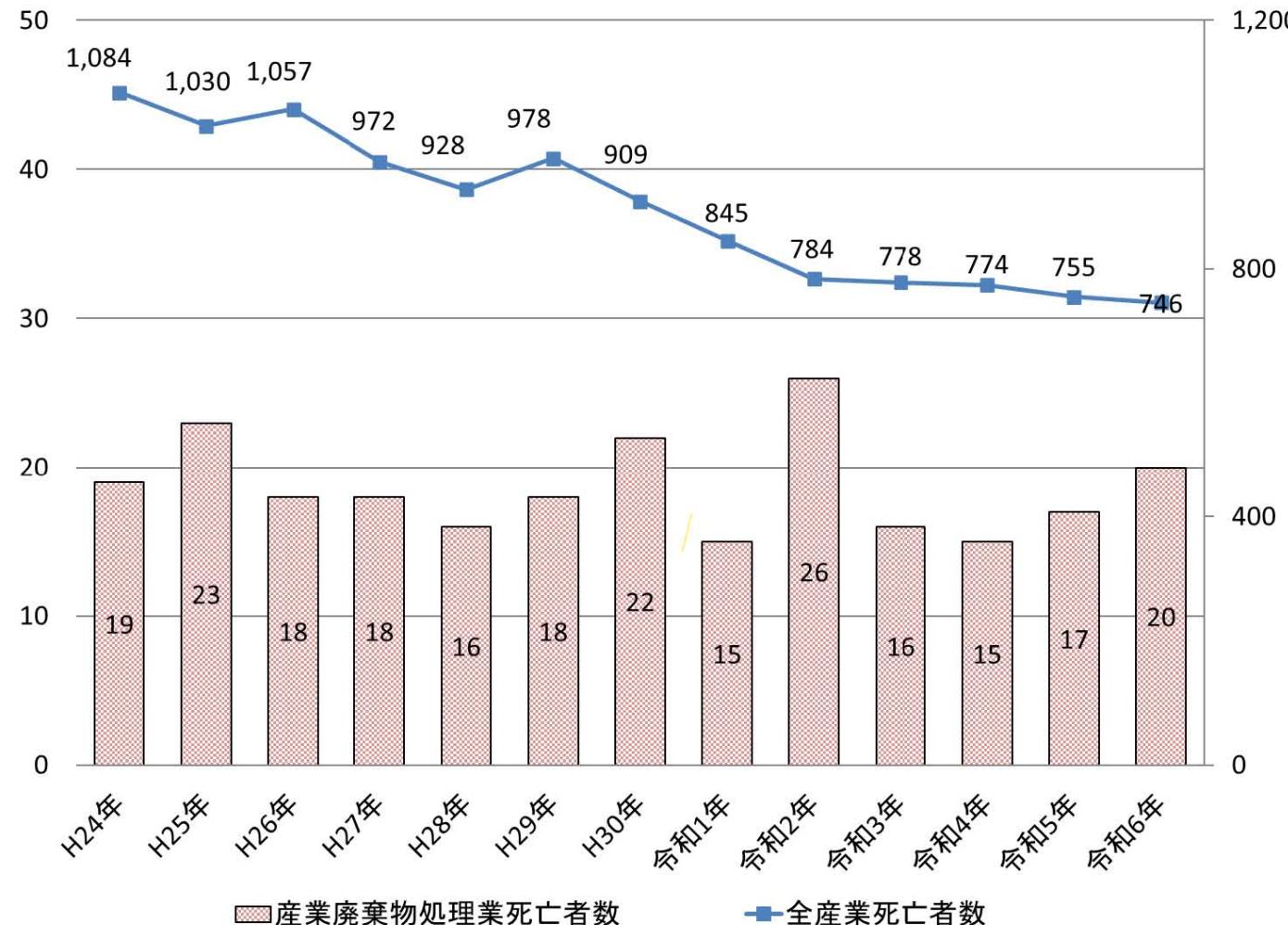


図 1 死亡者数（平成 24 年～令和 6 年）（出所：厚生労働省「死亡災害報告」より作成）



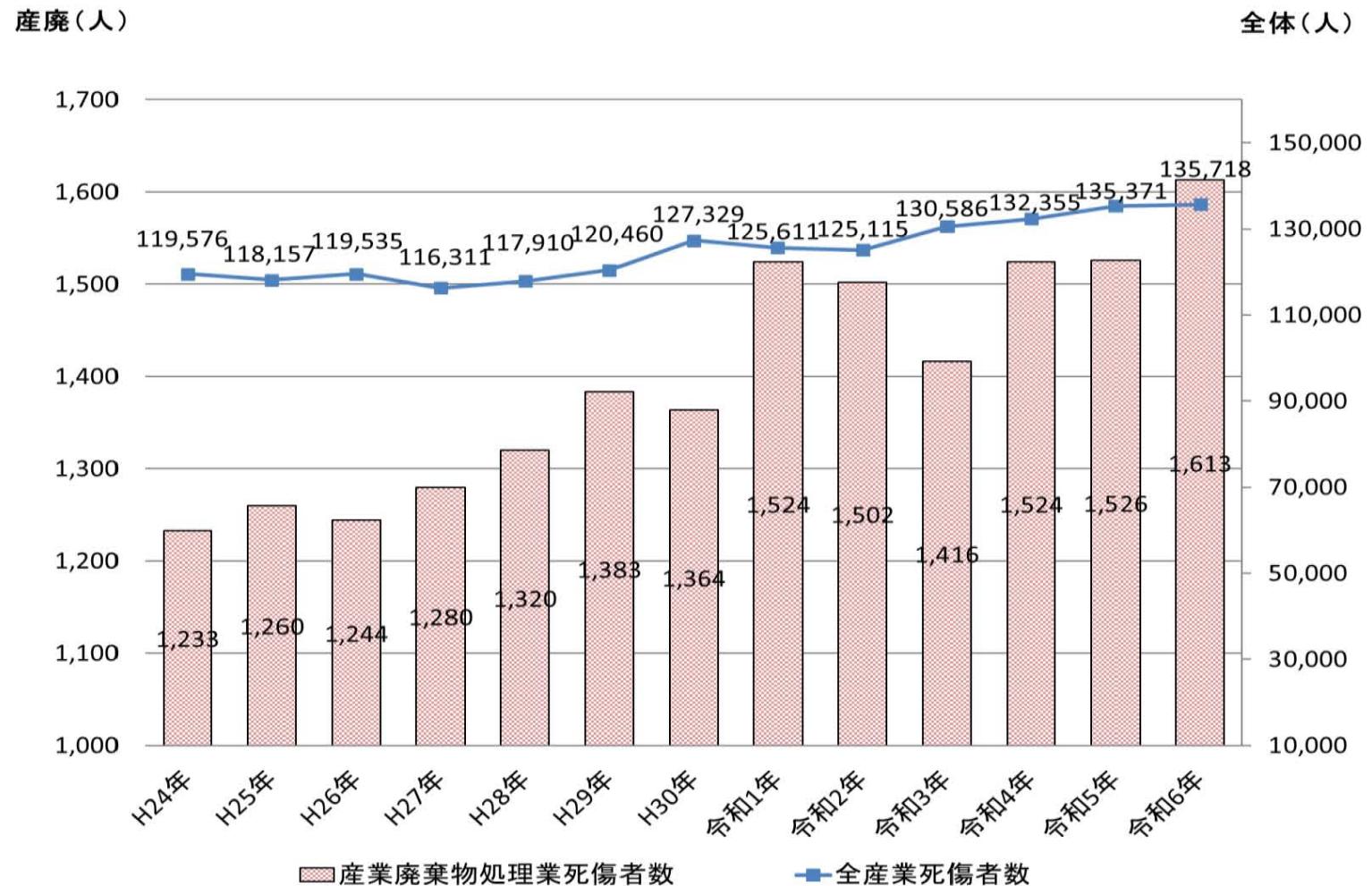


図2 休業4日以上の死傷者数（平成24年～令和6年）（出所：厚生労働省「労働者死傷病報告」より作成）



## 【事故の型別】死傷災害発生状況

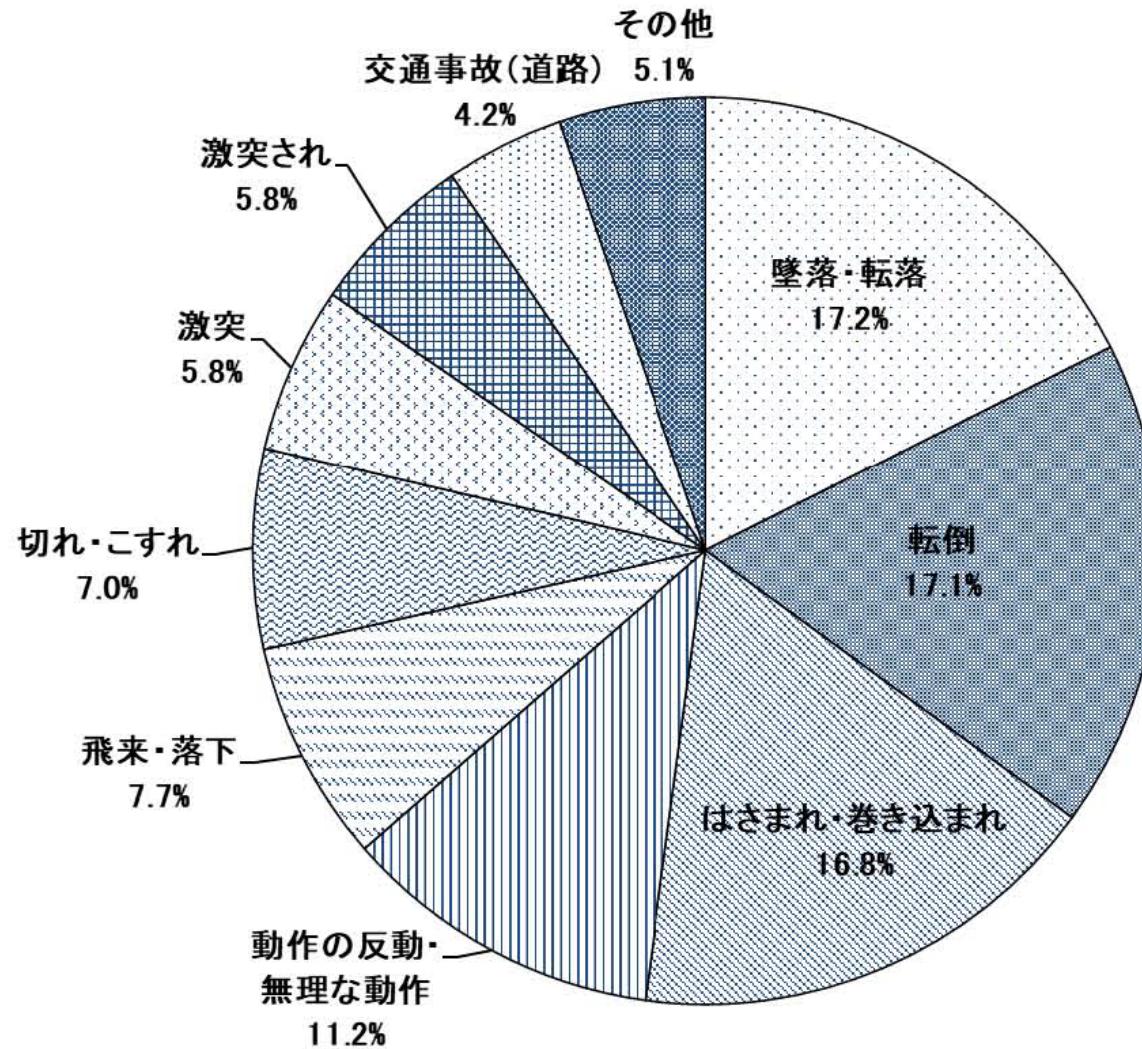


図3 【事故の型別】死傷災害発生状況（令和6年）（出所：厚生労働省「労働者死傷病報告」より作成）



表1 【事故の型別】死傷者数（令和2年～令和6年）

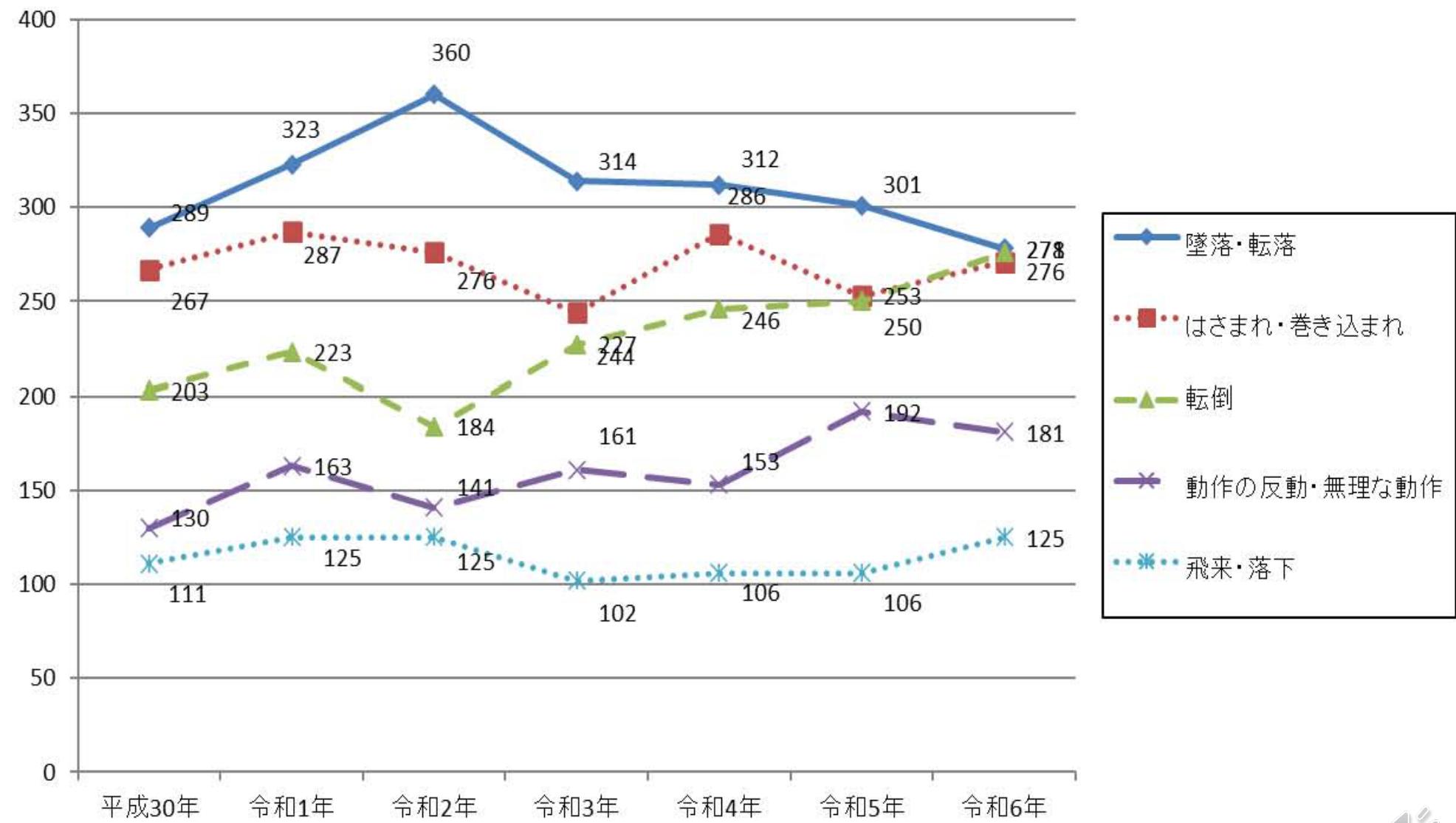
区分	令和2年		令和3年		令和4年		令和5年		令和6年	
	死傷者数	割合(%)								
墜落・転落	360	24.0%	314	22.2%	312	20.5%	301	19.7%	278	17.2%
転倒	184	12.3%	227	16.0%	246	16.1%	250	16.4%	276	17.1%
激突	106	7.1%	97	6.1%	96	6.3%	109	7.1%	94	5.8%
飛来・落下	125	8.3%	102	7.2%	106	7.0%	106	6.9%	125	7.7%
崩壊・倒壊	29	1.9%	25	1.8%	21	1.4%	23	1.5%	21	1.3%
激突され	81	5.4%	81	5.7%	89	5.8%	71	4.7%	94	5.8%
挟まれ・巻き込まれ	276	18.4%	244	17.2%	286	18.8%	253	16.6%	271	16.8%
交通事故 (その他)	1	0.1%	-	-	-	-	1	0.1%	1	0.1%
動作の反動、 無理な動作	141	9.4%	161	11.4%	153	10.0%	192	12.6%	181	11.2%
その他	14	0.9%	6	0.4%	14	0.9%	14	0.9%	18	1.1%
分類不能	2	0.1%	-	-	-	-	1	0.1%	4	0.2%
合計	1,502	100%	1,416	100%	1,524	100%	1,526	100%	1,613	100%

出所：厚生労働省「労働者死傷病報告」より作成

注：上位5位のセルを網掛けしている



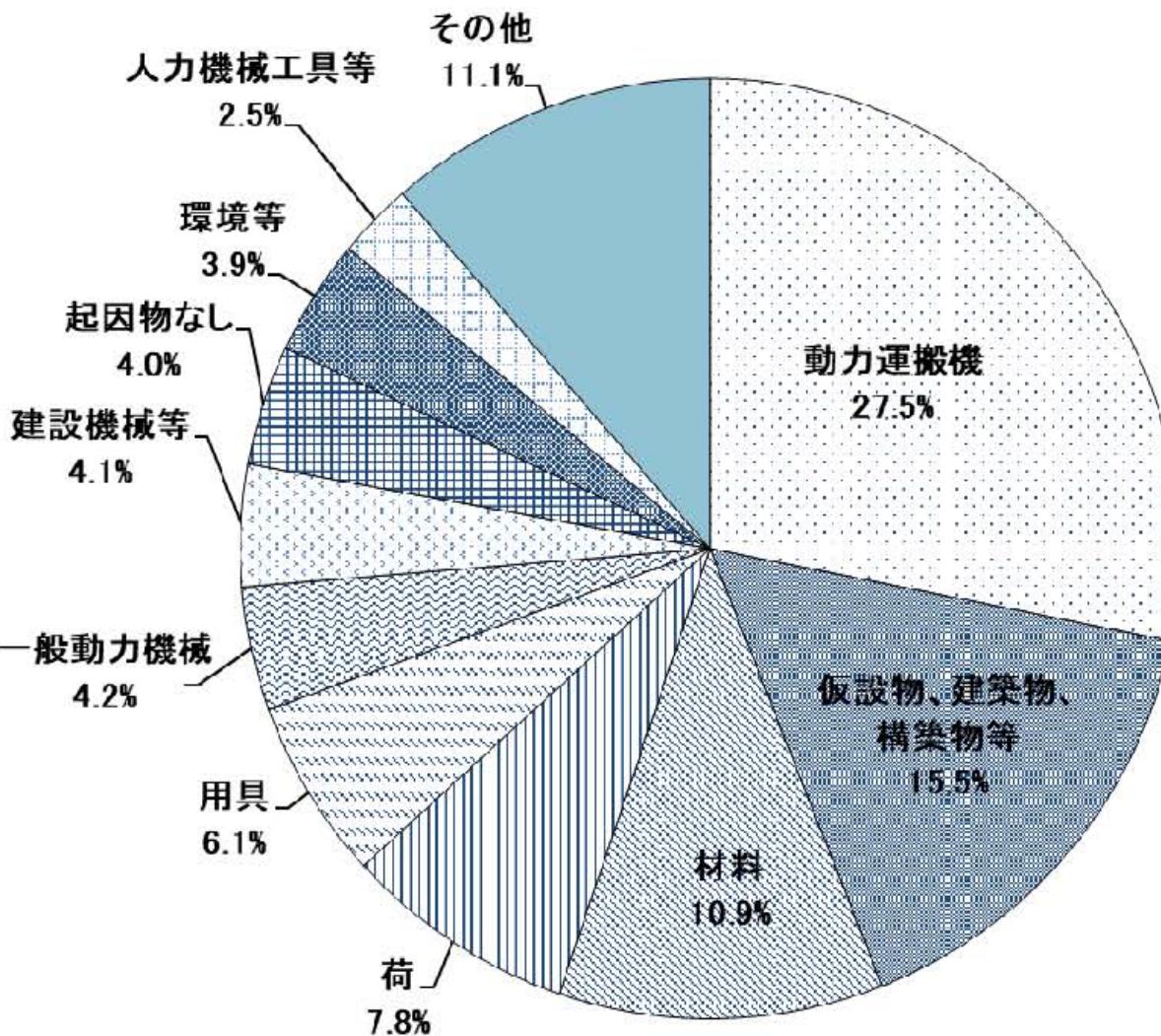
(死傷者数)



(出所：厚生労働省「労働者死傷病報告」より作成)

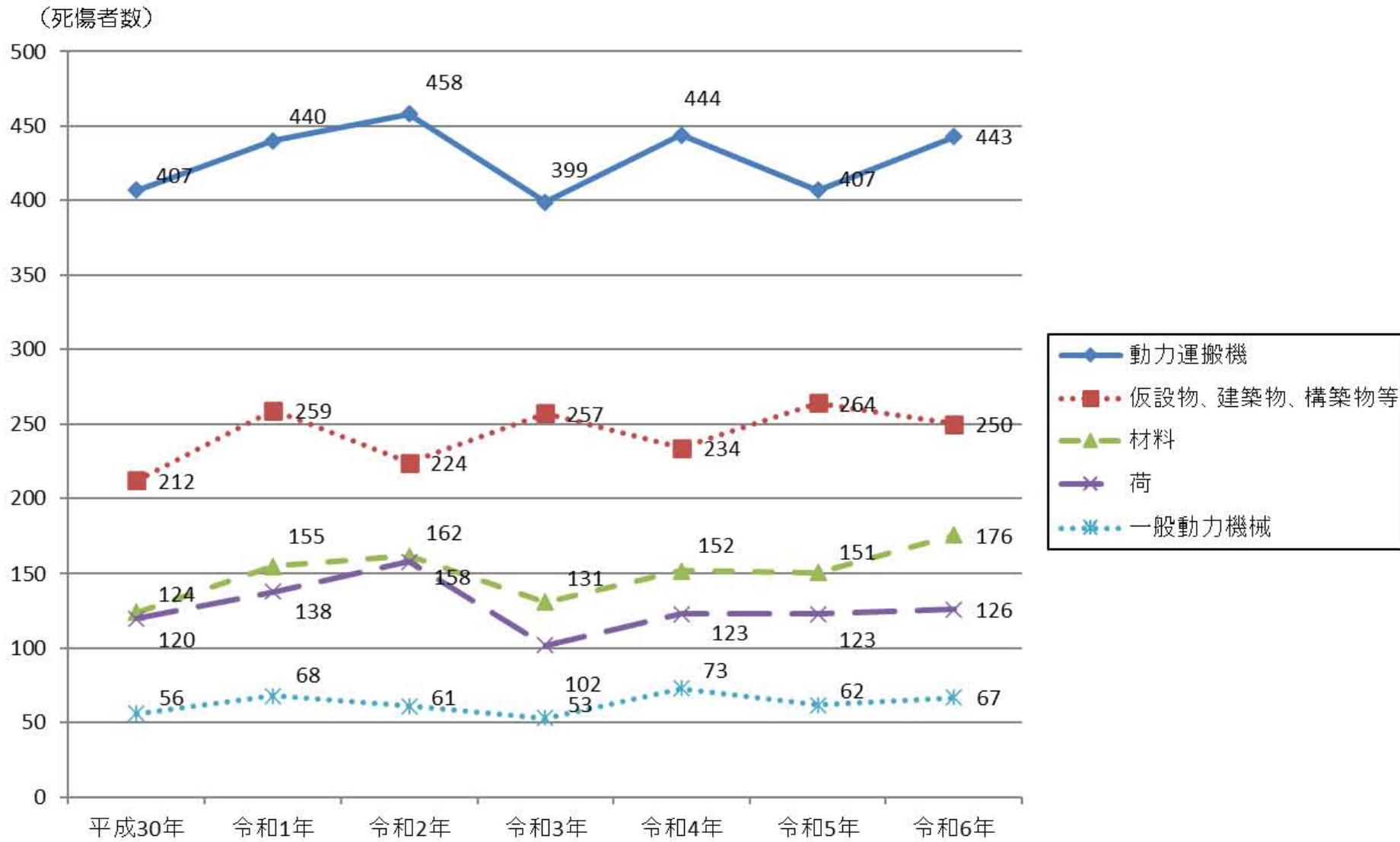
図 4 【事故の型別】死傷災害発生状況の推移（平成 30 年～令和 6 年）

## 2. 【起因物別】死傷災害発生状況



(出所：厚生労働省「労働者死傷病報告」より作成)

図5 【起因物別】死傷災害発生状況（令和6年）

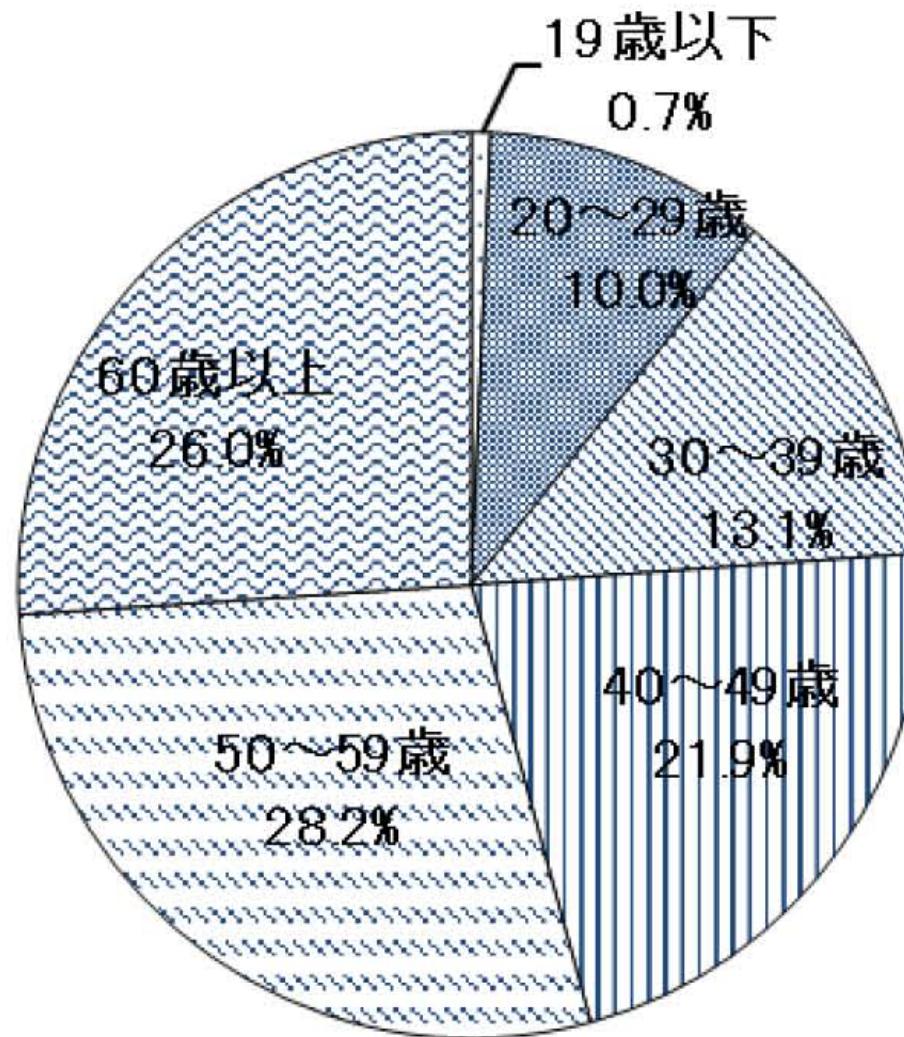


(出所：厚生労働省「労働者死傷病報告」より作成)

図6 【起因物別】死傷災害発生状況の推移（平成30年～令和6年）



### 3. 【年齢別】死傷災害発生状況

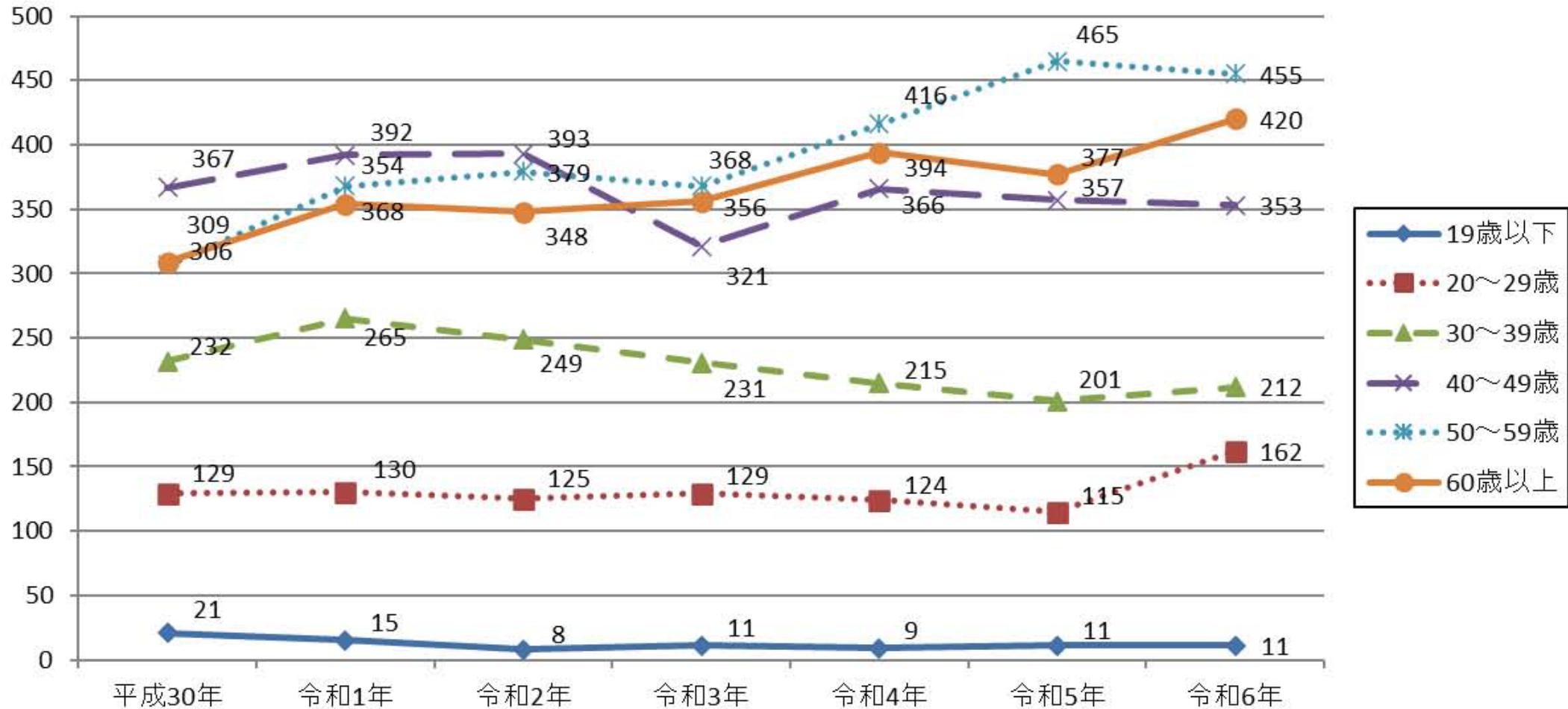


(出所：厚生労働省「労働者死傷病報告」より作成)



図 7 【年齢別】死傷災害発生状況（令和6年）

(死傷者数)

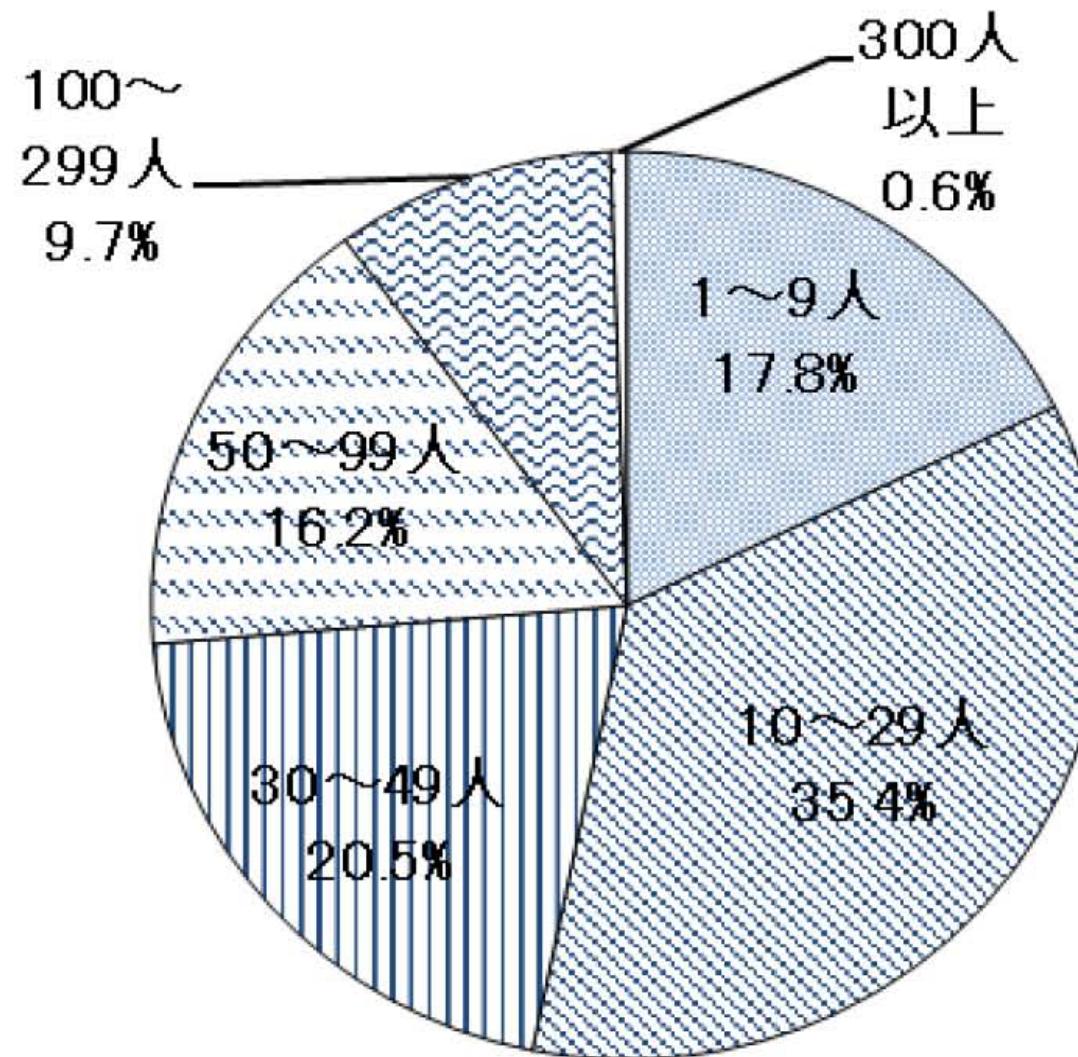


(出所：厚生労働省「労働者死傷病報告」より作成)

図8 【年齢別】死傷災害発生状況の推移（平成30年～令和6年）



#### 4. 【事業場規模別】死傷災害発生状況

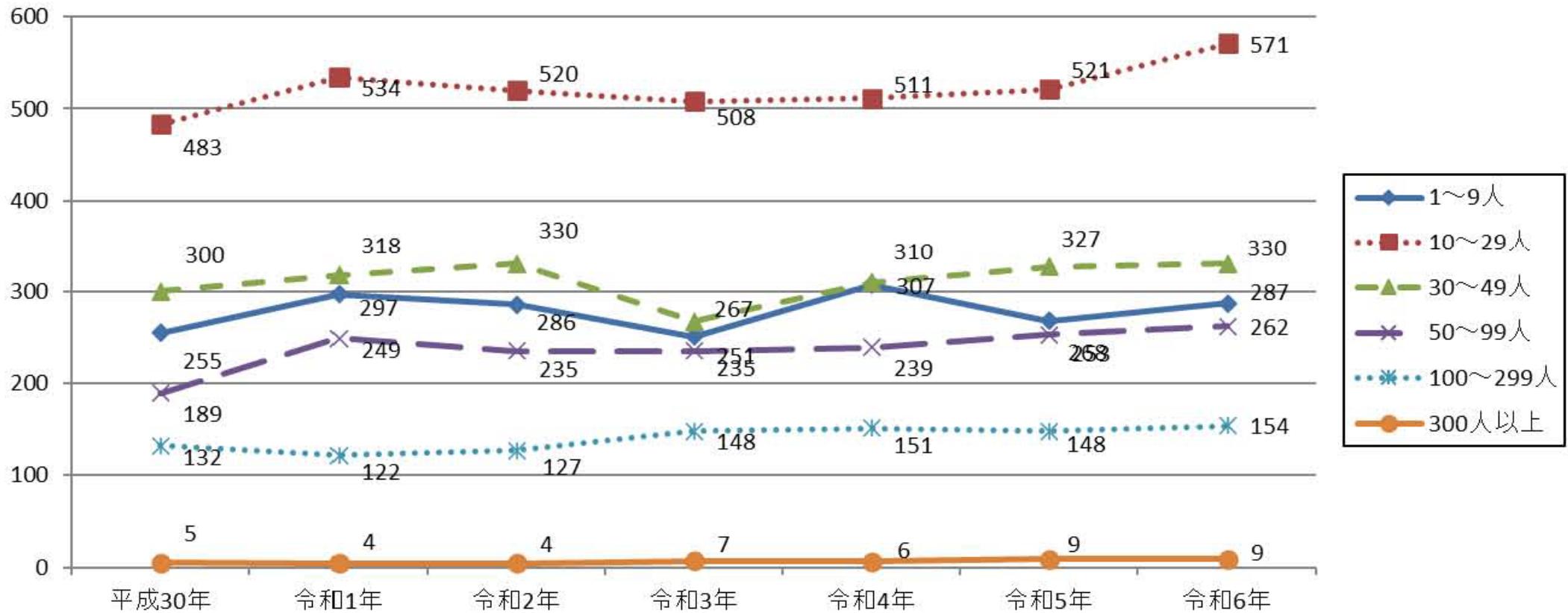


(出所：厚生労働省「労働者死傷病報告」より作成)



図9 【事業場規模別】死傷災害発生状況（令和6年）

(死傷者数)



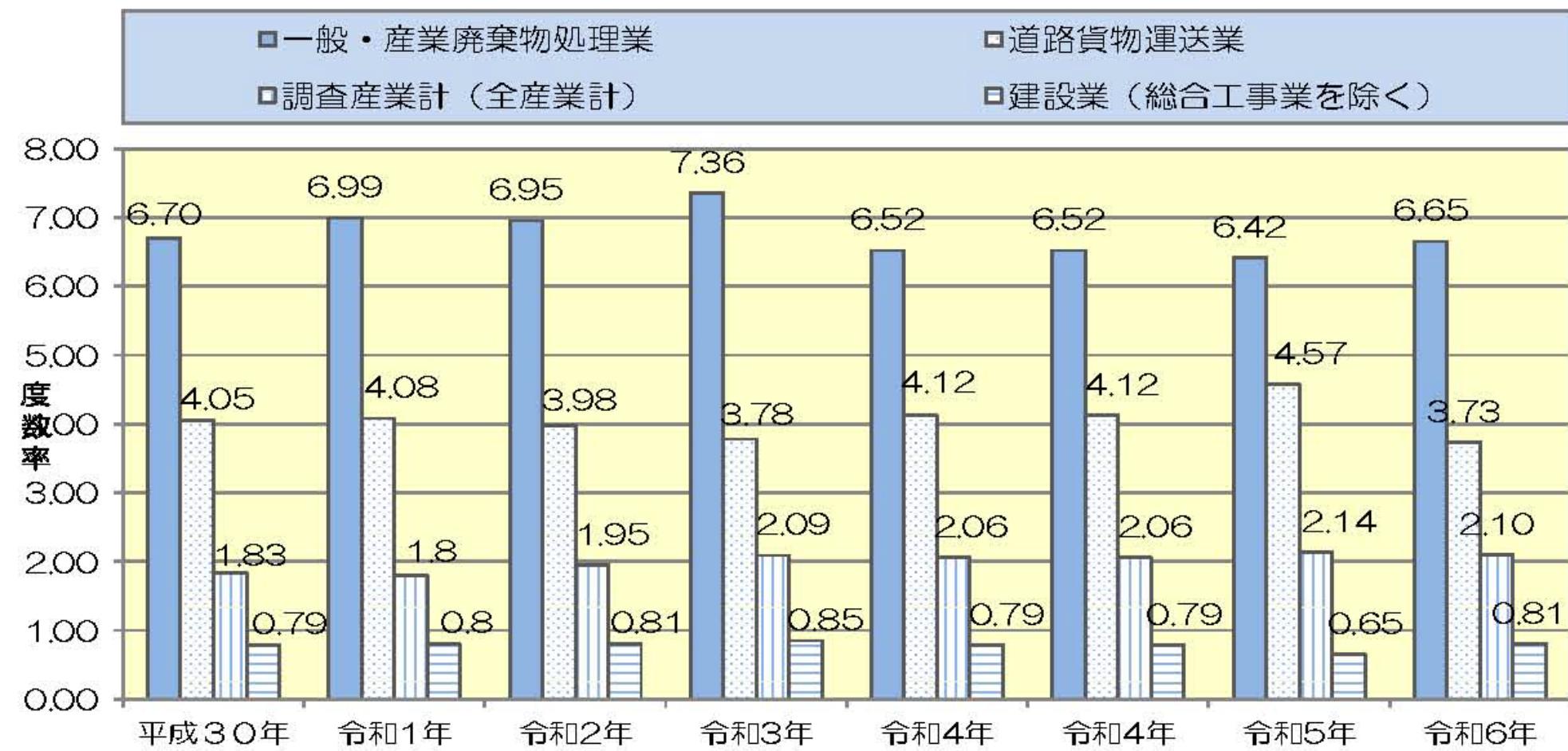
(出所：厚生労働省「労働者死傷病報告」より作成)

図 10 【事業場規模別】死傷災害発生状況の推移（平成 30 年～令和 6 年）



## 5. 度数率の推移

※事業所規模 100人以上



(出所：厚生労働省「労働災害動向報告」より作成)



図 11 各業種における度数率の推移（平成30年～令和6年）

表2 各業種における度数率・強度率の推移（令和2年～令和6年）

区分 業種	令和2年		令和3年		令和4年		令和5年		令和6年	
	度数率	強度率								
全産業	1.95	0.09	2.09	0.09	2.06	0.09	2.14	0.09	2.10	0.09
建設業 (総合工事業を除く)	0.81	0.24	0.85	0.21	0.79	0.09	0.65	0.07	0.81	0.03
製造業	1.21	0.07	1.31	0.06	1.25	0.08	1.29	0.08	1.30	0.06
運輸業、郵便業	3.31	0.13	3.31	0.22	4.06	0.21	3.95	0.19	3.55	0.23
電気、ガス、 熱供給、水道業	0.75	0.24	0.67	0.01	0.62	0.01	0.57	0.01	0.58	0.18
卸売業、小売業	2.27	0.11	2.31	0.05	1.98	0.05	2.43	0.06	2.60	0.05
サービス業*	3.89	0.14	4.02	0.17	3.85	0.31	3.73	0.19	3.89	0.40
一般・産業廃棄物 処理業	6.95	0.48	7.36	0.17	6.52	0.51	6.42	0.18	6.65	0.16

出所：厚生労働省「労働災害動向調査」より作成

\*: サービス業は一般廃棄物処理業、産業廃棄物処理業、自動車整備業、機械修理業及び建物サービス業に限る。



## 6. 【都道府県別】死傷災害発生状況

表3 【都道府県別】死傷者数（令和1年～令和6年）

年 都道府県	令和1年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
北海道	87	91	88	105	83	95
青森	9	17	11	12	21	14
岩手	19	16	21	10	17	16
宮城	37	25	27	44	27	27
秋田	8	12	6	9	5	6
山形	23	12	11	17	18	18
福島	24	17	25	23	22	26
茨城	26	25	23	23	18	27
栃木	16	28	26	24	28	30
群馬	34	39	25	29	33	26
埼玉	116	116	112	122	118	133
千葉	66	61	72	70	72	78
東京	113	107	86	103	118	147
神奈川	114	106	104	100	102	124
山梨	12	7	7	7	7	9
新潟	24	19	21	21	23	22
富山	17	8	15	8	6	16
石川	15	11	14	6	19	20
福井	6	10	7	13	9	7
長野	32	33	26	34	33	29
岐阜	16	10	13	13	9	16
静岡	40	51	45	54	61	40
愛知	71	108	91	85	96	98
三重	32	21	32	34	29	27
滋賀	13	15	16	16	13	17
京都	27	21	25	28	23	35
大阪	87	52	80	81	83	67
兵庫	44	64	48	58	57	47
奈良	9	16	13	9	9	13
和歌山	17	10	11	11	15	11
鳥取	6	10	6	7	11	6
島根	7	6	8	9	10	11
岡山	30	18	32	21	23	27
広島	51	43	53	47	51	57
山口	8	12	10	15	7	9
徳島	12	14	9	11	8	18
香川	18	22	15	11	10	18
愛媛	18	19	13	19	16	16
高知	7	13	9	8	9	9
福岡	77	67	46	56	73	61
佐賀	18	19	13	10	8	14
長崎	17	31	23	31	22	24
熊本	23	26	15	18	25	20
大分	23	22	18	29	20	26
宮崎	21	17	14	19	17	15
鹿児島	25	30	24	28	27	24
沖縄	9	5	7	16	15	17

出所：厚生労働省「労働者死傷病報告」より作成



## 6. 【都道府県別】死傷災害発生状況

表3 【都道府県別】死傷者数（令和1年～令和6年）

都道府県	令和1年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
北海道	27	21	20	25	22	25
茨城	26	25	23	23	18	27
栃木	16	28	26	24	28	30
群馬	34	39	25	29	33	26
埼玉	116	116	112	122	118	133
千葉	66	61	72	70	72	78
東京	113	107	86	103	118	147
神奈川	114	106	104	100	102	124
山梨	12	7	7	7	7	9



職場のあんぜんサイト

([https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen\\_pg/SAI\\_FND.aspx](https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/SAI_FND.aspx))

労働災害事例  
検索

業種:清掃・と畜業

件数:113



## 道路清掃作業に従事していた作業員が熱中症にかかる



業種	その他の廃棄物処理業			
事業場規模	1~4人			
機械設備・有害物質の種類(起因物)	高温・低温環境			
災害の種類(事故の型)	高温・低温の物との接触			
被害者数	死亡者数：1人	休業者数：0人	不休者数：0人	行方不明者数：0人
発生要因(物)	温湿度の不適当			
発生要因(人)	身体機能			
発生要因(管理)	不安全な行動のないもの			



## 発生状況

この災害は、7月中旬の大阪で道路清掃作業に従事していた作業者が、午後2時頃熱中症により死亡したものである。

被災者が所属する事業場は国道の清掃作業を請け負っており、今回の作業は、片側3車線道路の上りの車線の路側帯の清掃及び車線迂回コーナー部フェンス内側雑草の除去である。清掃作業は枯れ草、砂、缶などの収集である。

作業方法は清掃車線上に2台トラックを止め、その後方に警備員が配置され、トラックの前方約20mの範囲をカラーコーンで仕切り、その内側で作業者が縦一列に並び先頭の者から、手ほうき、ちり取り、袋、スコップというように順にもち、ゴミなどを袋に収集し、トラックに積み込んで行き、トラックを前方に移動させ順次進んで行くものである。

災害発生当日、被災者は午前9時に現場に到着し、直ちに清掃作業に取りかかった。10時に道路の下の日陰で約15分の休憩をとり、再び清掃作業を開始した。約45分の作業の後、日陰で15分の2度目の休憩をとった。12時から午後1時まで昼食と休憩をとった後、作業に戻った。

午後2時頃、被災者が座り込んだ。作業指揮者は被災者に日陰での休憩を指示して作業に戻った。しばらく経って様子を見に戻った作業指揮者が、被災者が座り込んだ場所から約80m離れた場所で倒れているのを見た。



## 対策

同種災害の防止のためには、次のような対策の徹底が必要である。

1 作業場所に、温度計や湿度計を設置し、温度、湿度に基づく、作業の中止、休憩時間管理を行うこと。

早朝など涼しい時間に作業を行うなど作業計画を変更することも効果がある。

2 直射日光を遮ることのできる簡易な日よけを設備を設けること。

作業車に日よけを設けるなど涼しい休憩場所を確保する必要がある。

3 トラックにスポーツドリンクを備え付ける等水分や塩分を容易に補給できるようにすること。

4 熱を吸収、保熱しやすい服装を避け、吸湿性、通気性の良い服装とすること。また、通気性の良いヘルメット、帽子などをかぶらせること。

5 健康診断を実施し、その結果に基づき、適切な健康管理、適正配置を行うこと。また、作業者の睡眠時間、栄養指導等日常の健康管理について指導を行うこと。

6 作業管理者に対し、次の事項について労働衛生教育を行うこと。

(1) 熱中症の症状

(2) 熱中症の予防方法

(3) 緊急時の救急措置

(4) 熱中症の事例

7 少しでも熱中症の症状が見られた場合は、救急措置として涼しいところで身体を冷やし、水分及び塩分の補給を行うこと。

## 高圧洗浄機とプロアーによる一酸化炭素中毒



業種	清掃・と営業		
事業場規模	30~99人		
機械設備・有害物質の種類(起因物)	その他の危険物、有害物等		
災害の種類(事故の型)	有害物等との接触		
被害者数	死者数：0人 不休者数：0人	休業者数：2人	行方不明者数：0人
発生要因(物)			
発生要因(人)			
発生要因(管理)			



## 発生状況

---

温水プールのシャワー室内において、ガソリンエンジン付高圧洗浄機を使用して清掃し、同時に混合燃料用エンジン付の吹き飛ばし機（プロアー）にて水滴を吹き飛ばす作業を行っていた。作業を行っていた2名と、同じ建物内のシャワー室から離れた廊下にて窓ガラスの清掃を行っていた別会社の清掃員1名が体調不良を訴え救急搬送され、一酸化炭素中毒と診断された。



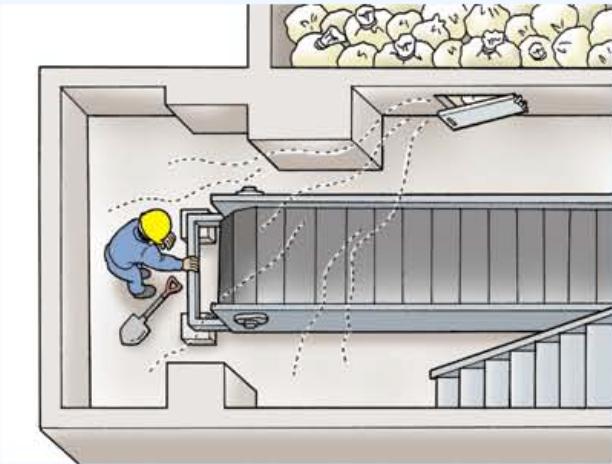
## 対策

---

- ・ 適切な作業計画を検討し、作成する
- ・ 手持ち工具やフォークリフト、可搬型発電機のように同様のエンジンを使用している場合は、十分に換気を行う
- ・ エンジン付き装置の台数や使用時間を踏まえ。十分な換気が行われるよう検討し、送風機や換気扇の使用を行う
- ・ 作業者ならびに直接作業に関わらない人は、一酸化炭素濃度が高いエンジン排気の風下になるべく立たないようにする
- ・ エンジン付きの工具、装置、発電機を稼働しているときに頭痛や吐き気を感じた場合は、すぐに排気の影響のない場所へ退避し、換気が終わるまで戻らない



清掃センター地下ピット内において、床面に落ちた粗大ゴミなどをコンベアに載せる作業中の作業者が酸素欠乏症にかかる



業種	その他の廃棄物処理業		
事業場規模	30~99人		
機械設備・有害物質の種類(起因物)	有害物		
災害の種類(事故の型)	有害物等との接触		
被害者数	死者数：－ 不休者数：－	休業者数：1人 行方不明者数：－	
発生要因(物)	設計不良		
発生要因(人)	危険感覚		
発生要因(管理)	保護具を使用していない		



## 発生状況

この災害は、清掃センター地下ピット内において床面に落ちた粗大ゴミなどをコンベアに載せる作業中に発生したものである。

災害が発生した日、被災者は、午前8時に出勤し、始業開始の8時30分頃いつものように破碎機の運転室に赴き破碎機およびコンベアの運転停止を確認した後、床面に落ちた粗大ゴミなどをコンベアに載せる作業を始めるためピット内に向かった。同時に、4名の作業員が破碎機の点検・整備の作業を始めていた。

破碎機室内は悪臭が強く、破碎機の点検・整備の作業は頻繁に休憩を取りながら行っていた。9時過ぎに、破碎機室内で作業していた4名の作業者は休憩をとるため破碎機室内を出るとき、地下ピット内で作業していた被災者に休憩をとるように呼びかけたが返事がなかった。そこで、作業者の1人が地下ピット内に入ろうとして階段を下りようとしたが、いつもより悪臭が強く、タオルを口元に押さえながら地下ピット内の北側に入って行くと、倒れている被災者を見た。地下ピットに入った作業者は、倒れている被災者に声を掛けたが、返答がなかったので、すぐ事務所に連絡し救急車の手配を依頼し、被災者を救出して病院に搬送したところ、低酸素血症と診断され治療を受けた。



## 対策

---

同種災害の防止のためには、次のような対策の徹底が必要である。

- 1 地下ピット内で作業中は、18%以上の酸素濃度が確保できるように換気装置を設置すること。
- 2 地下ピットと隣接する可燃ゴミピットとは、点検窓を密封するなど空気の流通がないように隔離すること。
- 3 地下ピット内に酸素濃度、硫化水素、一酸化炭素濃度などの有害ガス濃度を検知し、警報を発することができる表示盤を地下ピット入り口に設置すること。
- 4 酸素濃度その他有害ガス濃度を測定するために必要な測定器具を備え付け、作業開始の都度作業場所の酸素濃度を測定すること。
- 5 空気呼吸器などの保護具を備え付けること。また、異常時に避難または救出するために必要な用具を備え付けること。
- 6 地下ピット内で作業を行うときは、常時作業の状況を監視する監視人を配置すること。
- 7 地下ピットでの作業については、酸素欠乏症等の危険を防止するための作業マニュアルを作成すること。
- 8 作業責任者を選任し、その者に、作業マニュアルの周知、酸素の濃度および有害ガスの濃度の測定、保護具の使用状況の確認などを行わせること。
- 9 酸素欠乏等に関する労働衛生教育を実施すること。



1.202508201【埼玉労働局】下水道管路等作業における硫化水素中毒防止対策の徹底について

## 【埼玉労働局】下水道管路等作業における硫化水素中毒防止対策の徹底について

下記のとおり、埼玉労働局から下水道管路等作業における硫化水素中毒防止対策の徹底について周知依頼がありました。

令和7年8月2日、行田市内の下水道管路内点検作業に従事していた作業者4人が死亡する重大な災害が発生しました。

当該災害につきましては調査中ですが、下水道管路内の硫化水素ガスを吸入したことが原因と推定されます。

つきましては、貴会におかれましても、貴会会員事業場に対して、下水道管路等作業のみでなく、酸欠則に定める安全管理措置の適切な実施を周知いただくよう特段の配慮をお願いします。

別添4のリーフレットも必要に応じてご活用ください。



## 八甲田火山はまだ生きています

この沢は、地獄湯の沢といわれ硫化水素ガスや炭酸ガスなどを噴出しています。このような硫気ガスのため岩は変質し、崩れやすい地形となっています。

また、普通の植物は生息することができず、硫気ガスに強い植物だけが生えています。

### The Volcano Is Still Active.

This marsh, named JIGOKU-YUNOSAWA, spouts out hydrogen sulfide gas and carbonic acid gas. Because of this, the rocks have changed in quality and are softer, making them easy to crumble. Therefore, ordinary plants can't grow here, and one can only see the plants which are strong enough to grow in gaseous sulfuric acid.

## 増水に注意

Be careful of rising water

小心水位上涨

증수에 주의



この先の火山性有毒ガスに注意。  
立ち止まらずに登山道を通過して下さい。

Be cautious of toxic volcanic gas ahead.

Do not stop on the path while passing through.

酸ヶ湯  
Sukayu Onsen

2.3km





# お願い

當山は硫化水素が噴出しているため  
線香、ロウソク、タバコの吸い殻等に  
着火する恐れがあります。このため  
又境内での喫煙を堅くお断り致します。

恐山寺務所



## 硫化水素

作成日 2003年5月6日  
改定日 2006年 9月 18日

## 1. 化学物質等及び会社情報

化学物質等の名称: 硫化水素  
製品コード: 〇〇〇  
会社名: 〇〇〇〇株式会社  
住所: 東京都△△区△△町△丁目△△番地  
電話番号: 03-1234-5678  
緊急速絡電話番号: 03-1234-5678  
FAX番号: 03-1234-5678  
メールアドレス:

推奨用途及び使用上の制限: 分析試験(金属沈殿剤)、金属の精製、各種工業薬品、農薬、医薬品の製造、蛍光体(夜光、蛍光染料)、エレクトロルミネッセンス(面照明)、フォトコンダクター(光電リレー露光計)製造、溶剤製造(DMSO、高級メルカブタン)、皮革処理(脱毛剤)

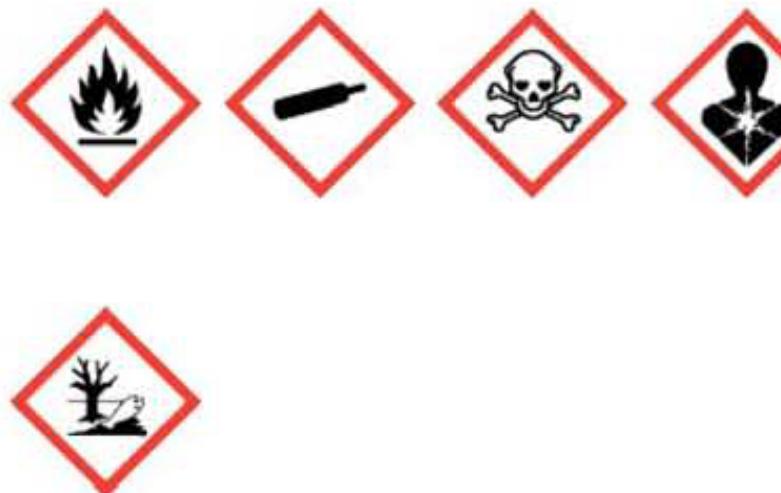
## 2. 危険有害性の要約

## GHS分類

## 物理化学的危険性

火薬類	分類対象外
可燃性・引火性ガス	区分1
可燃性・引火性エアゾール	分類対象外
支燃性・酸化性ガス	区分外
高圧ガス	液化ガス
引火性液体	分類対象外
可燃性固体	分類対象外
自己反応性化学品	分類対象外
自然発火性液体	分類対象外
自然発火性固体	分類対象外
自己発熱性化学品	分類対象外
水反応可燃性化学品	分類対象外
酸化性液体	分類対象外
酸化性固体	分類対象外

## 表示又はシンボル:



## 注意喚起語:

## 危険有害性情報:

## 注意書き:

## 危険

極めて可燃性・引火性の高いガス

加圧ガス: 熱すると爆発するおそれ

吸入すると生命に危険(气体)

## 強い眼刺激

中枢神経系、呼吸器系、心血管系の障害

水生生物に非常に強い毒性

長期的影響により水生生物に非常に強い毒性

## 【安全対策】

熱、火花、裸火のような着火源から遠ざけること。一禁煙

適切な呼吸用保護具を着用すること。

適切な保護眼鏡、保護面を着用すること。

ガスを吸入しないこと。

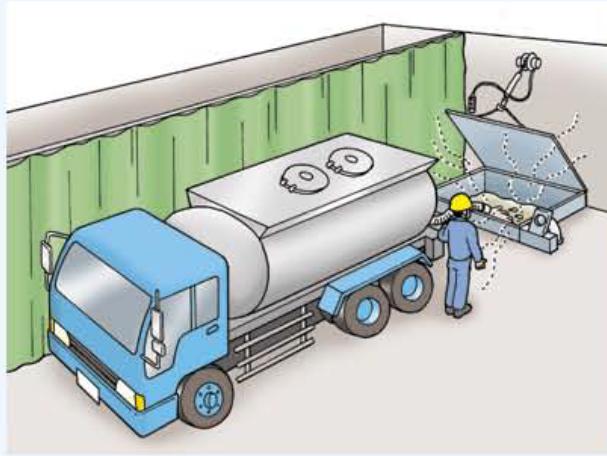
屋外又は換気の良い区域でのみ使用すること。

この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。

取扱い後はよく手を洗うこと。

環境への排出を防ぐこと。

収集した汚水をダンパー車からホースで産業廃棄物処理施設に投入していた作業者が硫化水素中毒



業種	産業廃棄物処理業
事業場規模	5~15人
機械設備・有害物質の種類(起因物)	有害物
災害の種類(事故の型)	有害物等との接触
被害者数	死者数：0人 休業者数：1人 不休者数：0人 行方不明者数：0人
発生要因(物)	有害物のガス、蒸気、粉じん
発生要因(人)	憶測判断
発生要因(管理)	危険場所に近づく



この災害は、収集した汚水をダンパー車から産業廃棄物処理施設の汚水槽にホースで投入する屋内作業場で発生したものである。

災害が発生した事業場は、昭和50年に設立され、産業廃棄物処理を業務としており、一日に75m<sup>3</sup>の汚水を処理することができる。下水処理施設の汚泥、工場の雑排水などを収集して、浄化処理後放流するまでを行う。

被災者の通常業務は、ダンプ車またはダンパー車で、汚水処理施設の汚泥、工場の雑排水を収集して、事業場の処理施設の投入口に投入するものである。

災害発生当日、被災者は10tダンプ車を用いて、広域下水処理施設の汚泥を引き取り、事業場の汚泥処理施設（脱水ケーキ投入室）に投入した後、引き続き、10tダンパー車に乗り換え、予定では同僚と2人でY社に出かけることになっていたが同僚の帰りが遅れたことから単独で汚水の回収に出かけた。

被災者は、Y社において家庭排水や食品工場、食堂、レストランの雑排水を一時的に貯蔵している屋外地下ピットから、10tの汚水の回収を終えて会社に戻った。

昼食後、被災者は引き取ってきた汚水を載せたダンパー車をバックで汚水処理室へ移動させ、汚水の臭気が周辺に漏れないよう同室と外部の境界に設けられたシャッターを完全に閉めた。

シャッターを閉じた後、ダンパー車後部にホースをつなぎ、投入槽の蓋をホイストで上方に引き上げて全開にし、開口部にホースを差し入れコックを手動で開き投入を開始したが、15分程したとき、激しい異臭を感じ意識を失って倒れた。

同種災害の防止のためには、次のような対策の徹底が必要である。

- 1 硫化水素中毒のおそれのある場所内で作業を行う場合には、第2種酸素欠乏危険作業主任者を選任し、作業の方法を決定し、作業者を指揮させること。
- 2 作業を開始する前に、硫化水素濃度を測定し、作業場所の状況を的確に把握すること。
- 3 作業場所の空気中の硫化水素濃度を10ppm以下に保つように換気し、その効果を再度、硫化水素濃度を測定することによって確認すること。  
作業者が内部で作業している間は、均一に換気できるように、送気を継続する必要がある。  
作業場所の自然換気が周辺への悪臭対策として困難な状態であれば、脱臭装置をつけた全体換気も検討されるべきである。
- 4 硫化水素が作業室内の発散することをできるだけ少なくするような作業方法を検討すること  
この事例の場合でも、汚水槽の蓋には、内径17cmのホース差込口があり、ホースの外形は12cmであるため、このホース差込口からの投入すれば、硫化水素が作業室内の発散することを少なくすることは可能である。
- 5 異常を早期に発見して適切な処置を迅速に行うため監視人を配置すること。  
硫化水素中毒のおそれのある場所の外部から内部の監視が可能な場所に監視人を配置する。  
異常の場合に備えて、呼吸用保護具などを整備しておく。
- 6 安全衛生管理体制を確立し、安全衛生管理を徹底するとともに、作業者の安全衛生教育を実施して硫化水素中毒の危険性を周知徹底すること。



## 排水処理施設の汚泥貯留槽の清掃作業中、滞留した硫化水素を吸入



業種	その他の清掃・と畜業	
事業場規模	5~15人	
機械設備・有害物質の種類(起因物)	有害物	
災害の種類(事故の型)	有害物等との接触	
被害者数	死亡者数：－ 不休者数：－	休業者数：2人 行方不明者数：－
発生要因(物)	その他保護具を指定していない	
発生要因(人)	危険感覚	
発生要因(管理)	保護具を使用していない	



## 発生状況

---

この災害は、地下3階にある雑排水処理施設の汚泥貯留槽を清掃する作業中、硫化水素を吸入したものである。

この汚泥貯留槽の汚泥の搬出および清掃を請け負った会社は、作業員5名をこの作業に従事させていた。

災害が発生した日、まず、汚泥貯留槽内の汚泥をバキュームカーに吸い上げた。次いで、槽内に溜まっている汚水を2時間ほど排水し、汚水が30cmぐらいになったとき、作業員Aが、槽内に入り壁面に付着した汚泥をデッキブラシでこすり落としホースで散水していたが、15分ほどで息苦しくなったので槽外に出た。

次に、作業員Bが槽内に入り同様の作業を行っていたところへ、作業員Aが再度槽内に入り、汚泥をこすり落としている作業員Bの背後からホースで散水していた。そして、5分ほど経過したとき、作業員Bが急に息苦しくなったと言って槽外に出ようとしてタラップに足をかけたが意識を失って倒れた。作業員Aも息苦しくなったが自力で槽外に出た。槽外にいた作業員Cが、ポータブルファンを持って槽内に入り、倒れていた作業員Bを槽外に救出した。作業員A、Bは救急車で病院に搬送され、硫化水素中毒と診断され、入院治療を受けた。



## 浄化槽の清掃作業中、硫化水素中毒に罹る



業種	その他の清掃・と畜業		
事業場規模	16~29人		
機械設備・有害物質の種類(起因物)	有害物		
災害の種類(事故の型)	有害物等との接触		
被害者数	死者数：2人 不休者数：—	休業者数：— 行方不明者数：—	
発生要因(物)	設計不良		
発生要因(人)	場面行動		
発生要因(管理)	その他		



## 発生状況

---

この災害は、紡績工場において工場廃水の処理のために設置された浄化槽の清掃作業中に発生したものである。

災害が発生した日、清掃業者の係員A、Bの2名は、工場の担当者Cの立ち会いのもとで浄化槽の清掃作業を始めた。

清掃作業は、先ず、Bが、浄化槽のマンホールの蓋を開けて、バブリングを停止した後、Aがバキュームカーのホースを浄化槽内に差し入れ、Bがバキュームカーのコック操作を行い、浄化槽内の廃水を仮置きのタンク内に移した。

浄化槽内を空にした後、Aは、木製のはしごを第1槽の槽内に降ろし、浄化槽内に入った。Bは、浄化槽マンホールからAの作業の様子をうかがっていた。

Aが浄化槽内部に入った直後、Bが浄化槽内に向かって「おーい、おーい」と叫んでいた様子を見た立会人Cは、Aが浄化槽内に墜落したものと思い、工場事務所に走り、救急車の手配を行い、同僚とともに浄化槽に戻ったところ、Bの姿が見えなくなっていた。

そこで、立会人Cが浄化槽内をのぞいたところ、2名とも浄化槽内で倒れているのを発見した。レスキュー隊により2名とも救出されたが、Aはすでに死亡しており、Bは病院へ収容後死亡した。



## 原因

---

この災害は、工場排水の処理のために設置された浄化槽の清掃作業で発生したものであるが、その原因としては、次のようなことが考えられる。

- 1 浄化槽からの放流水を循環させるため浄化槽と産業廃棄物最終処分場との間を接続していた配管により、産業廃棄物最終処理場内で硫酸塩還元菌により生成された硫化水素が運ばれて浄化槽内に滞留していたものと考えられること。
- 2 硫化水素の発生するおそれのある浄化槽内での作業を開始する前に、酸素および硫化水素濃度の測定を実施していなかったこと。
- 3 酸素および硫化水素の測定が行われていなかったため、酸素濃度18%以上、硫化水素濃度10ppm以下に保つように換気が行われていなかったこと。
- 4 硫化水素の発生するおそれのある浄化槽内での作業を行うに際して、第二種酸素欠乏危険作業主任者を選任していなかったため、適切な作業指揮が行われていなかったこと。
- 5 退避・救出のためのロープ、空気呼吸器などの用具・器具を備えていなかったため、2次災害を誘発してしまったこと。
- 6 酸素欠乏症、硫化水素中毒に関する特別教育が行われていなかったため、その危険性についての知識がなかったこと。





本州最北端の大間崎  
ハマナス



## 第2章 令和6年の労働災害発生状況と第14次労働 災害防止計画(腰痛予防、熱中症対策等各論を含む)



# 令和 6 年 労働災害発生状況について

令和 7 年 5 月 30 日

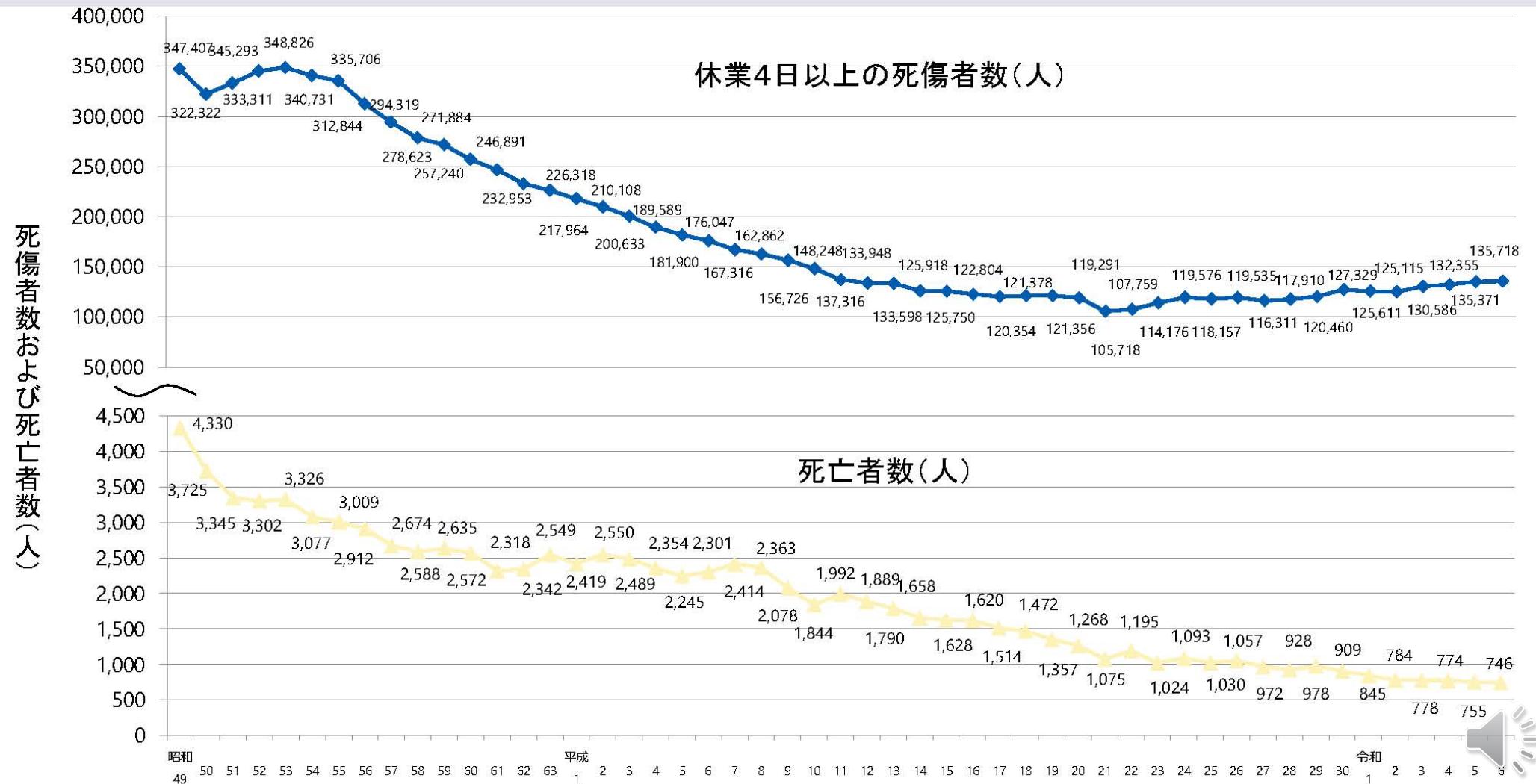
厚生労働省労働基準局

安全衛生部安全課



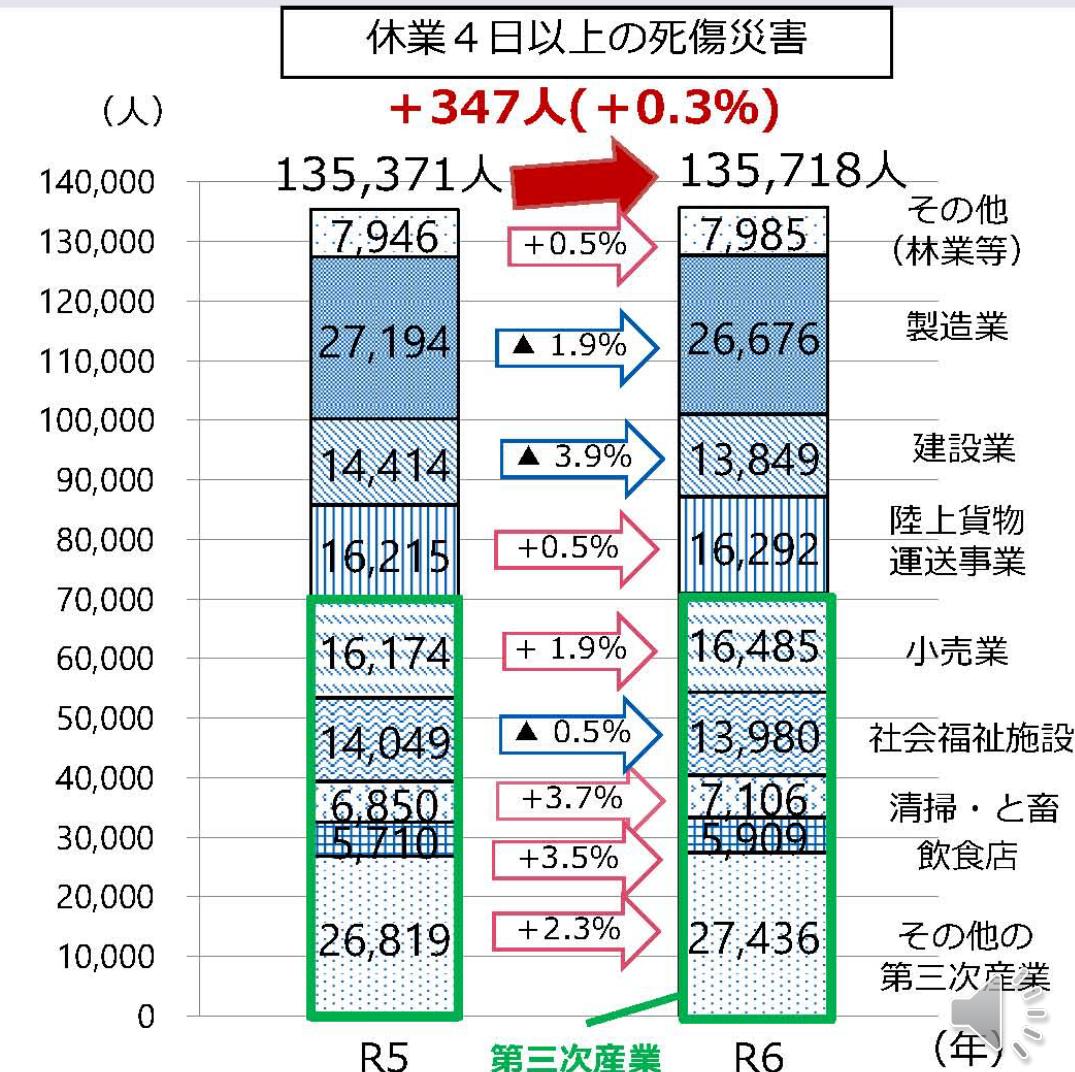
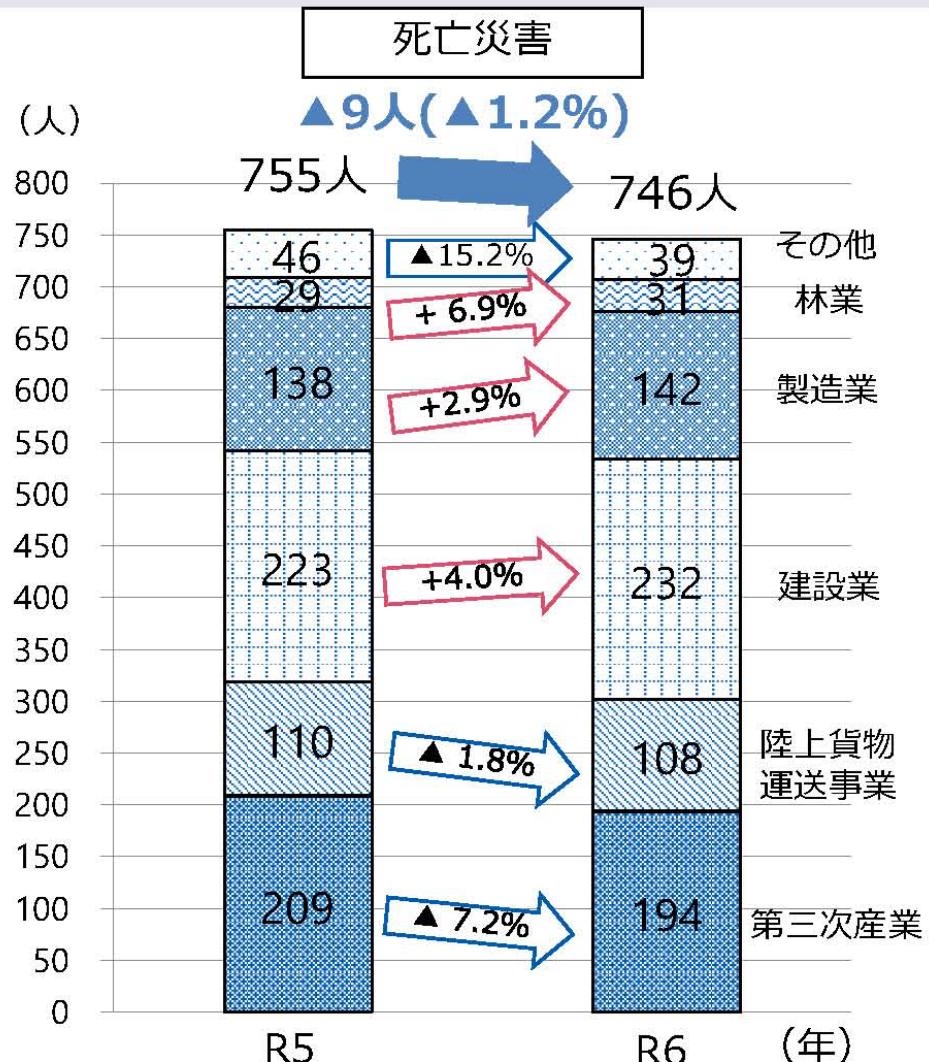
# 労働災害による死者数、休業4日以上の死傷者数の長期的な推移

- 死亡者数は、長期的に減少傾向にあり、過去最少となった。
- 休業4日以上の死傷者数は、近年、増加傾向にあり、4年連続で増加した。



# 業種別労働災害発生状況（死者者数、休業4日以上の死傷者数）R5/R6比較

- 業種別の死者者数は、製造業、建設業、林業で増加し、陸上貨物運送事業、第三次産業、その他で減少した。
- 業種別の休業4日以上の死傷者数は、陸上貨物運送事業、第三次産業、その他（林業等）で増加し、製造業、建設業で減少した。



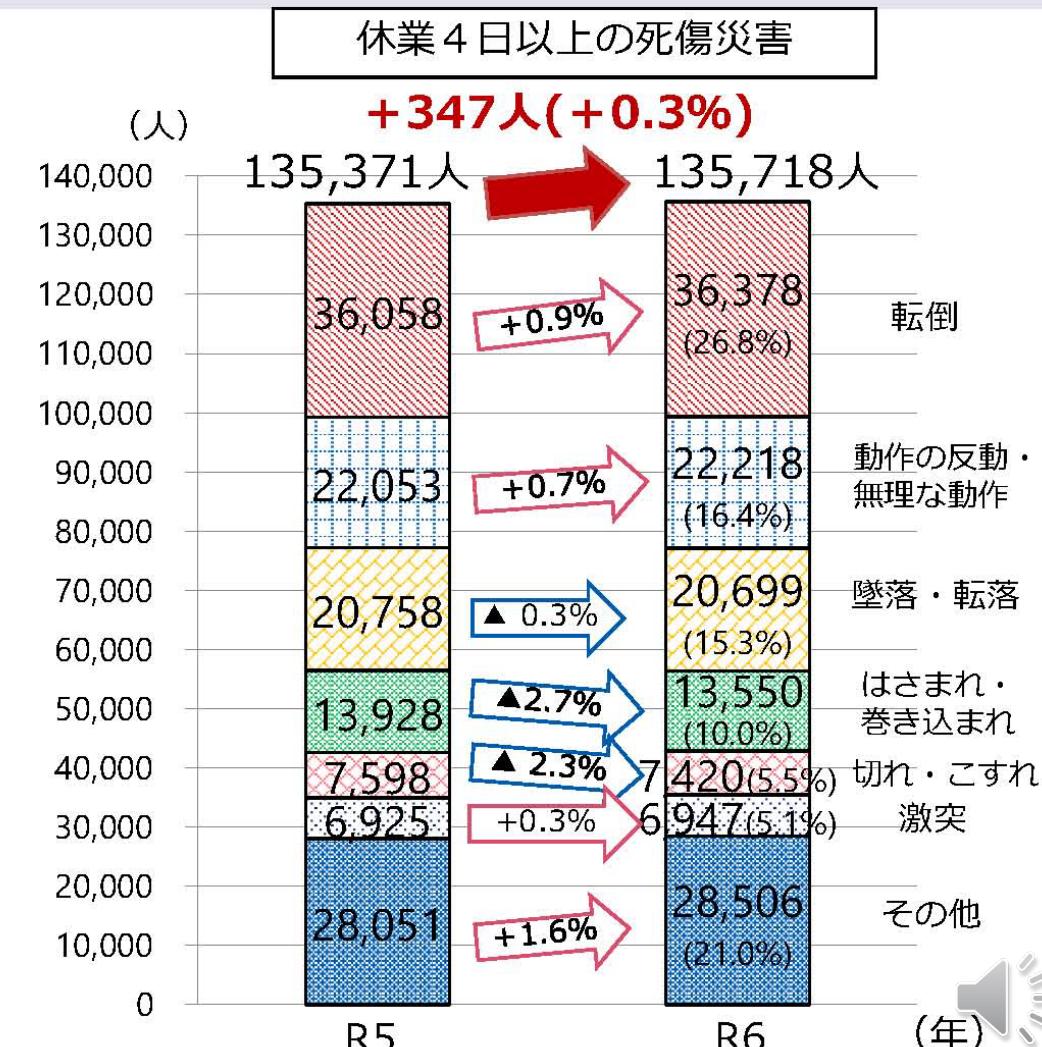
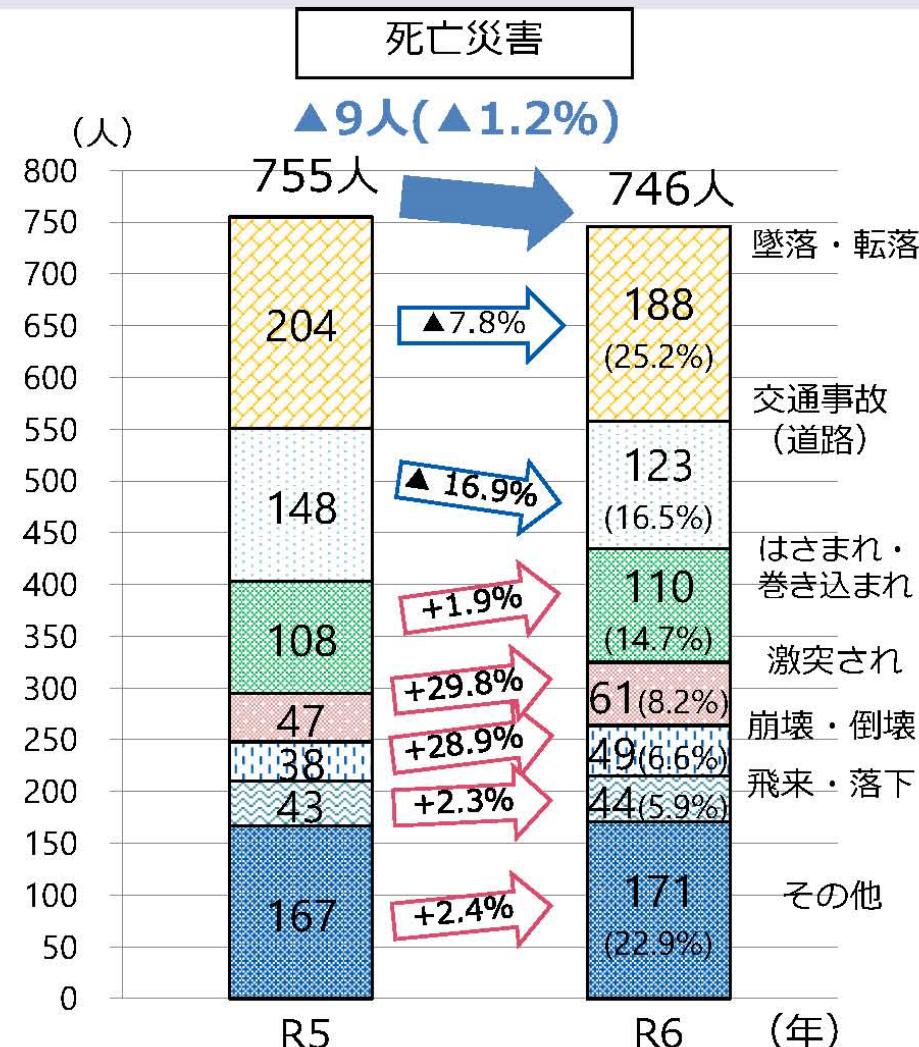
※ 令和6年1月1日から令和6年12月31日までに発生した労働災害について、令和7年4月7日までに報告があったものを集計したもの

出典：死亡災害報告

出典：労働者死傷病報告

# 事故の型別労働災害発生状況（死亡者数、死傷者数）R5/R6比較

- 事故の型別の死者数は、激突され、崩壊・倒壊等で増加し、墜落・転落、交通事故（道路）で減少した。
- 事故の型別の死傷者数は、転倒、動作の反動・無理な動作等で増加し、はさまれ・巻き込まれ、切れ・こすれ等で減少した。



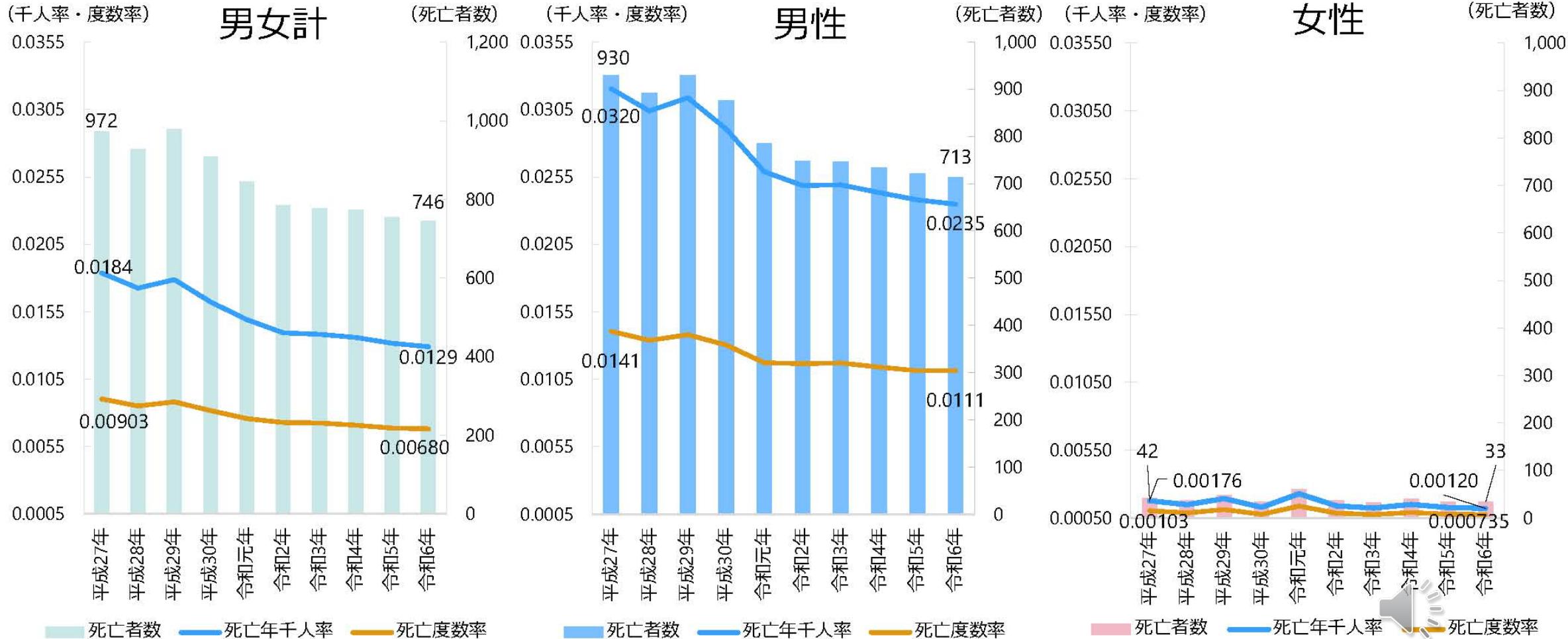
※ 令和6年1月1日から令和6年12月31日までに発生した労働災害について、令和7年4月7日までに報告があったものを集計したもの

出典：死亡災害報告

出典：労働者死傷病報告

# 死亡災害の災害発生率（千人率・度数率）の推移 H27-R6

- 死亡災害については、男性の占める割合が全体の9割超である。
- 千人率、度数率ともに減少傾向であるが、度数率は減少率が小さい。

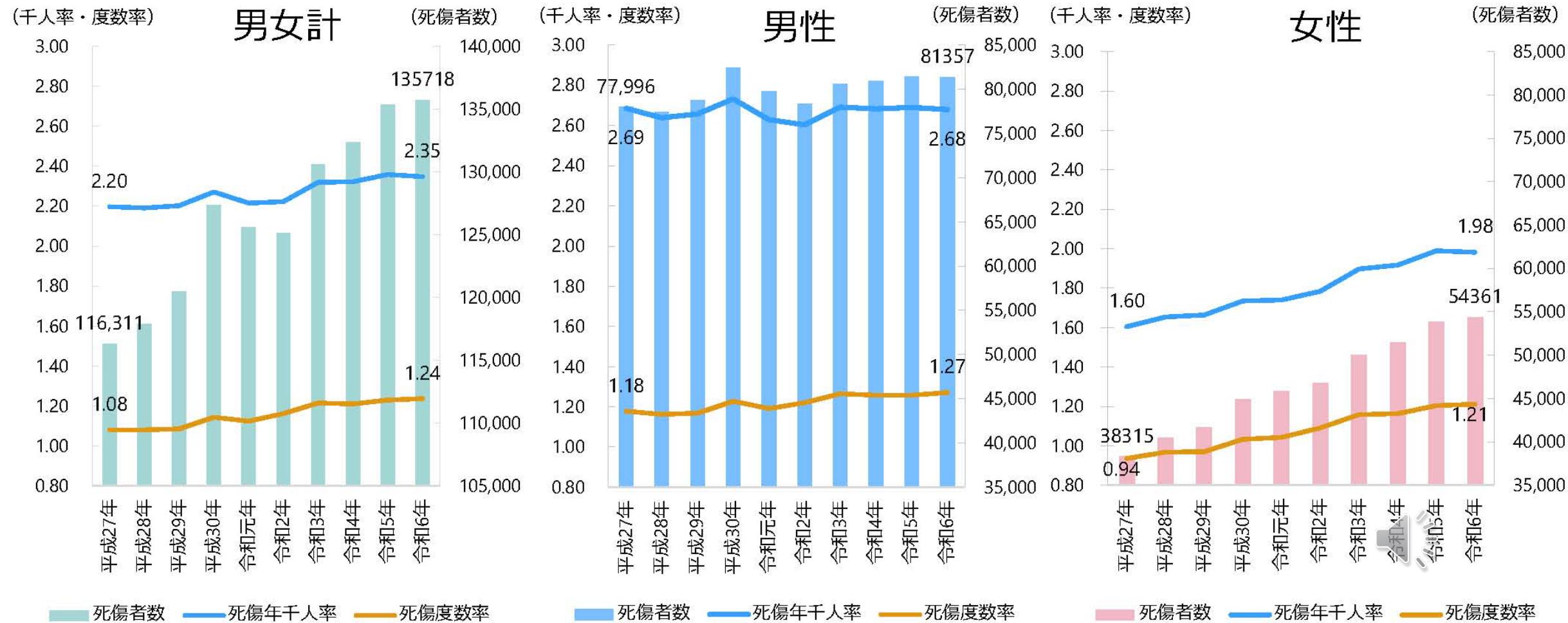


【データ出所】

死者者数：平成27年から令和6年までの死者者数...死亡災害報告（新型コロナウイルス感染症へのり患を除く）

# 死傷災害（休業 4 日以上）の災害発生率（千人率・度数率）の推移 H27-R6

- 死傷災害については、男性の占める割合は全体の 6 割程度である。
- 男性は、千人率は横ばいで度数率は上昇傾向である。女性は、千人率、度数率ともに上昇傾向である。

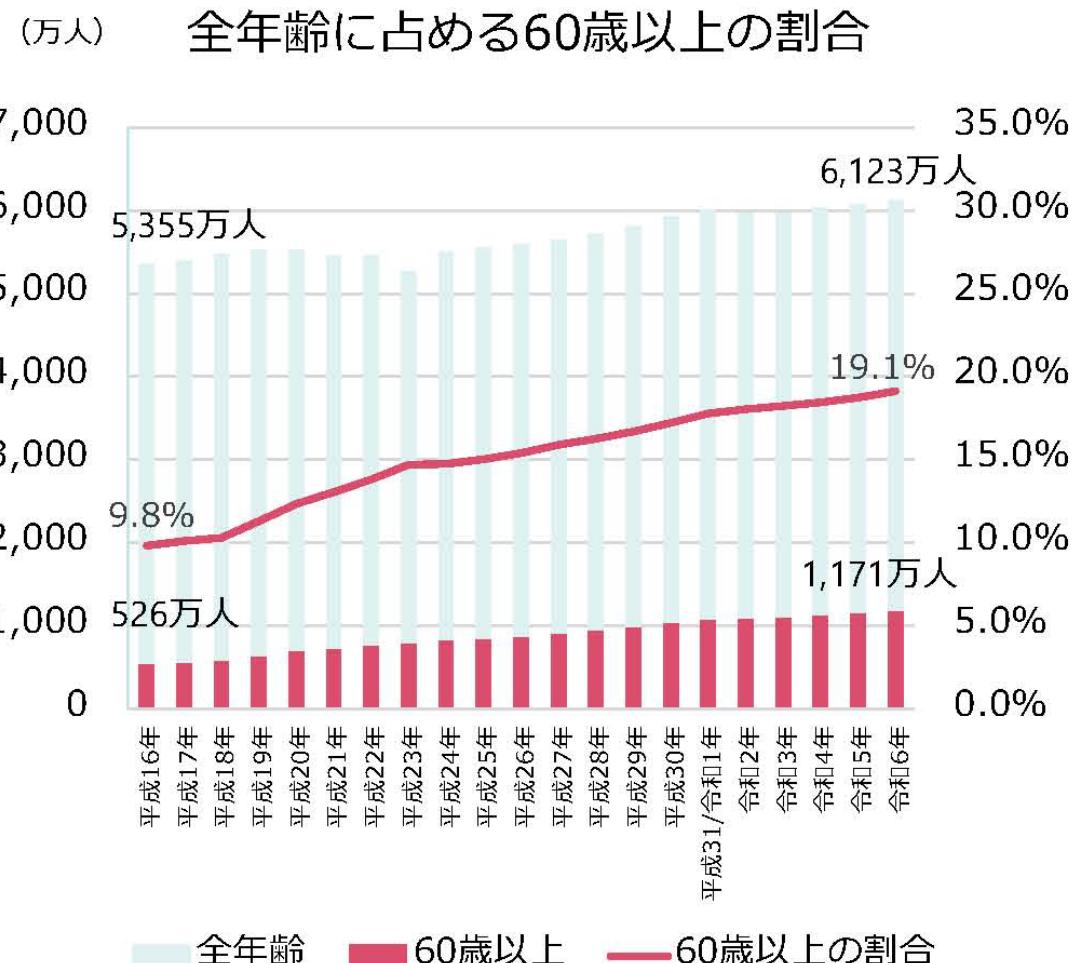


# 高年齢労働者の労働災害について①

## 高齢者の就労と被災状況

- 雇用者全体に占める60歳以上の高齢者の割合は19.1%(令和6年)
- 労働災害による休業4日以上の死傷者数に占める60歳以上の高齢者の割合は30.0%(同)

**雇用者**



**労働災害による死傷者数**

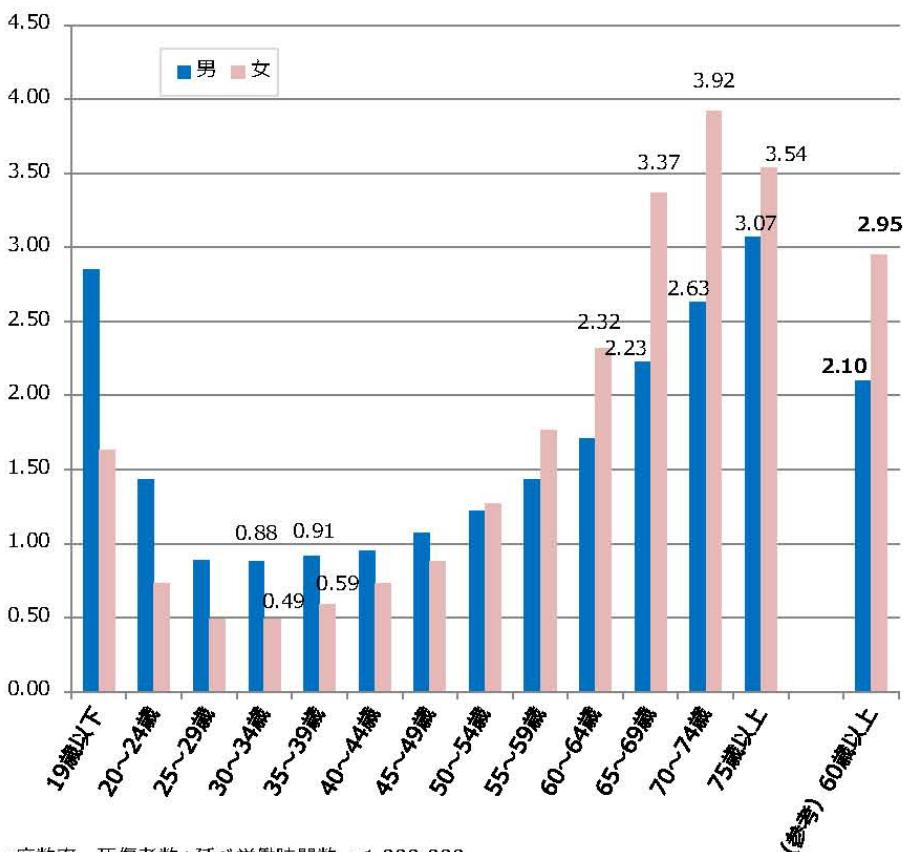


# 高年齢労働者の労働災害について②

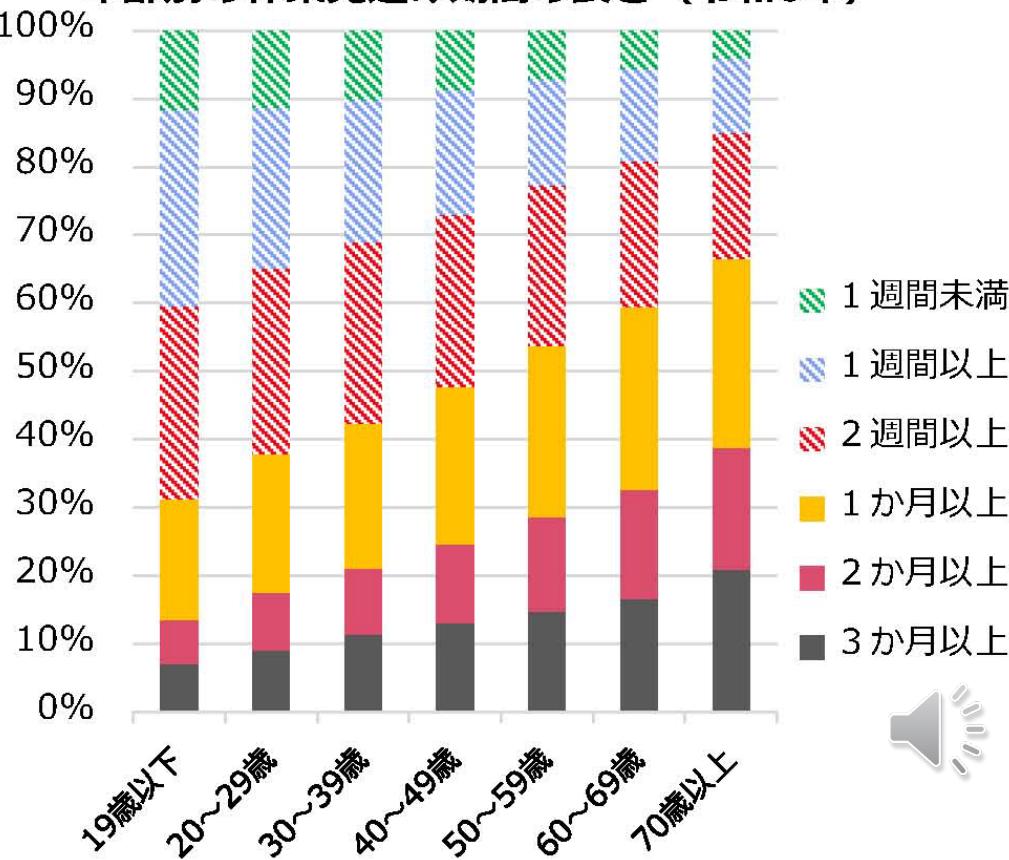
## 災害発生率（度数率）・休業見込み期間

- 60歳以上の男女別の労働災害発生率（死傷度数率（以下「度数率」という。））を30代と比較すると、男性は約2倍、女性は約5倍となっている。
- 60歳以上の死傷度数率は、2.41となっている。
- 休業見込み期間は、年齢が上がるにしたがって長期間となっている。
- 60歳以上の死傷千人率は、4.00である。

### 年齢別・男女別 度数率（令和6年）



### 年齢別の休業見込み期間の長さ（令和6年）



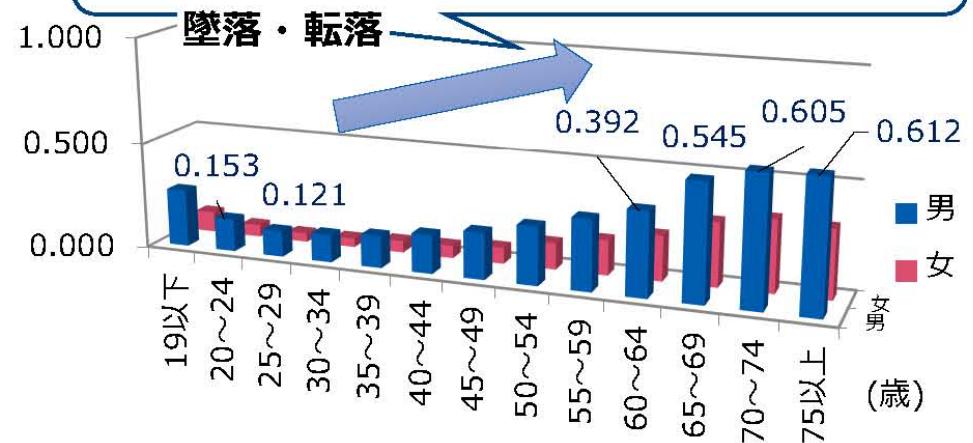
# 高年齢労働者の労働災害について③

## 年齢階層別・男女別の労働災害発生率（度数率）の傾向（事故の型別の分析）

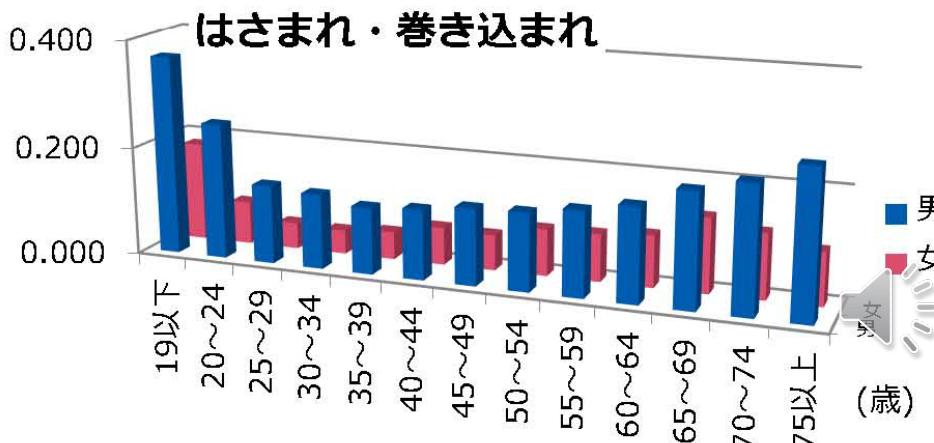
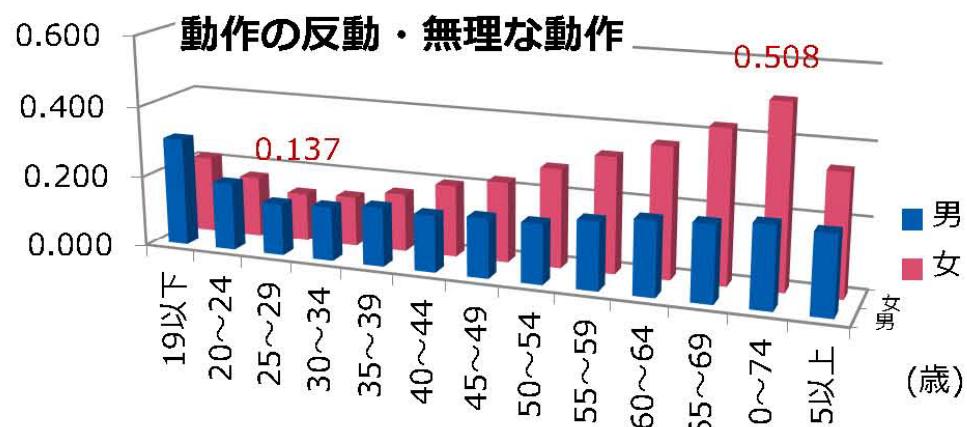
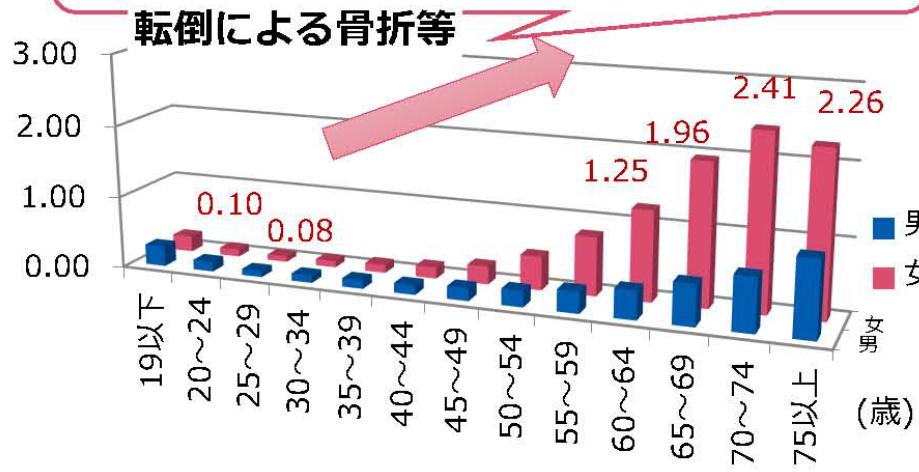
- 「墜落・転落」、「転倒による骨折等」では、特に60歳以上で、加齢に応じ、労働災害発生率（度数率）が著しく上昇する。
- 「動作の反動・無理な動作」と「はまれ・巻き込まれ」も、加齢に応じ、労働災害発生率が上昇する傾向がある。

### 事故の型別・年齢階層別・男女別の度数率（令和6年）

男性の場合、60歳以上（平均0.48）は20代（平均0.13）の約3.6倍

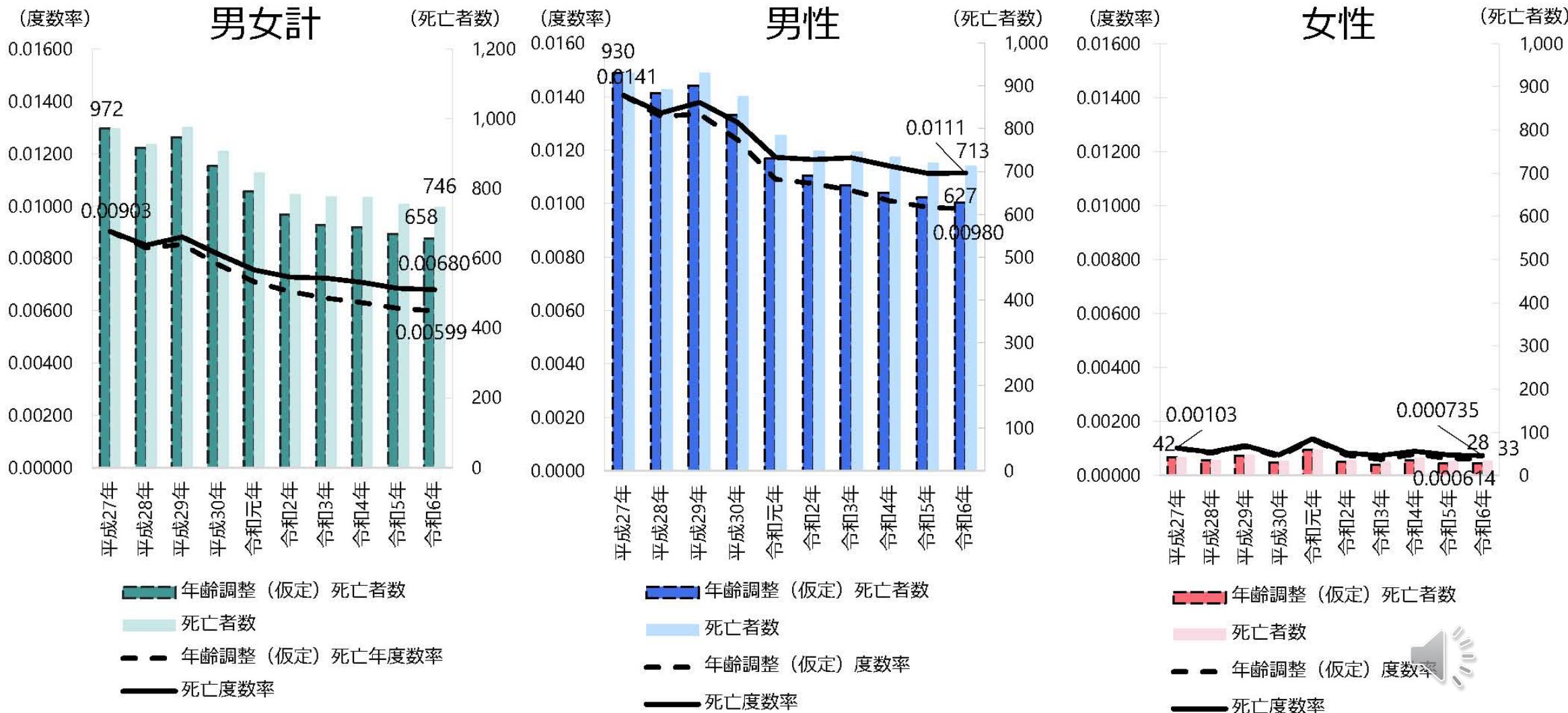


女性の場合、60歳以上（平均1.70）は20代（平均0.09）の約19.5倍



# 死亡災害発生率（度数率）の年齢調整値の推移

- 死亡災害発生率（度数率）は、減少傾向にあるが、年齢調整値は、未調整値と比較してさらに低いため、労働者人口構成の高齢化により、度数率が上振れしていることがわかる。

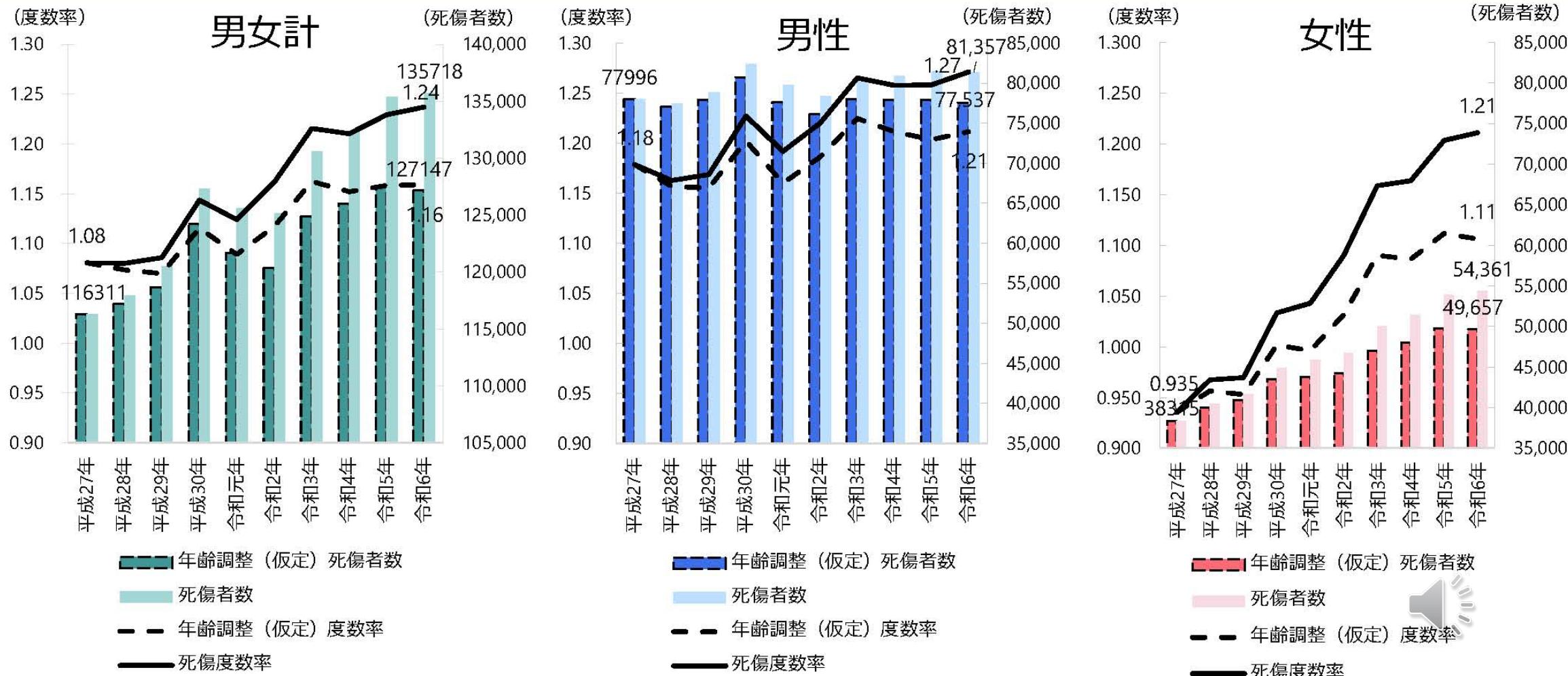


【データ出所】

死者者数：平成27年から令和6年までの死者者数...死亡災害報告（新型コロナウイルス感染症へのり患を除く）

# 死傷災害（休業 4 日以上）発生率（度数率）の年齢調整値の推移

- 死傷災害発生率（度数率）は、増加傾向にあるが、年齢調整値は、未調整値より低いため、労働者人口構成の高齢化により、度数率が相当程度上振れしていることがわかる。
- 度数率の推移は、男女の違いが大きく、男性では、横ばいか若干の増加に留まるが、女性では、年齢調整値でもほぼ一貫して上昇している。

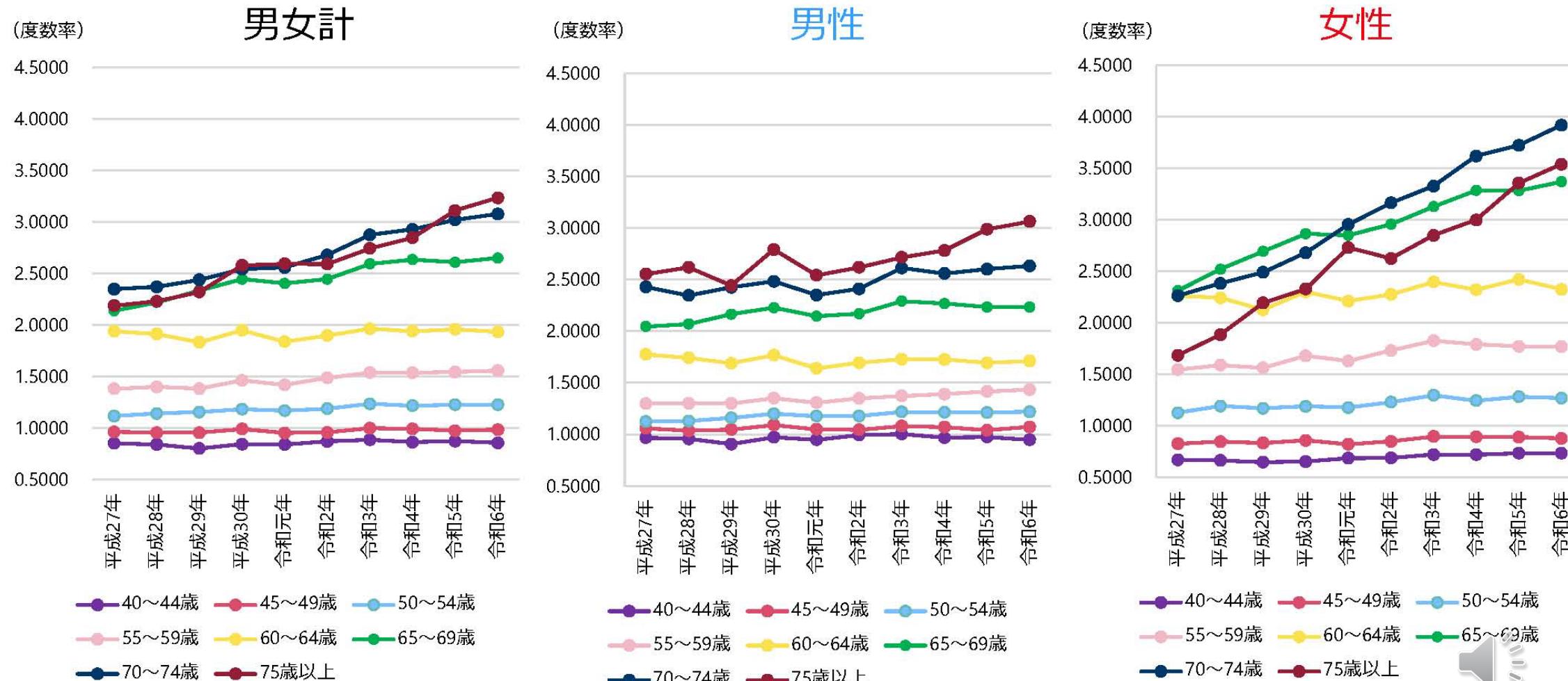


【データ出所】

死傷者数：平成27年から令和6年までの休業4日以上の死傷災害...労働者死傷病報告（新型コロナウイルス感染症のり患を除く）

# 死傷災害（休業4日以上）発生率（度数率）の年代別の推移

- 死傷災害発生率（度数率）は、65歳以下は横ばいであるが、特に女性の65歳以上において、死傷災害発生率（度数率）が増加傾向にある。

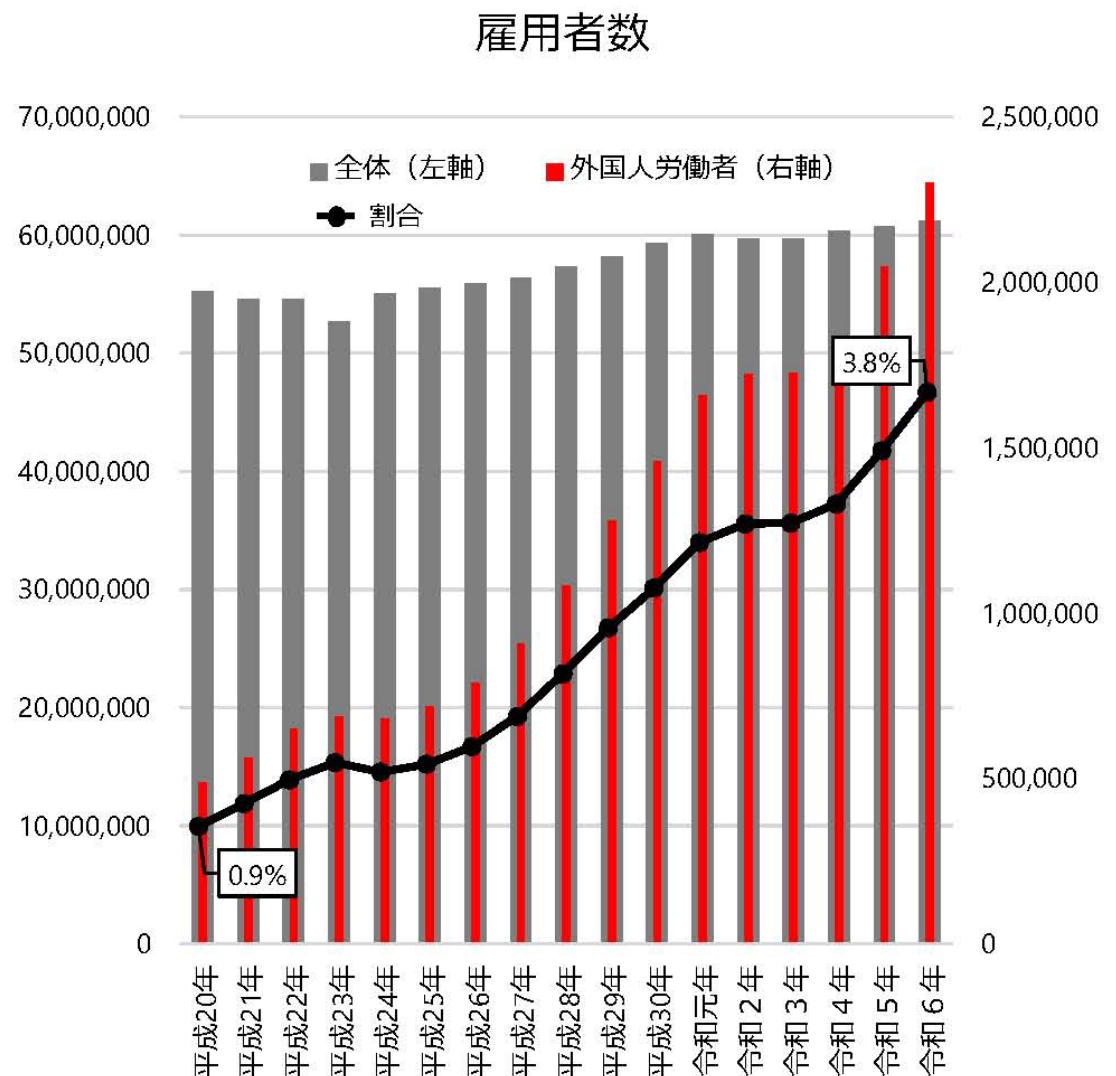


【データ出所】

死傷者数：平成27年から令和6年までの休業4日以上の死傷災害...労働者死傷病報告（新型コロナウイルス感染症のり患を除く）

# 外国人労働者の雇用者数及び労働災害発生状況

外国人労働者数の増加に伴い、外国人労働者の死傷者数も増加傾向にある。





# 第14次 労働災害防止計画の 概要

厚生労働省労働基準局安全衛生部計画課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan



# 第14次労働災害防止計画の概要

令和5年(2023年)4月1日～令和10年(2028年)3月31日までの5か年計画

## 自 計画の方向性

- 事業者の**安全衛生対策の促進と社会的に評価される環境の整備**を図っていく。そのために、厳しい経営環境等さまざまな事情があったとしても、**安全衛生対策に取り組むことが事業者の経営や人材確保・育成の鍵点からもプラス**であると周知する。
- 倒壊等の個別の安全衛生の課題に取り組んでいく。
- 誠実に安全衛生に取り組まず、労働災害の発生を繰り返す事業者に対しては厳正に対処する。

## 自 8つの重点対策

- |   |   |
|---|---|
| <p><b>POINT<br/>01</b> 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発<br/>社会的に評価される環境整備、災害情報の分析強化、DXの推進</p> | <p><b>POINT<br/>05</b> 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進</p>                              |
| <p><b>POINT<br/>02</b> 労働者(中高年齢の女性を中心に)の作業行動に起因する<br/>労働災害防止対策の推進</p>               | <p><b>POINT<br/>06</b> 業種別の労働災害防止対策の推進<br/>陸上貨物運送事業、建設業、製造業、林業</p>          |
| <p><b>POINT<br/>03</b> 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進</p>                                       | <p><b>POINT<br/>07</b> 労働者の健康確保対策の推進<br/>メンタルヘルス、過重労働、産業保健活動</p>            |
| <p><b>POINT<br/>04</b> 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進</p>                           | <p><b>POINT<br/>08</b> 化学物質等による健康障害防止対策の推進<br/>化学物質、石綿、粉じん、熱中症、騒音、電離放射線</p> |

死亡災害

5%以上減少

死傷災害

増加傾向に歯止めをかけ2027年までに減少



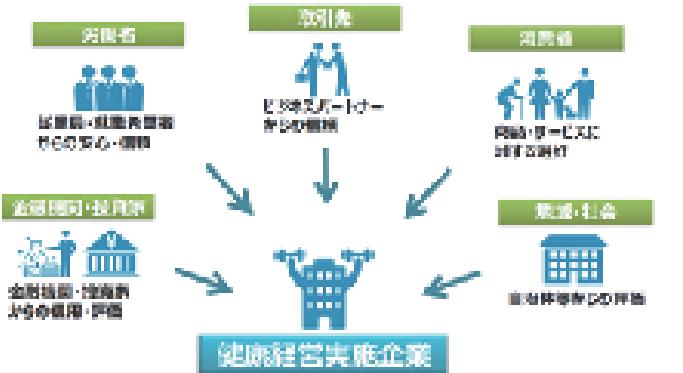
## ①自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発

事業者に取り組んでもらいたいこと

**安全衛生の取組見える化する仕組みを活用**し、主体的に安全衛生対策に取り組む。

\*国等は、安全衛生経費の確保の重要性について、実際に業務を行う事業者は元より仕事の注文者に対しても周知啓発を行う。

### ステークホルダーとの関係における「健康経営」のメリット



### 「健康経営の取組メリット」

- ビジネスパートナーからの信頼
- 金融機関・投資家からの信用・評価
- 商品・サービスに対する選好等

【SAFEコンソーシアム】 【安全衛生優良企業公表制度】



### 「健康経営の認定実績(2022年度)」

- 健康経営優良法人(大規模法人部門) : 2,676件
- 健康経営優良法人(中小規模法人部門) : 14,012件



### 【SDGs(Sustainable Development Goals)】

目標3 **あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉(ウェルビーイング)を促進する。**

3.9: 2030年までに、有害化学物質、ならびに大気、水質及び土壌の汚染による死亡及び疾病の件数を大幅に減少させる。

目標8 **包括的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する。**

8.8: 移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、すべての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。



安全かつ安心して働くことができる職場づくりは、「コスト」では無く「人的投資」

- 労働者の安全と健康を守る
- 労働災害に伴う生産設備の停止や各種費用による経済的損失を回避(軽減)
- 人材の確保・育成を始めとする組織の活性化、業績向上、(社会的)価値の向上



# 重点事項ごとの具体的取組

◀ 重点② ▶

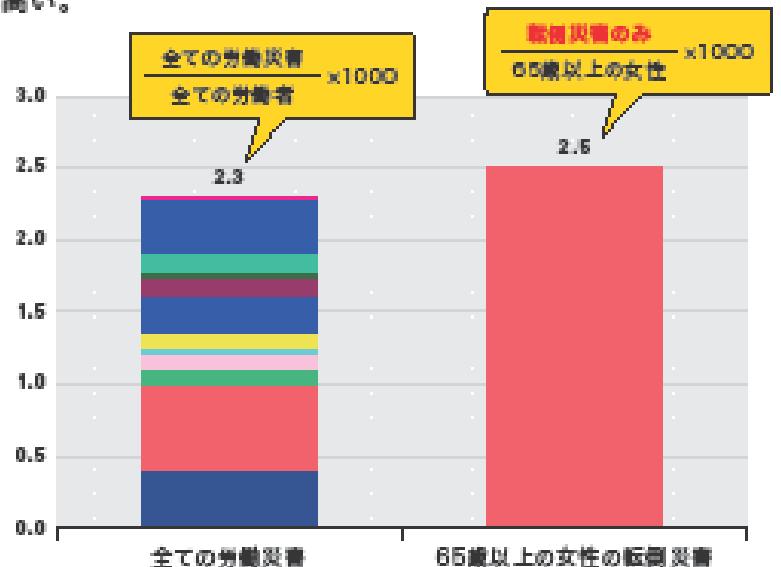
## ②労働者(中高年齢の女性を中心に)の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

### 事業者に取り組んでもらいたいこと【転倒予防対策】

- ①: 転倒災害は、加齢による骨密度の低下が顕著な中高年齢女性を始めとして、極めて高い発生率となっており、対策を講ずべきリスクであることを認識する。

### ▣ 転倒災害の発生率

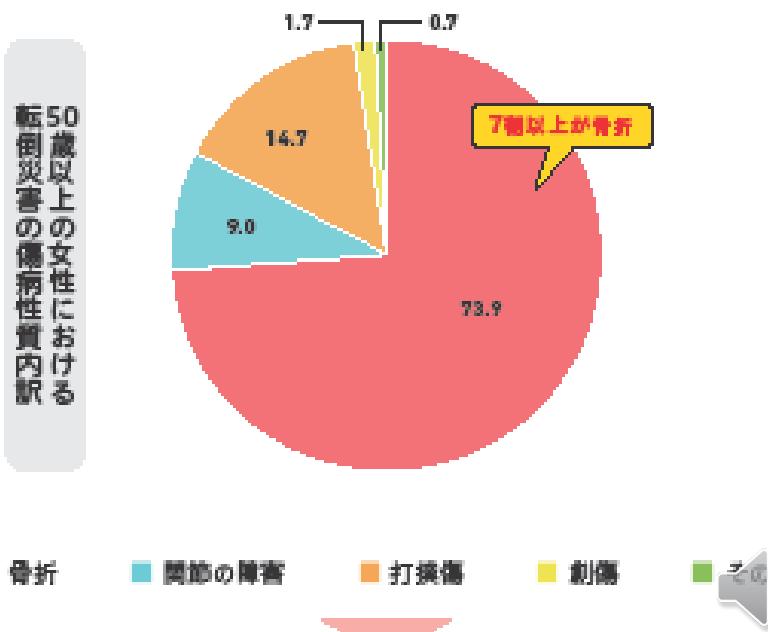
- **高年齢女性は、転倒災害の発生率**だけで、全労働者の全ての労働災害の発生率よりも高い。



■ 壓傷、転落	■ 転倒	■ 激突	■ 飛来、落下
■ 創傷、倒壊	■ 遊突され	■ はさまれ、巻き込まれ	■ 切れ、こすれ
■ 路み抜き	■ おぼれ	■ 高温・低温の物との接触	■ 有害物等との接触
■ 感電	■ 露天	■ 破損	■ 火災
■ 交通事故(道路)	■ 交通事故(その他)	■ 動作の反動、無理な動作	■ その他
■ 分離不能			

### ▣ 転倒災害のリスク

- 中高年齢女性は、骨密度の低下により、骨折しやすいため、休業日数が1ヶ月を超える重篤な災害になり得る。



全ての労働者の転倒災害による平均休業見込日数は47日(令和3年)

# 重点事項ごとの具体的取組

〔 重点③ 〕



ガイドライン全文  
(原生労働者HP)  
令和2年3月16日付け  
基安発0316第1号通知

## ③高齢労働者の労働災害防止対策の推進(1)

### 事業者に取り組んでもらいたいこと

#### エイジフレンドリーガイドラインを踏まえた対策 \*国では「エッセンス版」の作成・周知啓発

##### 安全衛生管理体制の確立等

**POINT 01** 経営トップ自ら安全衛生方針を表明し、担当組織・担当者を指定、リスクアセスメントの実施

##### 職場環境の改善

**POINT 02** 身体機能の低下を補う設備・装置の導入、高齢労働者の特性を考慮した作業管理、勤務形態等の工夫

##### 高齢労働者の健康や体力の状況の把握

**POINT 03** 健康測定等により、事業者、高齢労働者双方が健康や体力の状況を客観的に把握

##### 高齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応

**POINT 04** 把握した状況に応じて適合する業務をマッチング、身体機能の維持向上への取組

##### 安全衛生教育

**POINT 05** 写真や映像等の情報を活用した安全衛生教育、経験のない業種や業務に従事する場合の丁寧な教育訓練



事業者に取り組んでいただきたい内容(2027年まで)(アウトプット指標)

「エイジフレンドリーガイドライン」に沿った対策を講じる事業場を50%以上

取組の成果として得られる結果(2027年まで)(アウトカム指標)

60歳以上の死傷者千人率を2022年と比較して男女とも増加に歯止めをかける



「高年齢労働者の労働災害防止対策」や「コラボヘルス等の労働者の健康保持増進」のための取組に対して補助

## 補助案件

高年齢労働者の労働災害防止対策コース		コラボヘルスコース
対象事業者	(1)労災保険加入している (2)中小企業事業者 <sup>※1)</sup> (3)高年齢労働者(60歳以上)を常時1名以上雇用し、対象の高年齢労働者が対策を実施する業務に従事している	(1)労災保険加入している (2)中小企業事業者 <sup>※1)</sup> (3)労働者を常時1名以上雇用している
補助対象	高年齢労働者にとって危険な場所や負担の大きい作業を解消する取組に要した経費(機器の購入・工事の施工等)	コラボヘルス等の労働者の健康保持増進のための取組に要した経費
上記補助限度額	1/2 (上限額:100万円)	3/4 (上限額:30万円)

※ 2コース併せての上限額は100万円です。

※ 2コース併せた中請の場合は、必ず2コース同時に申請してください(月を変えて別々の中請はできません)。

※ 全ての中請に交付されるものではありません。

※1 中小企業事業者の範囲

業種		常時使用する労働者数	資本金又は出資の総額
小売業	小売業、飲食店、持ち帰り配達飲食サービス業	50人以下	5,000万円以下
サービス業	医療・福祉、宿泊業、娯楽業、教育・学習支援業、情報サービス業、物品販賣業、学術研究・専門・技術サービス業など	100人以下	5,000万円以下
卸売業	卸売業	100人以下	1億円以下
その他の業種	製造業、建設業、運輸業、農業、林業、漁業、金融業、保険業など	300人以下	3億円以下

※ 労働者数または資本金等のいずれか一方の条件を満たせば中小企業事業者となります。

## 補助対象となる取組

### 高年齢労働者の労働災害防止コース

高年齢労働者(60歳以上)の労働災害の防止のための取組に要する費用が補助対象

- 転倒・墜落災害防止対策
- 重量物取扱いや介護作業における労働災害防止対策
- 暑熱な環境による労働災害防止対策
- その他の高年齢労働者の労働災害防止対策



災害対策の段差の解消



水場における効率性の高い床材等の導入



災害対策への落防防止装置の導入



転倒・腰痛災害防止のための運動指導の実施



新規介助の際の身体的負担を軽減する機器の導入



暑熱作業のある事業場における休憩施設の整備

### コラボヘルスコース

労働者の健康保持増進のための次の取組に要する費用が補助対象

- 健康診断結果等を踏まえた禁煙指導、メンタルヘルス対策、ハラスマント対策等の健康教育等(オンライン開催、eラーニングなども含む)※産業医、保健師、精神保健福祉士、公認心理師、労働衛生コンサルタント等によるもの
- 事業所カルテ・健康スコアリングレポートの活用等によるコラボヘルス実施するための健康診断結果等を電磁的に保存及び管理を行うシステムの導入
- 栄養・保健指導の実施などの労働者への健康保持増進措置(健康診断、歯科検診、体力チェックの費用は除く)



# 重点事項ごとの具体的取組

◀ 重点④ ▶

## ④多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

### 事業者に取り組んでもらいたいこと

- 「テレワークガイドライン」(\*1)や「副業・兼業ガイドライン」(\*2)に基づく労働者の安全と衛生の確保
  - (\*1)「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」(令和3年3月改定)
  - (\*2)「副業・兼業の促進に関するガイドライン」(令和4年7月最終改定)
- **外国人労働者への安全衛生教育や健康管理を実施** \*国は、危険を「見える化」する**ピクトグラム安全表示の開発を促進**
  - ・外国人労働者が、内容を確実に理解できる方法で行う。(母国語や視聴覚教材の使用)
  - ・使用させる機械等、原材料等の危険有害性や取扱方法を**確実に理解**させる。
  - ・標識、掲示及び表示等に**図解を用いる**、母国語で注意喚起語を**表示する**。等



事業者に取り組んでいただきたい内容(2027年まで)(アウトプット指標)

**母国語や視聴覚教材**を用いて、外国人労働者向けの災害防止の教育を実施している事業者は  
を50%以上

取組の成果として得られる結果(2027年まで)(アウトカム指標)

外国人労働者の**労傷年千人率**を**全体平均以下**



2024年8月 朝日新聞

仕事中に大けがをしたベトナム人従業員に対して、理解できる方法での安全衛生教育をしていなかった。  
約1,030万円の賠償命令。



# 重点事項ごとの具体的取組

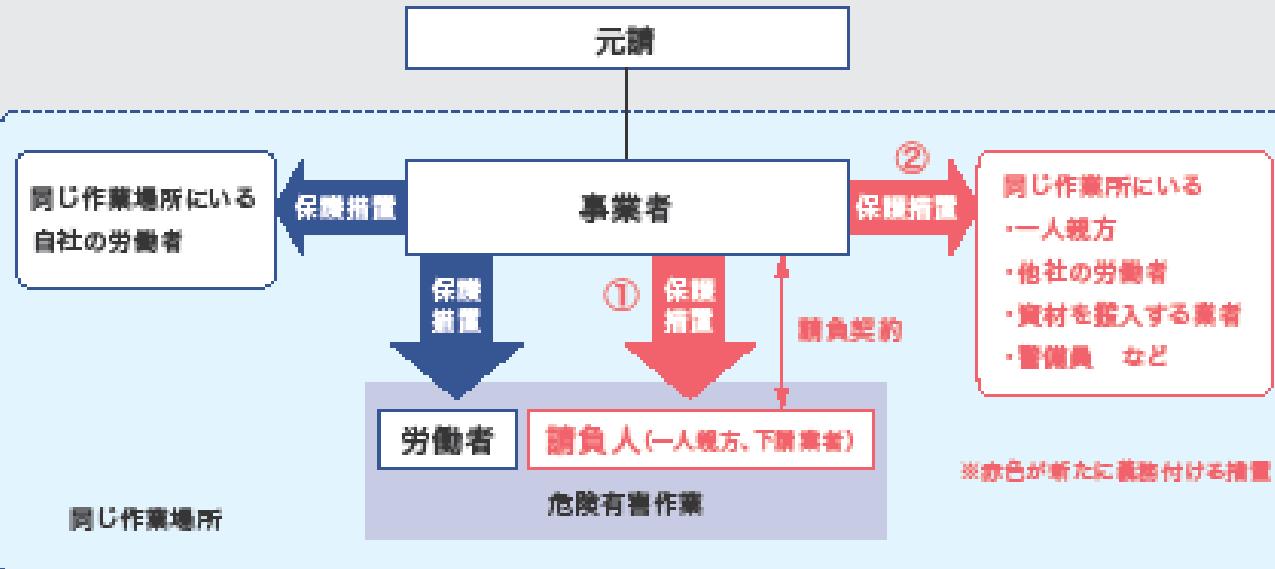
◀ 重点⑤ ▶

## ⑤個人事業者等に対する安全衛生対策の推進

**建設アスベスト訴訟の最高裁判決**において、労働安全衛生法第22条は、**労働者だけでなく、同じ場所で働く労働者でない者も保護する趣旨**との判断がされたことを踏まえ、同条に基づく省令の規定を改正。

### 事業者に取り組んでもらいたいこと

- ① 労働者以外の者にも危険有害な作業を請け負わせる場合は、**請負人(一人親方、下請業者)**に対しても、**労働者と同等の保護措置を実施**。
- ② 同じ**作業場所にいる労働者以外の者**(他の作業を行っている**一人親方や他社の労働者、資材搬入業者、警備員など、契約関係は問わない**)に対しても、**労働者と同等の保護措置を実施**。



### 同じ作業場所にいる労働者以外の者に対する保護措置の主な内容 令和5年4月1日施行

- 危険箇所への**立ち入りを禁止する義務**。
- **危険性等を掲示して知らせる義務**。
- 特定の場所での**喫煙・飲食を禁止する義務**。
- 事故発生時、**退避させる義務**。



# 重点事項ごとの具体的取組

◀ 重点⑥ ▶

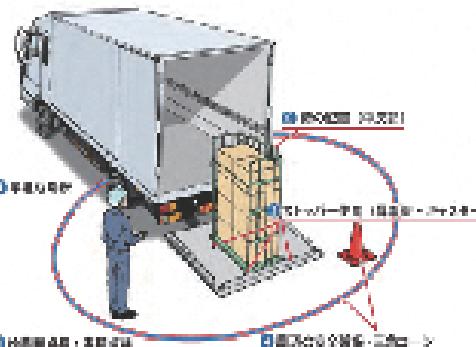
## ⑥業種別の労働災害防止対策の推進(陸上貨物運送事業)

### 事業者に取り組んでもらいたいこと

#### 「荷役5大災害」防止のポイント

##### **POINT 01 トラック・荷台等からの墜落・転落による災害**

⇒ 作業場所の高さに関わらず、必ず保護帽を着用すること



必ず保護帽を着用!

##### **POINT 02 トラック・荷台等での荷崩れによる災害**

⇒ 荷を積み込むとき、必ず荷物の状態を確認すること

##### **POINT 03 フォークリフト使用時における災害**

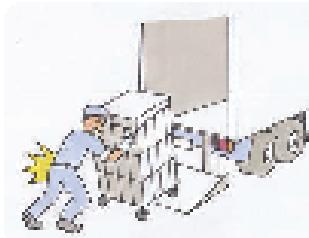
⇒ フォークリフトの運転者や周囲の労働者は、定められたルール(作業計画等)に基づき適切に行動すること



##### **POINT 04 トラックの無人暴走による災害**

⇒ トラックを降車するとき、必ず逸走防止措置(※)を行うこと

(※)逸走防止措置:①パーキングブレーキ、②エンジン停止、③ギアロック、④輪止め



##### **POINT 05 トラック後退時における災害**

⇒ 後退誘導に係るルール(作業計画等)を定め、後方確認ができる場合にのみ、トラックを後退させること

#### ● 作業に合った腰痛予防対策の実施

事業者に取り組んでいただきたい内容(2027年まで)(アウトプット指標)

「搬扱作業における安全ガイドライン」に沿った対策を講じる事業者は45%以上

取組の成果として得られる結果(2027年まで)(アウトカム指標)

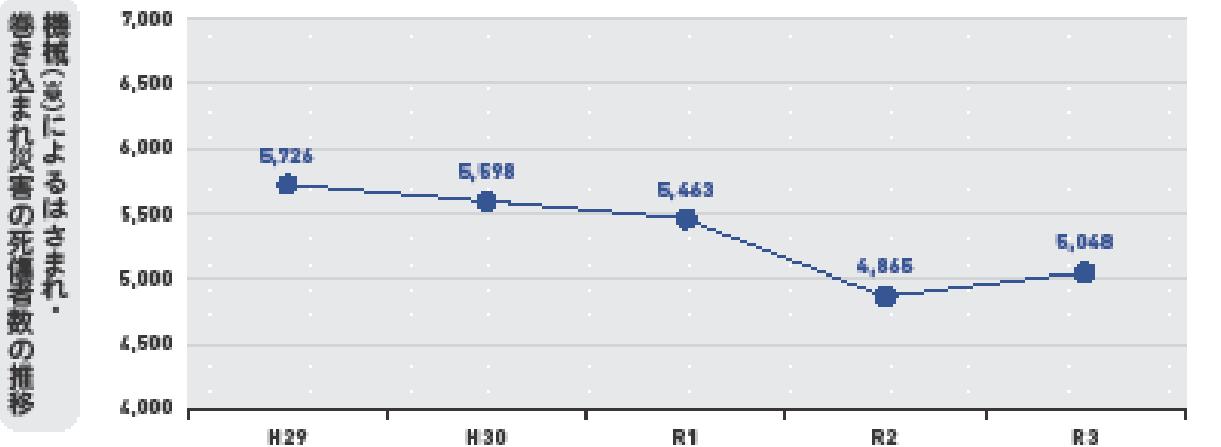
事故率を2022年と比較して5%以上減少



# 重点事項ごとの具体的取組

重点⑥

## ⑥業種別の労働災害防止対策の推進(製造業)



(※)原動機、動力伝達機構、木材加工用機械、建設用機械、金属加工用機械、一般動力機械、車両系木材積出機械等、動力クレーン等、動力運搬機を計上

事業者に取り組んでいただきたい内容  
(2027年まで)(アウトプット指標)

**機械による「はざまれ・巻き込まれ」防止対策に取り組む事業者を60%以上**

取組の成果として得られる結果  
(2027年まで)(アウトカム指標)

**機械による「はざまれ・巻き込まれ」の死傷者数を2022年と比較して5%以上減少**

事業者に取り組んでもらいたいこと

- ・製造時の残留リスク情報の使用者への確実な提供
- ・機能安全の推進により機械等の安全水準を向上
- ・リスクアセスメントの実施結果に基づき合理的な代替措置による安全対策を推進

\*国は、作業手順の理解や危険への感受性を高めるためのVRの活用要件を検討

プレス機械に手をはざまれそうになった



(対策の例)

両手で左右の操作部を操作する両手操作式にする。

機械の清掃中に手を巻き込まれそうになった



(対策の例)

ガードを閉じなければ作動しないインターロックガード式にする。

### ■ 食品加工用粉碎機・混合機



インターロック装置(可動式扉を開けないと機械が動かない機械)を有するミキサーの事例

# 労働者の健康確保対策の推進

重点⑦

## 事業者に取り組んでもらいたいこと

### POINT 01 メンタルヘルス対策

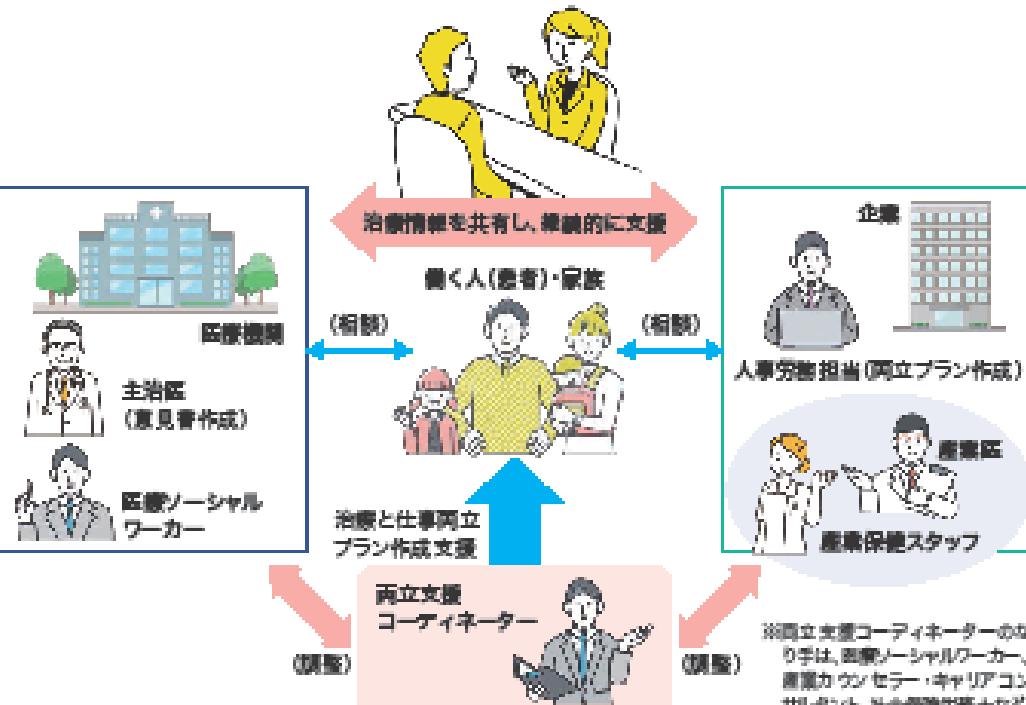
- ストレスチェックの実施にとどまらず、ストレスチェックの結果をもとに要因分析を行い、職場環境の改善を実施。
- 職場のハラスメント防止対策に取り組む。

### POINT 02 過重労働対策

- 長時間労働者への医師による面接指導や、産業保健スタッフ(保健師、看護師等)による相談支援を受けるよう働き他

### POINT 03 産業保健活動の推進

- 事業場の状況に応じて必要な産業保健活動の実施。
- 治療と仕事の両立において、支援を必要とする労働者が申し出しやすいよう、職場環境の整備や両立支援コーディネーターを活用した円滑な支援を図る。



### 事業者に取り組んでいただきたい内容(2027年まで)(アウトプット指標)

- メンタルヘルス対策に取り組む事業場を80%以上とする。
- 50人未満の小規模事業場のストレスチェック実施の割合を50%以上とする。
- 必要な産業保健サービスを提供している事業場を80%以上とする。
- 企業の年次有給休暇の取得率を70%以上(2025年まで)
- 勤務間インターバル制度を導入している企業を15%以上(2025年まで)

### 取組の成果として得られる結果(2027年まで)(アウトカム指標)

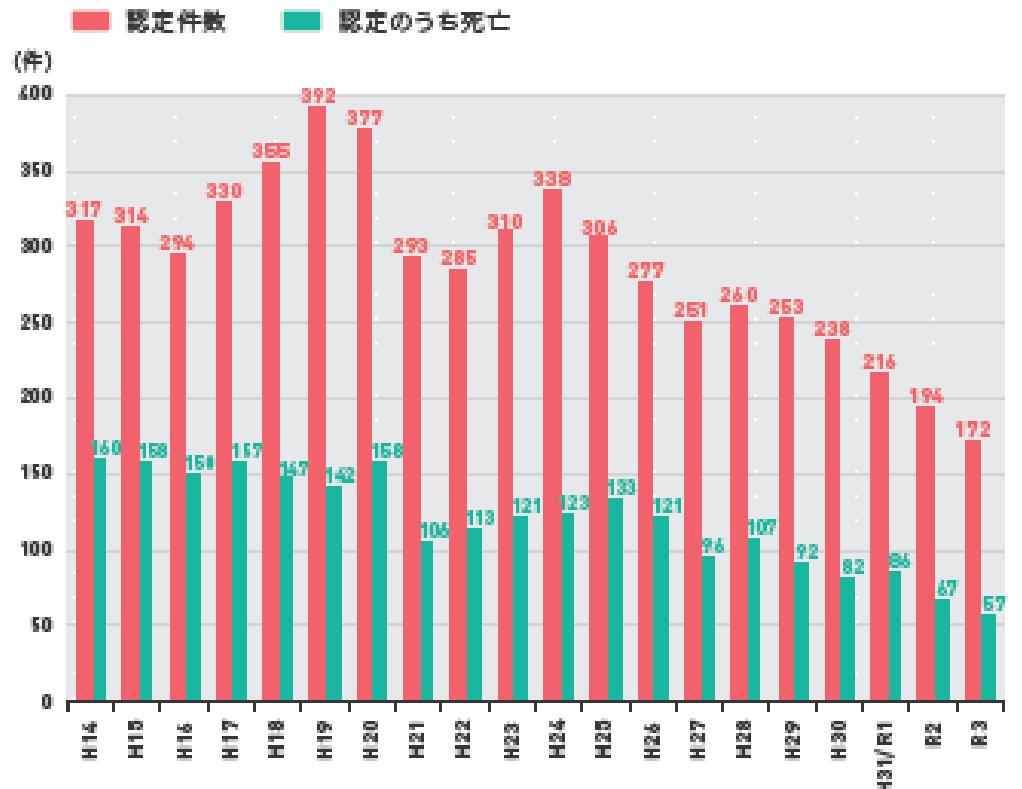
- 自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み、ストレスがあるとする労働者を50%未満(2027年まで)
- 週労働時間40時間以上である雇用者のうち、週労働時間60時間以上の直日率を5%以下(2025年まで)

# 脳・心臓疾患と精神障害の労災補償状況

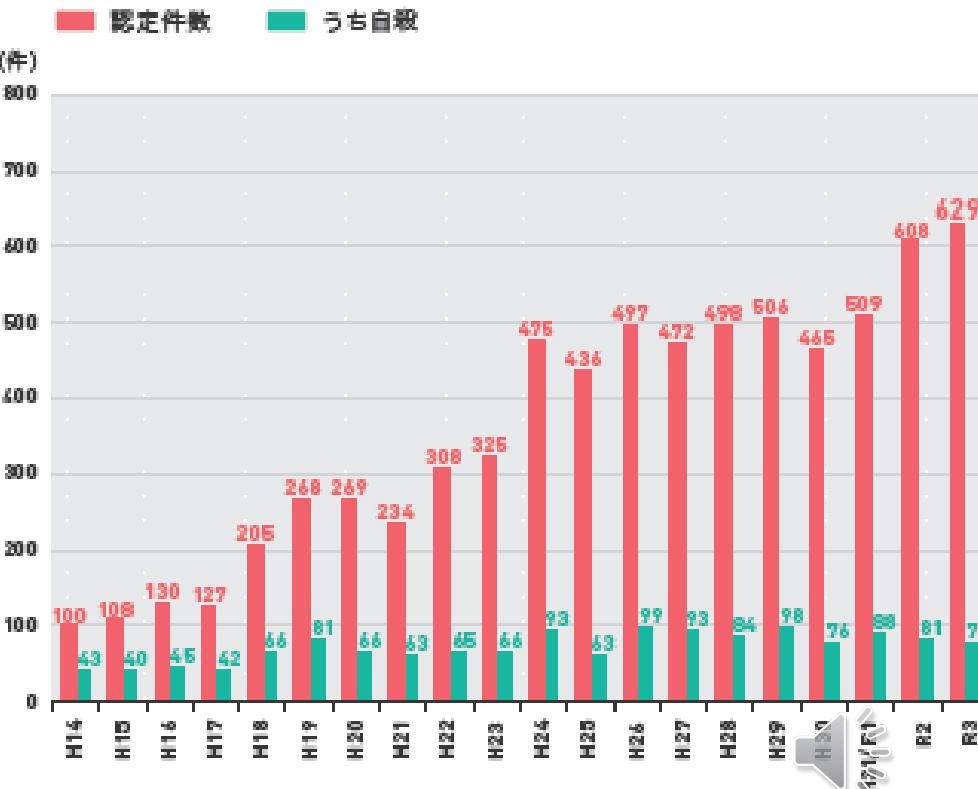
〔 重点⑦ 〕

- 脳・心臓疾患の労災認定件数は減少傾向。
- 精神障害等の労災認定件数は、**令和3年度に過去最高**となった。

## ■ 脳・心臓疾患の労災補償状況



## ■ 精神障害等の労災補償状況



注:自殺には未遂を含む(出典:脳・心臓疾患と精神障害の労災補償状況)

# 重点事項ごとの具体的取組

( 重点⑧ )

## ⑧ 化学物質等による健康障害防止対策の推進(化学物質による健康障害防止対策)

**危険性・有害性が確認されたすべての化学物質**について、**ばく露される程度を最小限度**とする(一部物質については**国が定める濃度基準値以下**とする)ことにより、労働者の健康障害を防止する必要がある

### 事業者に取り組んでもらいたいこと

- 従来の個別規制に加えて、国によるGHS分類で危険性・有害性が確認されたすべての化学物質について、
  - ・**危険性・有害性の情報の伝達(譲渡・提供時のラベル表示・SDSの交付)**
  - \* SDSには、必要な保護具の種類も含め「規定される用途及び当該用途における使用上の注意」も記載
  - ・**リスクアセスメント**を実施(製造・取り扱い時)する
  - ・労働者がばく露する濃度を国が定める**濃度基準値以下**に管理する
  - ・薬傷や皮膚吸収による健康影響を防ぐため、労働者に**不透湿性の保護衣、保護手袋等適切な保護具を使用させる**

### 事業者に取り組んでいただきたい内容(2027年まで)(アウトプット指標)

危険性又は有害性が把握されている化学物質のうち、

- **義務対象となっていない物質**について、**ラベル表示・SDSの交付を行っている事業場の割合**を、2025年までにそれぞれ**80%以上**とする。
- **義務対象となっていない物質**について、**リスクアセスメントを行っている事業場の割合**を2025年までに**80%以上**とする。その上で、リスクアセスメントの結果により**労働者の危険又は健康障害を防止する必要な措置**をしている事業場の割合を2027年までに**80%以上**とする。

### 取組の成果として得られる結果(2027年まで)(アウトカム指標)

**化学物質**の性状に関連の強い**死傷災害**\*の件数を2018年から2022年までの5年間と比較して、2023年から2027年までの5年間で、**5%以上減少**させる。

\*有害物等との接触、爆発、火災によるもの

### 目標達成に向けて国等が取り組むこと



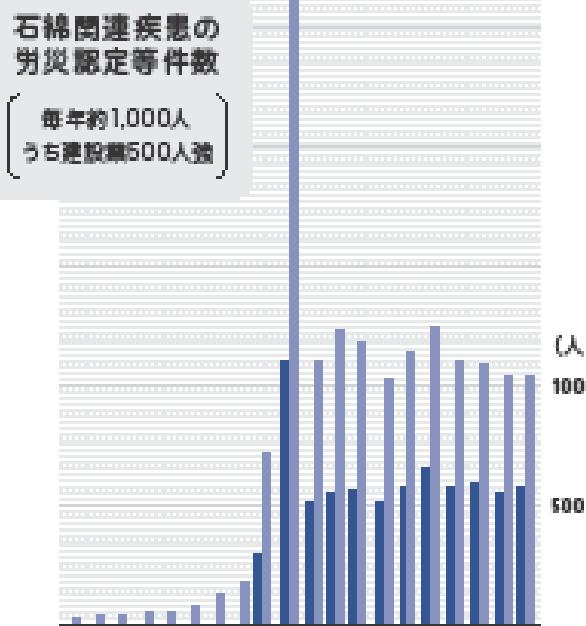
- GHS分類・モデルSDS作成、クリエイト・シンプル(簡易リスクアセスメントツール)の改修や周知等
- **業種別・作業別の化学物質ばく露防止対策マニュアル作成支援**
- 中小事業者向けの化学物質管理に関する相談窓口・訪問指導・人材育成(講習会)の機会を提供



# 労働者の石綿健康障害防止対策の強化

( 重点⑧ )

- 過去の石綿建材使用時の石綿ばく露により、毎年多くの労災認定
- 石綿使用建築物の解体棟数は2030年頃のピークに向けてさらに増加
- 今後の石綿使用建築物の解体工事で石綿ばく露防止対策の強化が必要



CHECK | 今後の解体工事等で取り扱われる石綿により健康障害を発生させないことが重要

# STOP! 熱中症クールワークキャンペーン等

( 重点⑧ )

## ■ STOP!熱中症 クールワークキャンペーン(5月1日～9月30日)における、

- ・緊急時の対応の確認をはじめとして重点的な取組の推進
- ・都道府県労働局、各労働基準監督署における事業者向けリーフレットの配布

## ■ 職場における熱中症予防対策をまとめたポータルサイトの整備を実施するとともに、熱中症予防対策の啓発を実施。

場所を問わずアクセスして学べるeラーニングコンテンツを拡充。  
(ポータルサイトURL:<https://neccyusho.mhlw.go.jp/>)

QRコードは  
こちらです



熱中症予防啓発キャラクター  
**チューイ カン吉**

# STOP ! 熱中症 クールワークキャンペーン

職場での熱中症により  
毎年約20人が亡くなり、  
約600人が4日以上仕事を休んでいます。



準備

キャンペーン期間

4月 5月 6月 7月 8月 9月

キャンペーン  
実施月別

重点取組

熱中症

中小企業の影響と、今、労働者保護者、現場作業者向け

働く人の今すぐ使える熱中症ガイド



CLOCK

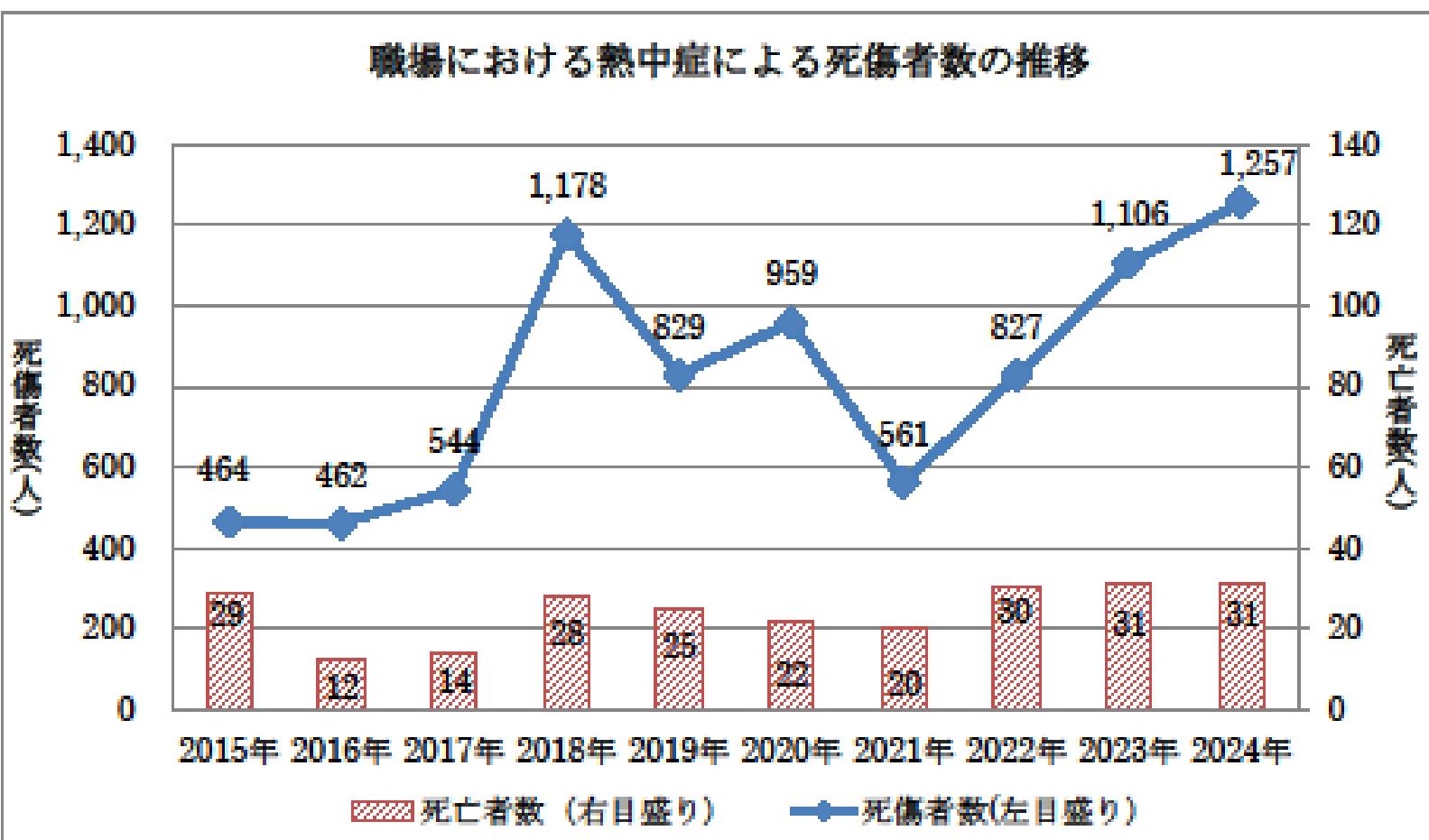


# 2024年（令和6年）職場における熱中症による死傷災害の発生状況（確定値）

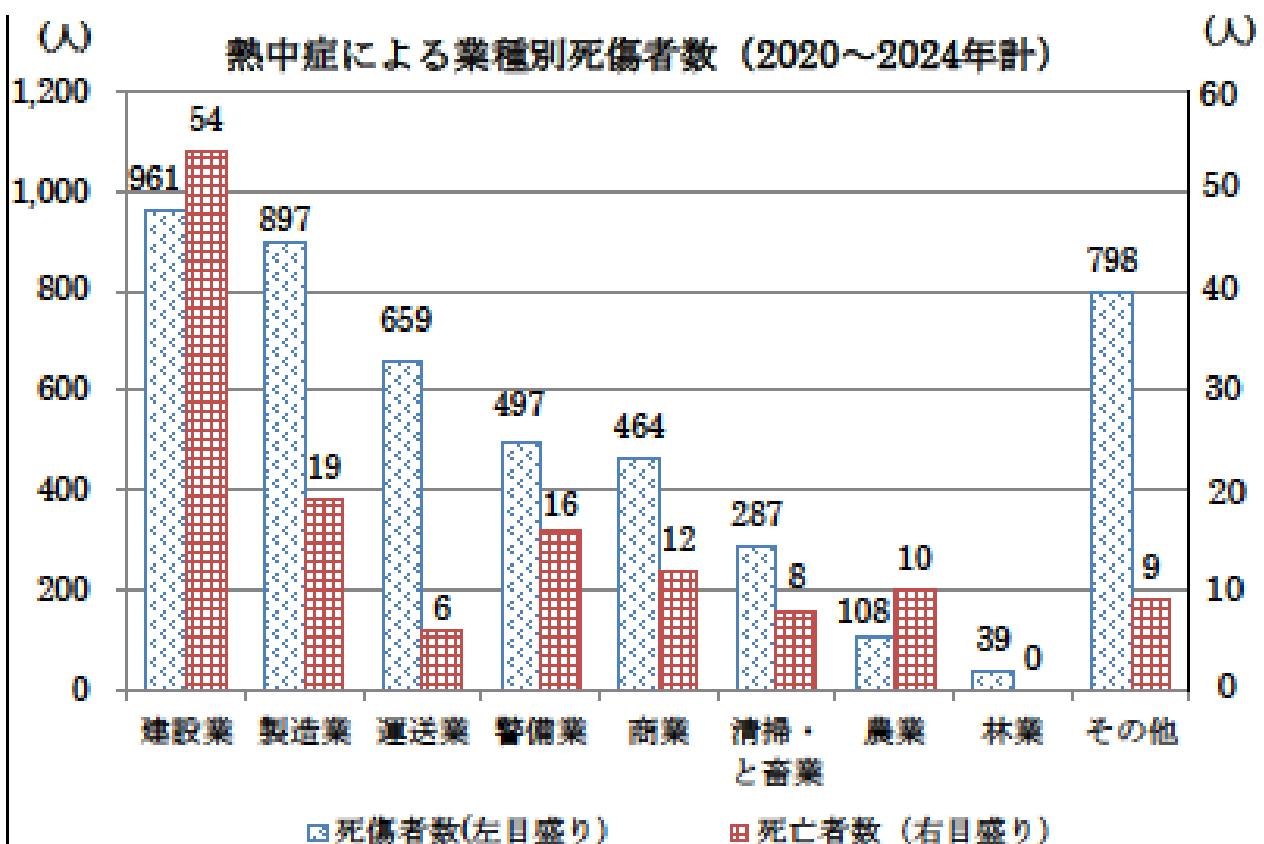
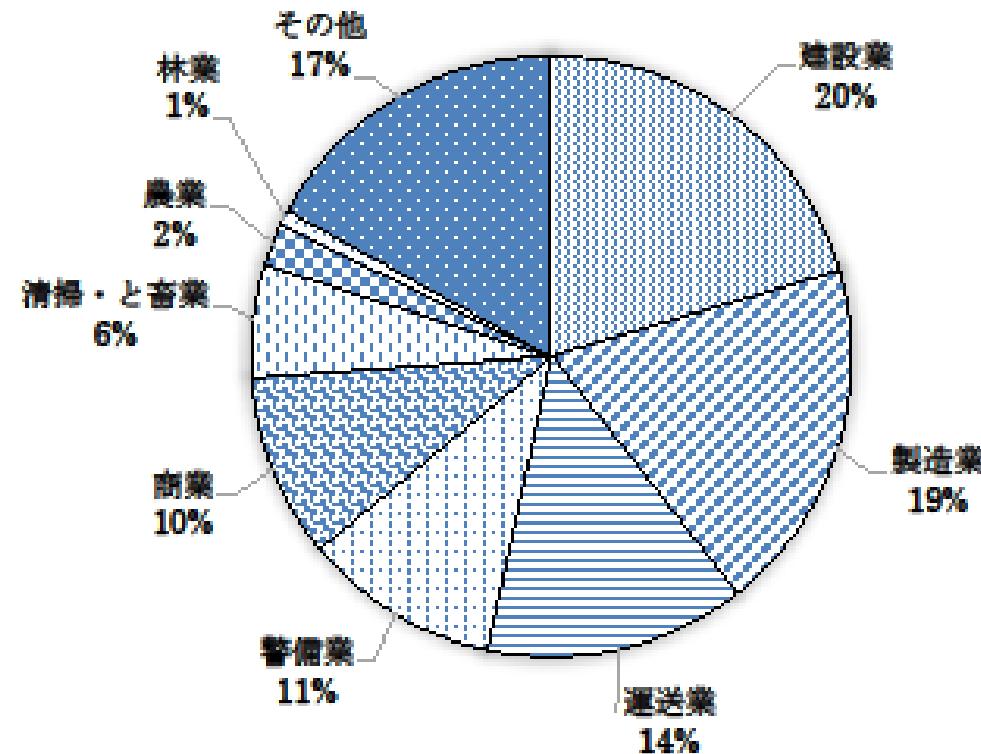
職場における熱中症による死傷者数の推移（2015年～2024年）（人）

2015 年	2016 年	2017 年	2018 年	2019 年	2020 年	2021 年	2022 年	2023 年	2024 年
464 (29)	462 (12)	544 (14)	1,178 (28)	829 (25)	959 (22)	561 (20)	827 (30)	1,106 (31)	1,257 (31)

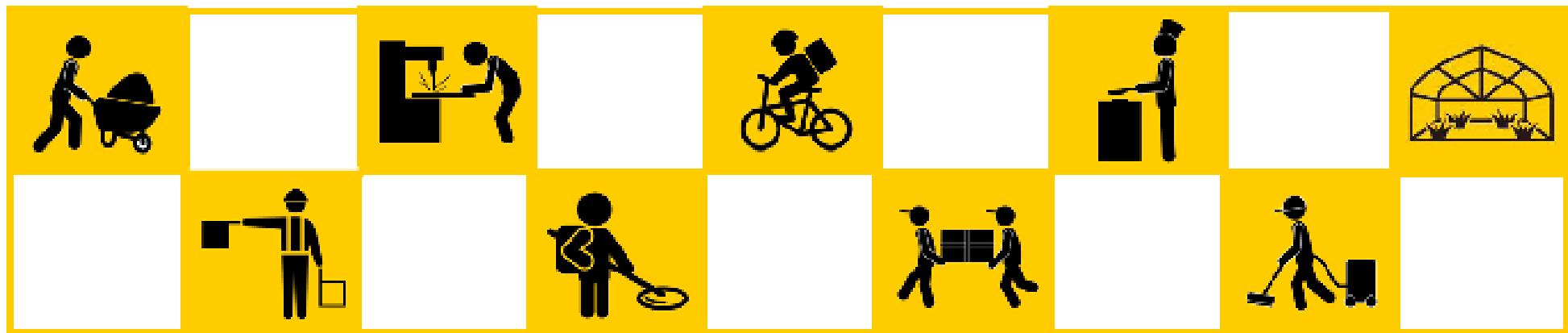
※（　）内の数値は死者数であり、死傷者数の内数である。



熱中症による業種別死傷者数の割合 (2020年～2024年計)



# 働く人の 今すぐ使える **熱中症ガイド**



## 2. いつもと違うと思ったら、熱中症を疑え

あれっ、何かおかしい

手足がつる

立ちくらみ・めまい

吐き気

汗のかき方がおかしい

汗が止まらない／汗がでない



これも初期症状

何となく体調が悪い

すぐに疲れる

あの人、ちょっとへン

イライラしている

フラフラしている

呼びかけに反応しない

ボーッとしている

専門知識がないと  
熱中症か判断できない

すぐに周囲の人や  
現場管理者に申し出る



直ちに作業中止▶『119番』！



#### 4. 「命を救う行動」 現場で作業員が倒れたときの 対応

▶ 作業員の様子がおかしいと思ったら…



作業着を脱がせ  
水をかけ全身を 急速冷却

次頁参照



すぐに119番 ▶ 水をかけ、全身を『急速冷却』！

# 救急車到着までの応急手当が運命を左右する



## 作業着を脱がせ、水をかけ、全身を急速冷却

### 解説

救急車が到着するまでの応急手当が運命を左右します。

熱中症になると、迅速かつ適切な救急救命措置を行っても命を救えないことがあります。

作業着を脱がせ、水をかけ、全身を急速冷却してください。



## ▶ 作業員の様子がおかしいと思ったが...

①



意識状態は悪かったが  
平熱だったので  
大丈夫だと判断

②



クーラーをかけた車内で、ひとりで休ませた  
しばらくして様子を見に行くと  
意識がなく、高熱になっていた

③

救急搬送▼心肺停止

大丈夫そうだったので「ひとり」で休ませた



# 1. 3つの注意点

①前日のチェック	<ul style="list-style-type: none"><li><input checked="" type="checkbox"/> 仕事前日の飲酒は控えめに</li><li><input checked="" type="checkbox"/> ぐっすり眠る</li><li><input checked="" type="checkbox"/> 热中症警戒アラートの確認</li></ul>
②仕事前のチェック	<ul style="list-style-type: none"><li><input checked="" type="checkbox"/> よく眠れたか</li><li><input checked="" type="checkbox"/> 食事をしたか</li><li><input checked="" type="checkbox"/> 体調は良いか</li><li><input checked="" type="checkbox"/> 二日酔いしていないか</li><li><input checked="" type="checkbox"/> 热中症警戒アラートの確認</li></ul>
③仕事中のチェック	<ul style="list-style-type: none"><li><input checked="" type="checkbox"/> 単独作業を避け、声をかけ合う</li><li><input checked="" type="checkbox"/> 監督者は現場パトロール</li><li><input checked="" type="checkbox"/> 水分・塩分の補給</li><li><input checked="" type="checkbox"/> こまめに休憩</li></ul>



## ➡ 仕事前に食事をする

「1日3食」しっかり食べれば、必要な塩分は摂取できる



日本人の食塩摂取量の平均値：10.1g/日  
(摂取目標の平均値：8gなので塩分摂取過多)

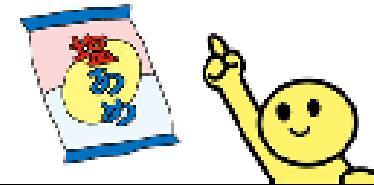
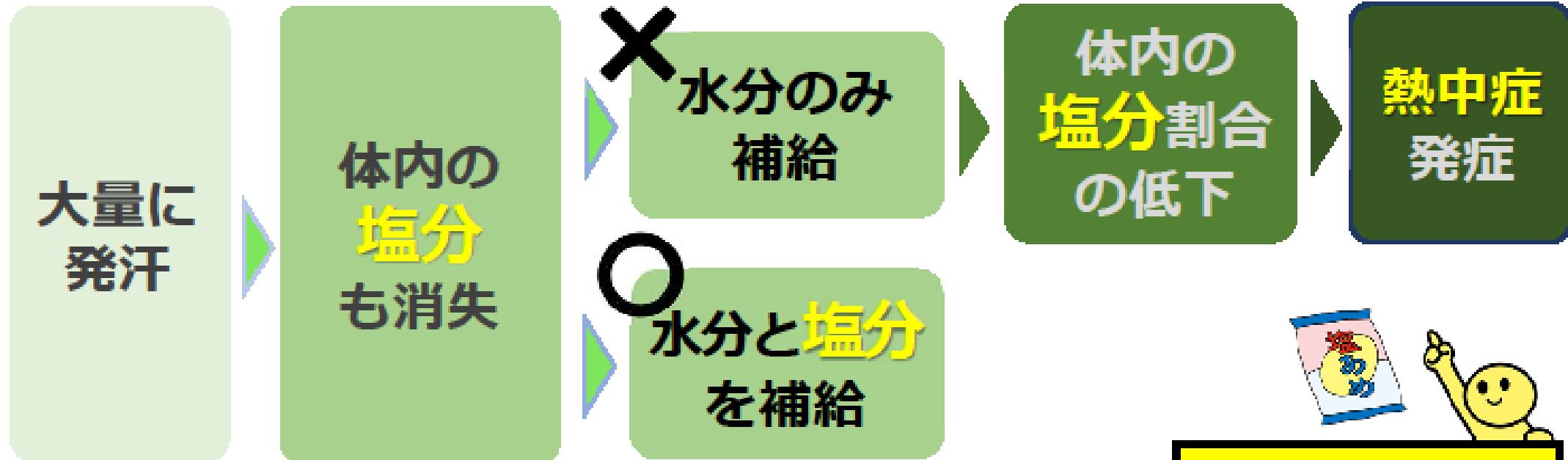
令和元年（2019）「国民健康・栄養調査」より





## 水分補給の注意点

### ⚠ 塩分を同時に補給する



水分を摂らず  
塩あめだけ舐めて  
ても効果はありません！

スポーツ飲料、経口補水液を30分ごとに  
コップ1杯(200ml)程度飲む



# → スポーツ飲料・経口補水液の塩分について

⚠ 製品により成分量が異なる▶「栄養成分表示」を確認して選ぶ



栄養成分表示 (100ml当たり)

エネルギー	25kcal
タンパク質	0g
脂質	0g
炭水化物	6.2g
食塩相当量	0.12g

← 食塩相当量：100mg当たり「0.1~0.2g」のものを選ぶ

糖分を控えたい人は、下記表示を参考に選ぶ

ゼロカロリー

カロリーオフ

糖質ゼロ

糖質オフ

「0カロリー」  
「カロリーオフ」などの  
違いについて



[https://www.caa.go.jp/policies/policy/food\\_labeling/nutrient\\_declaration/consumers/assets/food\\_labeling\\_cms206\\_20210519\\_02.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/nutrient_declaration/consumers/assets/food_labeling_cms206_20210519_02.pdf)

自分で「熱中症予防ドリンク」を作りたい方は

次頁参照



## 2. 暑熱順化（暑さに慣れる）



暑さに慣れるまでは、十分に休憩をとる  
2週間ほどかけて、徐々に身体を慣らす

- 熱中症は、気温が高くない時期でも発生
- 暑さに慣れると、早く汗が出るようになり、体温の上昇を食い止められる
- 暑くなる前に身体を熱中症対応モードにして、暑さに強い身体を作る

### 特に気をつける必要がある人



入職したての人



作業初日は  
身体への負担が大きい



長期休暇あけの人



数日間でも  
暑い作業から離れると  
慣れの効果はなくなる



## 2. 暑さ指数 (WBGT)

Wet Bulb Globe Temperature (湿球黒球温度)

暑さ指数 (WBGT) は、熱中症を予防することを目的とした指標  
作業場所における暑さ指数が、基準値を超えるおそれがある場合には  
熱中症になる可能性が高くなるので対策を講じる

### 暑さ指数を 確認 する

熱中症予防情報サイトで確認できる



熱中症  
予防情報サイト



<https://www.wbgt.env.go.jp/>

### 暑さ指数を 測定 する

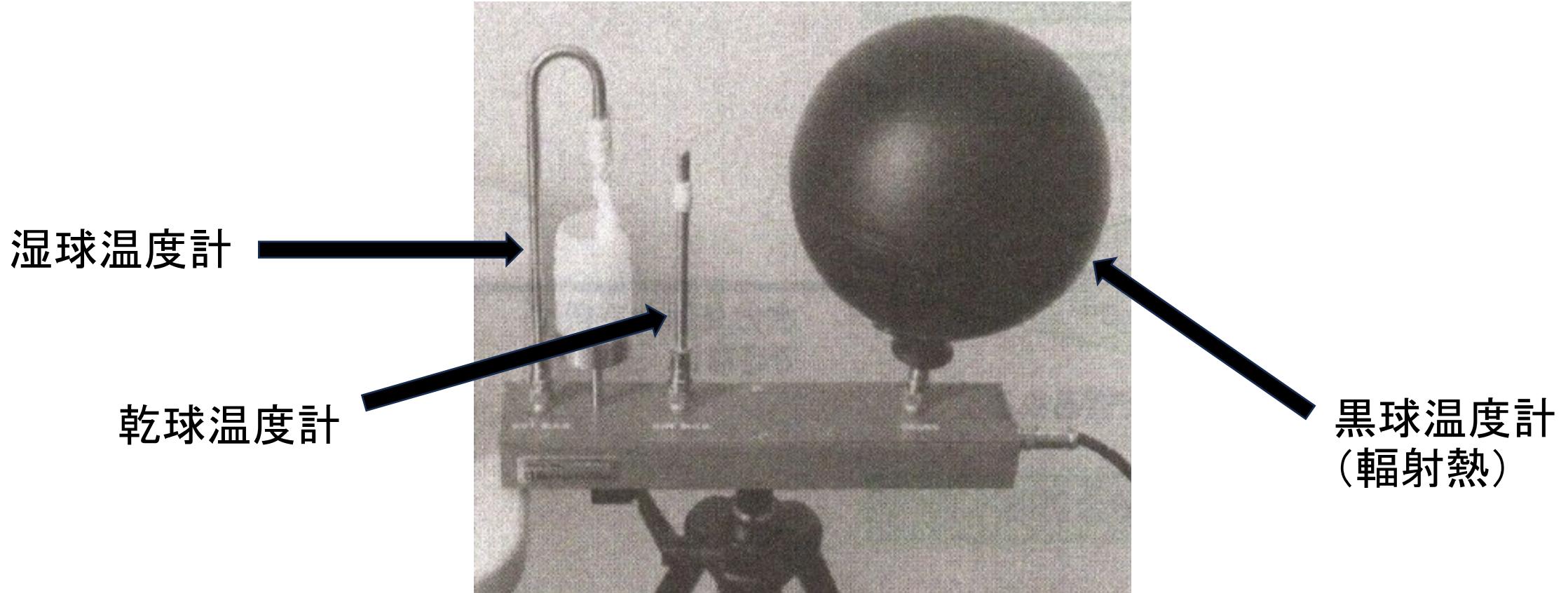
WBGT指数計で自分の職場で測定できる



詳しくはこち  
ら



<https://neccyusho.mhlw.go.jp/img/04.pdf>



屋外で太陽照射がある場合：

$$WBGT = 0.7 \times \text{湿球温度} + 0.1 \times \text{乾球温度} + 0.2 \times \text{黒球温度}$$

\* WBGTには輻射熱と湿度が考慮されている。



### 3. 高年齢や持病がある作業者への配慮



加齢に伴い心身機能が低下



脱水症状・体熱放散困難



薬の作用で心身機能が低下



発汗抑制・脱水症状

生活習慣病・うつ病・不眠症の  
治療をしている人は特に注意が必要



心配なことがある場合は、主治医・産業医に相談する

# 熱中症診療ガイドライン

2024

[https://www.jaam.jp/info/2024/files/20240725\\_2024.pdf](https://www.jaam.jp/info/2024/files/20240725_2024.pdf)

日本救急医学会 2024/07/25公表



## 1. Active Cooling

- \* 個別の冷却方法を推奨はしない。
- \* 冷蔵庫に保管していた輸液製剤を投与することや、クーラーや日陰の涼しい部屋で休憩することは「Passive Cooling」

## 2. IV度の導入

IV度：深部体温 $40.0^{\circ}\text{C}$ 以上かつGCS $\leq 8$

(GCS：開眼・発語・運動の3項目で意識レベルを評価する世界標準の指標)

qIV度：表面体温 $40.0^{\circ}\text{C}$ 以上（もしくは皮膚に明らかな熱感あり）かつGCS  $\leq 8$  【深部体温の測定不要】

## 診療アルゴリズム

表面体温にて、qIV度と考えた場合は、深部体温測定を行い、速やかに重症度を判断する。

IV度と判断された場合、早急にActive Coolingを含めた集学的治療を実施する。

軽症例(Ⅰ～Ⅱ度)：クーラーや日陰の涼しい部屋で休憩するPassive Coolingと水分・電解質(Naから変更)の補給で症状が軽快しうるが、改善に乏しい場合は、深部体温を測定したうえで、Active Coolingを行うべきである。

経口補水液、DIC治療薬、暑熱順化については十分な研究成果が得られておらず、今後の検討課題となる。

# 重点事項ごとの具体的取組

( 重点⑧ )

## ⑧ 化学物質等による健康障害防止対策の推進(熱中症、騒音による健康障害防止対策)

### 事業者に取り組んでもらいたいこと【熱中症対策】

- 作業場所の暑さ指数を測定し、暑さ指数低減のために屋根、休憩場所、通風・冷房設備を設置

事業者に取り組んでいただきたい内容  
(2027年まで) (アウトプット指標)

熱中症災害防止のために暑さ指数を把握し活用して  
いる事業場を2023年と比較して増加

取組の成果として得られる結果  
(2027年まで) (アウトカム指標)

増加が見込まれる熱中症による死亡者数の増加率  
を第13次労働災害防止計画期間と比較して減少させる。

- あらかじめ労働衛生教育を行い、管理体制を整え、発症時・緊急時の措置を確認、周知する
- 労働者に日常の健康管理を意識、暑熱適応化、定期的に水分・塩分を摂取、異変を感じたら直ちに周囲の者に申し出、をさせる。

\* 国では、熱中症予防の先進的事例を紹介、労働者向けの教育ツールを提供

暑さ指数(屋外)  
乾球温度+黒球温度+白熱温度  
1 : 2 : 7



### 事業者に取り組んでもらいたいこと【騒音対策】

- 作業場の騒音レベルを評価し、騒音源の低騒音化・除去のほか、遮音などの対策を実施
- 必要かつ十分な遮音値の聴覚保護具を労働者に着用させる
- 半年以内ごとに1回(雇入れの際または配置替えの際に)、健康診断を実施



ハンマーを用いた  
金属打撃作業



騒音性難聴は治療困難な障害なため、  
予防対策が重要です

### 騒音障害防止ガイドライン

対象事業場について、騒音レベルを把握し、聴力検査、必要な保護具等を選定する必要がある。

# 清掃・と畜業の業務上疾病の推移

疾病分類	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
負傷に起因する疾病（うち腰痛（災害性腰痛））	228 (174)	218 (163)	272 (208)	232 (167)	239 (191)
物理的因素による疾病	36	84	69	65	34
作業態様に起因する疾病	12	10	15	18	13
その他（酸欠、化学物質、じん肺、病原体、がんなど） (うち、新型コロナウイルスによるもの)	25 (0)	31 (0)	28 (0)	135 (102)	276 (245)
合計	301	343	384	450	562

(注) 表は休業4日以上のもの。負傷に起因する疾病欄内（ ）は、腰痛で内数である。その他（酸欠、化学物質、じん肺、病原体、がんなど）欄内（ ）は、新型コロナウイルスによるもので内数である。

出典：業務上疾病発生状況等調査（厚生労働省）



腰痛を防ぐ

# 職場の事例集

厚生労働省 中央労働災害防止協会

## 1. 事例集の使い方

この事例集では、小売、介護・看護の職場で腰への負担を減らした100以上の事例の成果、内容、きっかけをまとめたものです。

次の2.事例集目次にあるタイトルから気になる事例を見つけて、事例を確認してください。

巻末には、参考情報もありますので、腰痛予防にお役立てください。



注)ノーリフトケア／ノーリフトティングケア：事例のタイトルや成果では、便宜上ノーリフトケアと表示している。

## 2. 事例集目次

### 小売の職場

番号	カテゴリ	タイトル	業態	従業員規模	費用の目安
1	重複物取扱い作業の改善	重量物マークを表示	卸店舗販売	50-99人	数十万円
2		重量物マークを表示	食料品スーパー	100-999人	数千円
3		運動作業に台車を使用	ドラッグストア	50人未満	数万円
4		運動作業に台車を使用	医薬品・化粧品小売業	50人未満	数千円
5		運動作業に台車を使用	ドラッグストア	50人未満	数千円
6		運動作業にローラーコンベアを使用	卸店舗販売	50-99人	数十万円
7		運動作業にスライダーシートを使用	食料品スーパー	100-999人	数十万円
8	作業姿勢の改善	荷さばき時の作業姿勢を改善	卸店舗販売	50-99人	数千円
9		荷さばき時の作業姿勢を改善	食料品スーパー	100-999人	数万円
10		台車使用時の作業姿勢を改善	食料品スーパー	100-999人	数千円
11		陳列時の作業姿勢を改善	食料品スーパー	100-999人	数万円
12		陳列時の作業姿勢を改善	食料品スーパー	100-999人	数十万円
13		ミーティング時の作業姿勢を改善	食料品スーパー	100-999人	数千円
14		連続作業時間を見直す	食料品スーパー	100-999人	数千円
15	健康管理	腰痛予防体操を導入	卸店舗販売	50-99人	数千円
16		腰痛予防体操を導入	医薬大型専門店	1000人以上	数千円
17		腰痛予防体操を導入	食料品スーパー	100-999人	数千円
18		持ち上げ方を教育	医薬大型専門店	1000人以上	数千円
19	教育	腰痛予防教育に動画を使用	食料品スーパー	100-999人	数十万円

**小売  
1 重量物マークを表示**

費用の目安  
数十万円

生活協同組合 コープぐんまコープデリ高崎センター  
業態：無店舗販売 従業員規模：50-99人

**成果**  
適切な構えへの意識が向上

**内容**

- 常温品のコンテナで7kg以上の場合には、配送ラベルに重量物マークを表示するようにした。
- 重いコンテナを下に積むことで、荷崩れの防止につながった。
- 持ち上げる前に重量物であることを認識し、適切な構えで重量物を持ち上げるようになった。

**きっかけ**

- 常温品（例：米、スナック菓子）は重さに差があり、コンテナの重量が持ち上げるまで分からず、不用意に持ち上げてしまい腰に負担がかかっていた。

**小売  
9 荷さばき時の作業姿勢を改善**

費用の目安  
数万円

株式会社ベルク ベスト狭山店  
業態：食料品スーパー 従業員規模：100-999人

**成果**  
腰への負担が軽減

**内容**

- 白線ラインを引き直し、3定管理（置く場所、置く物、置く量を定める）を見直して通路を確保した。
- 作業に必要な空間を確保できるようになった。
- 荷さばき作業による腰に負担がかかる不自然な作業姿勢、動作を避けられるようになった。

**きっかけ**

- 曜日によって搬入量が違い、荷物が多い曜日は通路にはみ出でおり、パックヤードの通路が確保できず、作業するときに腰に負担がかかっていた。

白線ラインを引き直し、3定管理を見直したことで、作業に必要な空間を確保

**小売  
2 重量物マークを表示**

費用の目安  
数千円

株式会社ベルク ベスト狭山店  
業態：食料品スーパー 従業員規模：100-999人

**成果**  
適切な構えへの意識が向上

**内容**

- 重いと感じるコンテナには配送伝票の横に黄色のテープを貼り、配送する職員に注意を促すようにした。
- 重いコンテナを下に積むことで、荷崩れの防止につながった。
- 持ち上げる前に、重量物であることを認識し、適切な構えで重量物を持ち上げるようになった。

**きっかけ**

- 配達するコンテナの重量が持ち上げるまで分からず、不用意に持ち上げてしまい腰に負担がかかっていた。

黄色のテープ

荷崩れ防止に重いコンテナを下に積んだ

**小売  
10 台車使用時の作業姿勢を改善**

費用の目安  
数千円

株式会社カスミ フードスクエアカスミ水戸堀町店  
業態：食料品スーパー 従業員規模：100-999人

**成果**  
腰への負担が軽減

**内容**

- 台車の上段だけで荷物を運ぶようにした。
- 姿勢が前かがみにならずに運搬や積替え、品出しの作業ができるようになった。

**きっかけ**

- 台車の下段を使用するときに、前かがみになつており腰に負担がかかっていた。

小売  
15

## 腰痛予防体操を導入

生活協同組合 コープぐんまコープデリ高崎センター  
業態：無店舗販売 従業員規模：50-99人



### 筋肉の柔軟性が向上



- ・配送準備の前に朝礼で体操を実施するようにした。
- ・各自その日の体調の確認にもなり、仕事への準備（意識向上）につながった。



- ・配送準備や配送は、腰に負担がかかっていた。



朝礼で体操を実施

費用の目安  
数千円

## コラム 1 これだけ体操

産業医職スタッフのための新規検討課マニュアル  
(厚生労働省研究費補助金 病害・障害対策研究分野 慢性的疾患政策研究)2012年版  
[http://nlhc-grants.mhlw.go.jp/system/02es/report\\_p/PDF/2012115001A3020001.pdf](http://nlhc-grants.mhlw.go.jp/system/02es/report_p/PDF/2012115001A3020001.pdf)

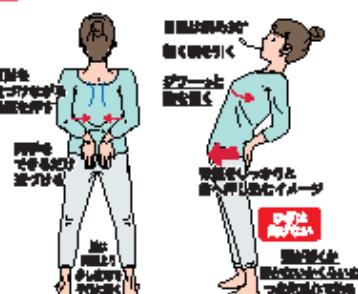
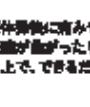
### 腰痛対策① これだけ体操

#### 「これだけ体操」のやり方

①足を肩幅よりやや広めで、つま先が開かないよう足が平行になるように立ち、お尻に両手を当てる。できるだけ両手を近づけて指をそろえ、すべての指を下に向ける。

②あごを軽く水平に引き、息を吐きながら、理が浮くか浮かないかくらいのつま先重心でしっかりと骨盤を前へ押し込めていき、ゆっくり上体を反らしていく。痛気持ちいいと感じるところまでしっかりと骨盤を押す。

③両手でしっかりと骨盤を前に押しした状態で、息を吐き続けながら3秒キープする。ゆっくり元に戻す。



※体操後に痛みや違和感が10秒以上残る場合は継続しないでください。  
汗が止まったり、頭が上がったりしないようにしましょう。また、手を離す位置は床の少し上で、できるだけ小窓同士を近づけて行うと、筋が張り腰平骨が苦りやすくなるでしょう。  
©K Matsuda 2022

2022

小売  
16

## 腰痛予防体操を導入

株式会社ケーズホールディングス  
業態：家電大型専門店 従業員規模：1000人以上



### 筋肉の柔軟性が向上



- ・短時間で腰の不具合の改善が期待できる「これだけ体操」を全社的に導入することにし、普及・定着のためのリーフレットを作成した。



- ・組織的に取り組んでいる腰痛予防体操がなかった。

### 「これだけ体操」の実践



費用の目安  
数千円

## 小売 17 腰痛予防体操を導入

株式会社ベルク ベスト狭山店  
業態：食料品スーパー 従業員規模：100-999人



### 筋肉の柔軟性が向上



- ・店舗では、腰痛予防体操として毎朝8時に店内放送で「ベルク腰痛予防ストレッチ」を行なうようにした。
- ・本社では、毎朝のラジオ体操の他15時に首、肩、目のストレッチを行うようにした。



- ・新型コロナウイルス感染拡大により物流が増大し、腰痛での労働災害が顕著に増えたことを受け、社長が腰痛予防対策に積極的に取り組むことを表明した。

※腰痛予防に最も有益なのは、エクササイズと教育のコンビネーションといわれています。(Sudtave D, et al. JAMA Intern Med 176, 2016)



費用の目安  
数万円

小売  
18

## 持ち上げ方を教育

株式会社ケーズホールディングス

業態：家電大型専門店 従業員規模：1000人以上

費用の目安  
数千円

### 成果

#### 適切な構えへの意識が向上

##### 内容

- ・腰痛防止対策を含む教育用資料として正しい作業の例、間違った作業の例を写真入りで解説した労災防止対策のマニュアルを作成し、安全衛生教育に活用するようにした。



労災防止対策のマニュアルの1コマ

##### きっかけ

- ・重量物注意のポスターによる腰痛予防対策を実施していたが、アンケートで腰痛を訴える職員が多数に上った。

コラム2

## 腰への負担が少ない姿勢

図a



好ましくない姿勢

図b



好まい姿勢

図c



好ましくない姿勢

図d



好まい姿勢

- ・荷物を持ち上げる場合は、膝を曲げて重心を低くした姿勢から荷物と体をできるだけ近づけて持ち上げる。
- ・両膝を延ばしたまま上体を下方に曲げる前屈姿勢は取らないようにする。

(参考：職場における腰痛予防対策指針及び解説)

介護  
看護  
77

## ストレッチを導入

社会福祉法人土佐香美福祉会 特別養護老人ホームウエルプラザやまだ荘

施設の種類：介護老人福祉施設 従業員規模：50-99人

費用の目安  
数千円

### 成果

#### 筋肉の柔軟性が向上

##### 内容

- ・職員通用口にストレッチの手順を掲示し、関節の可動域を広げたり、縮んだ筋肉をしなやかに動きやすくするストレッチを行ってから業務に入るようとした。
- ・業務前だと時間がないことがあるので、さまざまな関節部位を律動的に、リズミカルに動かす全身運動であり、血流がよくなるラジオ体操を利用者と一緒にを行うようにした。
- ・ストレッチを行ってから業務を行うことで、体が動かしやすくなったとの意見が多くなった。

##### きっかけ

- ・ストレッチを行うことで、腰痛の発生が軽減することを研修で学んだ。
- ・現場の業務スタッフに対して、ストレッチの必要性があることを周知するための時間がとれなかった。



職員通用口にストレッチの手順を掲示

介護  
看護  
78

## スクワットを導入

社会福祉法人秦ダイヤライフ福祉会 特別養護老人ホームあざみの里

施設の種類：介護老人福祉施設 従業員規模：50-99人

費用の目安  
数千円

### 成果

#### 介助時の動作が安定

##### 内容

- ・毎日継続できるように朝夕の申し送りのときに、体操とスクワットをするようにした。
- ・スクワットを取り入れることで、腰を落とした作業姿勢をとれるようにした。
- ・身体の使い方を意識するようになり、腰を落とした作業姿勢を実践するようになった。
- ・コミュニケーションの一つになり、フロアの雰囲気が良くなつた。また、チーム力も培われるようになった。

##### きっかけ

- ・職員にアンケートを行った結果、日頃から運動習慣がない職員が多く、就業後の腰のだるさや痛みを感じている職員が多いことが分かった。また、長座体前屈で柔軟性の測定を全職員に行ったところ、柔軟性が乏しい職員が多く、ケガや腰痛のリスクが高かつた。
- ・福祉用具（例：リフト）を使うことがノーリフティングケアだと感じている職員が多く、まずはケアを行う自分たちの身体を知り、身体の使い方を意識するようにしたいと考えた。



スクワット運動を実施

# 労働者の転倒災害（業務中の転倒による重傷）を防止しましょう

50歳以上を中心に、転倒による骨折等の労働災害が増加し続けています  
事業者は労働者の転倒災害防止のための措置を講じなければなりません

## 「つまずき」等による転倒災害の原因と対策

- (なし) 何もないところでつまずいて転倒、足がもつれて転倒 (27%)  
▶転倒や怪我をしにくい身体づくりのための運動プログラム等の導入。（★）
- 作業場・通路に放置された物につまずいて転倒 (16%)  
▶パックヤード等も含めた整理、整頓（物を置く場所の指定）の徹底
- 通路等の凹凸につまずいて転倒 (10%)  
▶敷地内（特に従業員用通路）の凹凸、陥没穴等（ごくわずかなものでも危険）を確認し、解消
- 作業場や通路以外の障害物（車止め等）につまずいて転倒 (8%)  
▶適切な通路の設定  
▶敷地内駐車場の車止めの「見える化」
- 作業場や通路の設備、什器、家具に足を引っかけて転倒 (8%)  
▶設備、什器等の角の「見える化」
- 作業場や通路のコードなどにつまずいて転倒 (7%)  
※引き回した労働者が自らつまずくケースも多い  
▶転倒原因となるよう、電気コード等の引き回しのルールを設定し、労働者に遵守を徹底させる

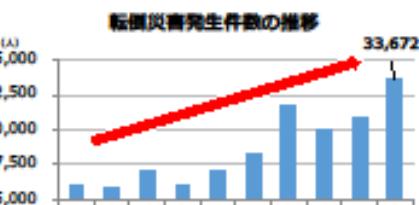
## 「滑り」による転倒災害の原因と対策

- 凍結した通路等で滑って転倒 (25%)  
▶従業員用通路の除雪・融雪。凍結しやすい箇所には融雪マット等を設置する。（★）
- 作業場や通路にこぼれていた水、洗剤、油等により滑って転倒 (19%)  
▶水、洗剤、油等がこぼれていることのない状態を維持する。  
(清掃中エリアの立入禁止、清掃後乾いた状態を確認してからの開放の徹底)
- 水場（食品加工場等）で滑って転倒 (16%)  
▶滑りにくい履き物の使用（労働安全衛生規則第558条）  
▶防滑床材・防滑グレーティング等の導入、摩耗している場合は再施工（★）  
▶清掃エリアまで遡れないよう処理
- 雨で濡れた通路等で滑って転倒 (15%)  
▶雨天時に滑りやすい敷地内の場所を確認し、防滑処置等の対策を行う

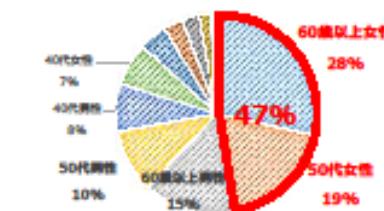
（★）については、高年齢労働者の転倒災害防止のため、中小企業事業者は「エイジフレンドリー補助金」（補助率1/2、上限100万円）を利用できます

中小事業者は、無料で安全衛生の専門家のアドバイスが受けられます

## 転倒災害の発生状況（休業4日以上、令和3年）



性別・年齢別内訳



### 転倒による怪我の態様

#### ・骨折（約70%）

- ・打撲
- ・眼球破裂
- ・外傷性気胸 など

転倒災害による平均休業日数（※労働者死傷病報告による休業見込日数）

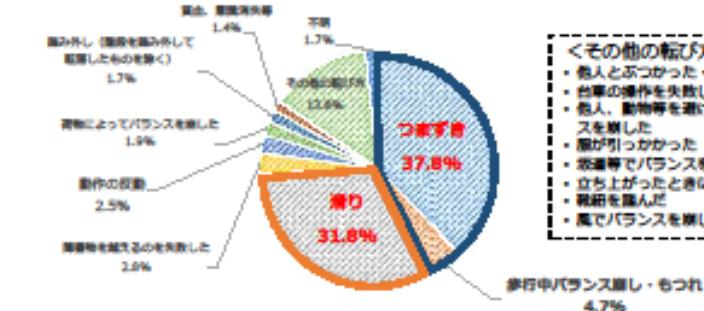
47日

### 転倒したのは…



転倒災害が起きているのは  
移動のときだけではありません

### 転倒時の類型



### 主な原因と対策

#### ＜その他の転び方＞

- ・他人とぶつかった・ぶつかられた
- ・台車の操作を失敗した
- ・他人、動物等を避けようとしてバランスを崩した
- ・脚が引っかかった
- ・坂道等でバランスを崩した
- ・立ち上がったときにバランスを崩した
- ・靴紐を踏んだ
- ・風でバランスを崩した



## 転倒リスク・骨折リスク

- 一般に加齢とともに身体機能が低下し、転倒しやすくなります  
→「転びの予防 体力チェック」「ロコチェック」をご覧ください
- 特に女性は加齢とともに骨折のリスクも著しく増大します  
→対象者に市町村が実施する「骨粗鬆症検診」を受診させましょう
- 現役の方でも、たった一度の転倒で寝たきりになることもあります  
→「たった一度の転倒で寝たきりになることも。転倒事故の起こりやすい箇所は？」（内閣府ウェブサイト）

岩手県 早池峰山  
ハヤチネウスユキソウ



# 第3章 安全衛生管理・活動のための体制づくりと 安全衛生管理を進める上でのポイント



# 労働安全衛生法の概要

## 事業場における安全衛生管理体制の確立

総括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者、産業医等の選任  
安全委員会、衛生委員会等の設置

## 事業場における労働災害防止のための具体的措置

危害防止基準：機械、作業、環境等による危険に対する措置の実施

安全衛生教育：雇入れ時、危険有害業務就業時に実施

就業制限：クレーンの運転等特定の危険業務は有資格者の配置が必要

作業環境測定：有害業務を行う屋内作業場等において実施

健康診断：一般健康診断、有害業務従事者に対する特殊健康診断等  
を定期的に実施

## 国による労働災害防止計画の策定

厚生労働大臣は、労働災害を減少させるために国が重点的に取り組む  
事項を定めた中期計画を策定。



## 改正の趣旨

多様な人材が安全に、かつ安心して働き続けられる職場環境の整備を推進するため、個人事業者等に対する安全衛生対策の推進、職場のメンタルヘルス対策の推進、化学物質による健康障害防止対策等の推進、機械等による労働災害の防止の促進等、高年齢労働者の労働災害防止の推進等の措置を講ずる。

## 改正の概要

### 1. 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進【労働安全衛生法】

既存の労働災害防止対策に個人事業者等も取り込み、労働者のみならず個人事業者等による災害の防止を図るために、

- ① 注文者等が講すべき措置（個人事業者等を含む作業従事者の混在作業による災害防止対策の強化など）を定め、併せてILO第155号条約（職業上の安全及び健康並びに作業環境に関する条約）の履行に必要な整備を行う。
- ② 個人事業者等自身が講すべき措置（安全衛生教育の受講等）や業務上災害の報告制度等を定める。

### 2. 職場のメンタルヘルス対策の推進【労働安全衛生法】

- ストレスチェックについて、現在当分の間努力義務となっている労働者数50人未満の事業場についても実施を義務とする。その際、50人未満の事業場の負担等に配慮し、施行までの十分な準備期間を確保する。

### 3. 化学物質による健康障害防止対策等の推進【労働安全衛生法、作業環境測定法】

- ① 化学物質の譲渡等実施者による危険性・有害性情報の通知義務違反に罰則を設ける。
- ② 化学物質の成分名が営業秘密である場合に、一定の有害性の低い物質に限り、代替化学名等の通知を認める。  
なお、代替を認める対象は成分名に限ることとし、人体に及ぼす作用や応急の措置等は対象としない。
- ③ 個人ばく露測定について、作業環境測定の一つとして位置付け、作業環境測定士等による適切な実施の担保を図る。

### 4. 機械等による労働災害の防止の促進等【労働安全衛生法】

- ① ポイラー、クレーン等に係る製造許可の一部（設計審査）や製造時等検査について、民間の登録機関が実施できる範囲を拡大する。
- ② 登録機関や検査業者の適正な業務実施のため、不正への対処や欠格要件を強化し、検査基準への遵守義務を課す。

### 5. 高齢者の労働災害防止の推進【労働安全衛生法】

- 高年齢労働者の労働災害防止に必要な措置の実施を事業者の努力義務とし、国が当該措置に関する指針を公表することとする。  
このほか、平成26年改正法において改正を行った労働安全衛生法第53条について、規定の修正を行つた

## 施行期日

令和8年4月1日（ただし、1①の一部は公布日、4②は令和8年1月1日、3③は令和8年10月1日、1②の一部は令和9年1月1日、1①及び②の一部は令和9年4月1日、2は公布後3年以内に政令で定める日、3①は公布後5年以内に政令で定める日）

# 1. 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進

## 背景

- 建設アスベスト訴訟の最高裁判決（令和3年5月）において、労働安全衛生法第22条（健康障害防止措置）は、労働者だけでなく、同じ場所で働く労働者でない者も保護する趣旨との判断がされた。このことを踏まえ、同条に基づく省令の規定を改正した。（令和5年4月施行）  
⇒ 安全衛生分科会での議論において、安衛法第22条以外の規定のあり方、個人事業者等自身による措置のあり方、注文者等による措置のあり方等については、別途検討することとされた。

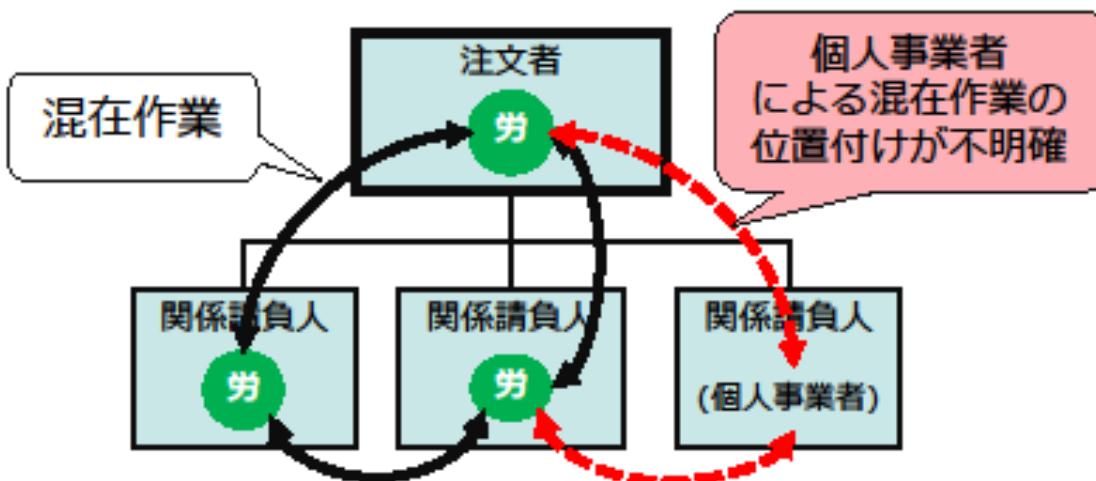
## 改正内容

- 個人事業者等（注）の業務上災害の防止、ひいては同じ場で働く労働者の災害防止のため、個人事業者等を労働安全衛生法による保護対象・義務の主体として位置づけ、次の見直しを行う。（注）個人事業者のほか中小事業者の代表者又は役員も対象
  - ①注文者（建設業におけるゼネコン等）が講じるべき措置の義務付け（次ページ）
    - ・ 建設業、造船業、製造業の注文者には、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所で行われる場合には、混在作業による労働災害防止のため、作業間の連絡調整等の必要な措置を講じることが義務付けられているところ、この統括管理の対象に個人事業者等を含む作業従事者を追加する 等
  - ②個人事業者等自身が講じるべき措置の義務付け
    - ・ 構造規格や安全装置を具備しない機械等の使用禁止
    - ・ 特定の機械等に対する定期自主検査の実施
    - ・ 危険・有害な業務に就く際の安全衛生教育の受講 等
  - ③個人事業者等を含む作業従事者の業務上災害を労働基準監督署に報告する仕組みを整備  
(注)個人事業者に作業を請け負わせる「事業者」に対する保護措置の義務づけは省令改正により対応済み。
- また、業種を問わず、労働者や個人事業者が混在する作業場所を管理する者（※1）に対して、自らと請負人が行う作業間の連絡調整等の必要な措置を義務付けることで、日本が未批准のILO基本条約である第155号条約（職業上の安全及び健康並びに作業環境に関する条約）（※2）の批准につながる。  
(※1) 例えば、卸売業の事業者が、倉庫で作業する店員と、フォークリフトで商品の搬出をする運送業者が混在することによる事故を防止するため、連絡調整を行う。  
(※2) 条約第17条に規定されている「二以上の企業が同一の作業場において同時に活動に従事する場合の協力義務」が批准に当たっての課題となっている。



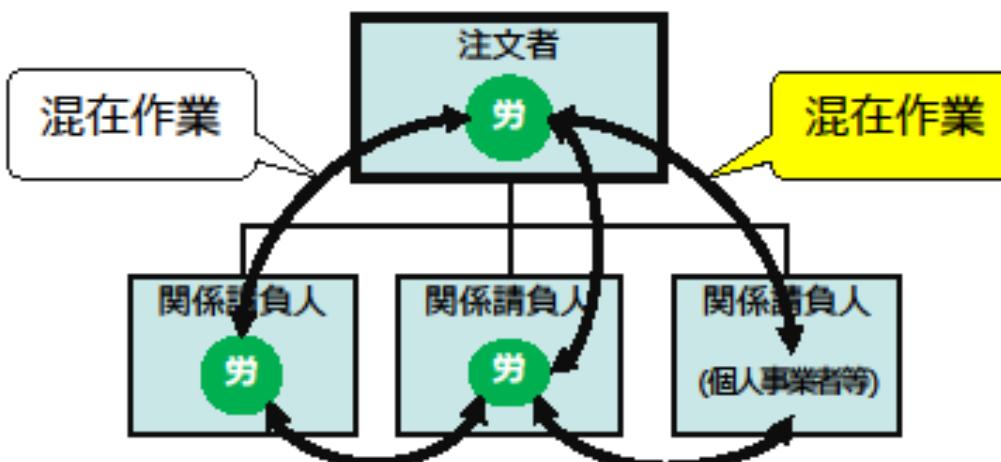
## (参考) 注文者等が講じるべき措置（作業間の連絡調整）のイメージ

«現行»



個人事業者等による混在作業の位置付けを明確化

«見直し後»

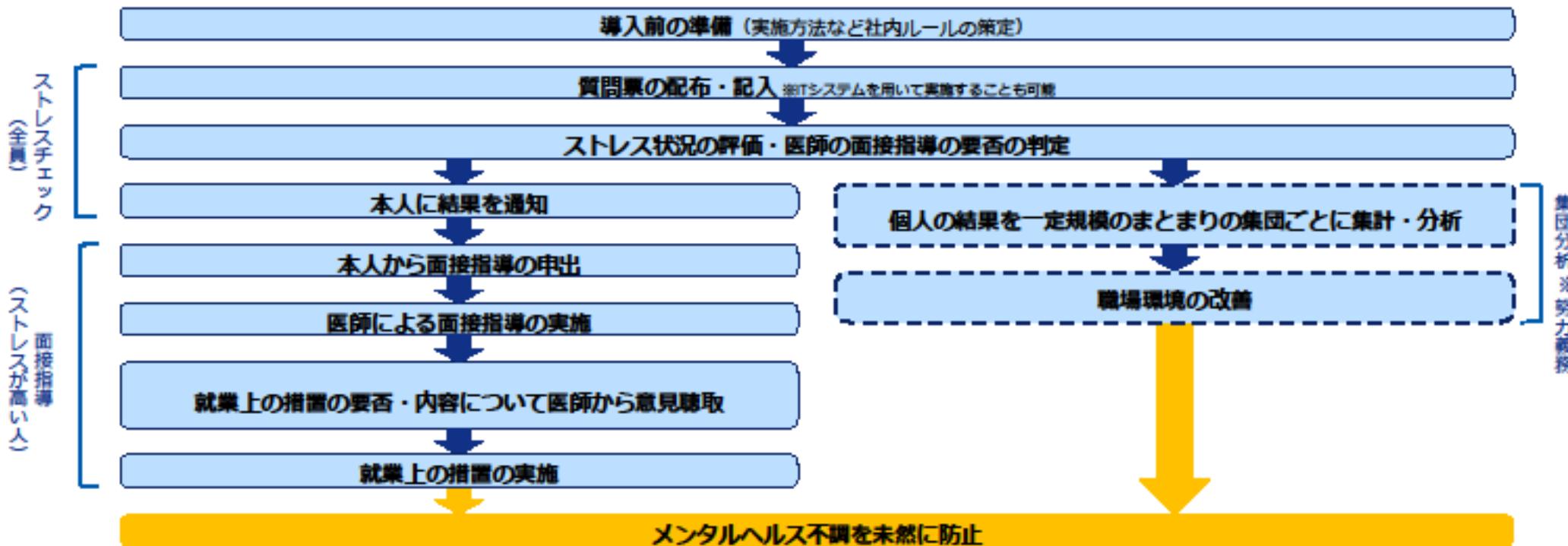


## 2. 職場のメンタルヘルス対策の推進

### 背景

- 事業場におけるメンタルヘルス対策については、メンタルヘルス不調の未然防止の観点で、平成27年12月にストレスチェック制度が導入されたが、50人未満の事業場では努力義務にとどまっている。

### (ストレスチェック制度の流れ)



### 改正内容

- 現行法ではストレスチェックは労働者50人以上の事業場に義務付けられている（50人未満は努力義務）ところ、これを全ての事業場に義務化する。

※ 小規模事業者が円滑に制度改正に対応できるよう、

- 50人未満の事業場に即した、労働者のプライバシーが保護され、現実的で実効性のある実施体制・実施方法についてのマニュアルの作成
- 医師による面接指導の受け皿となる「地域産業保健センター」（地さんぽ）の体制拡充 等の支援策を講じていく。

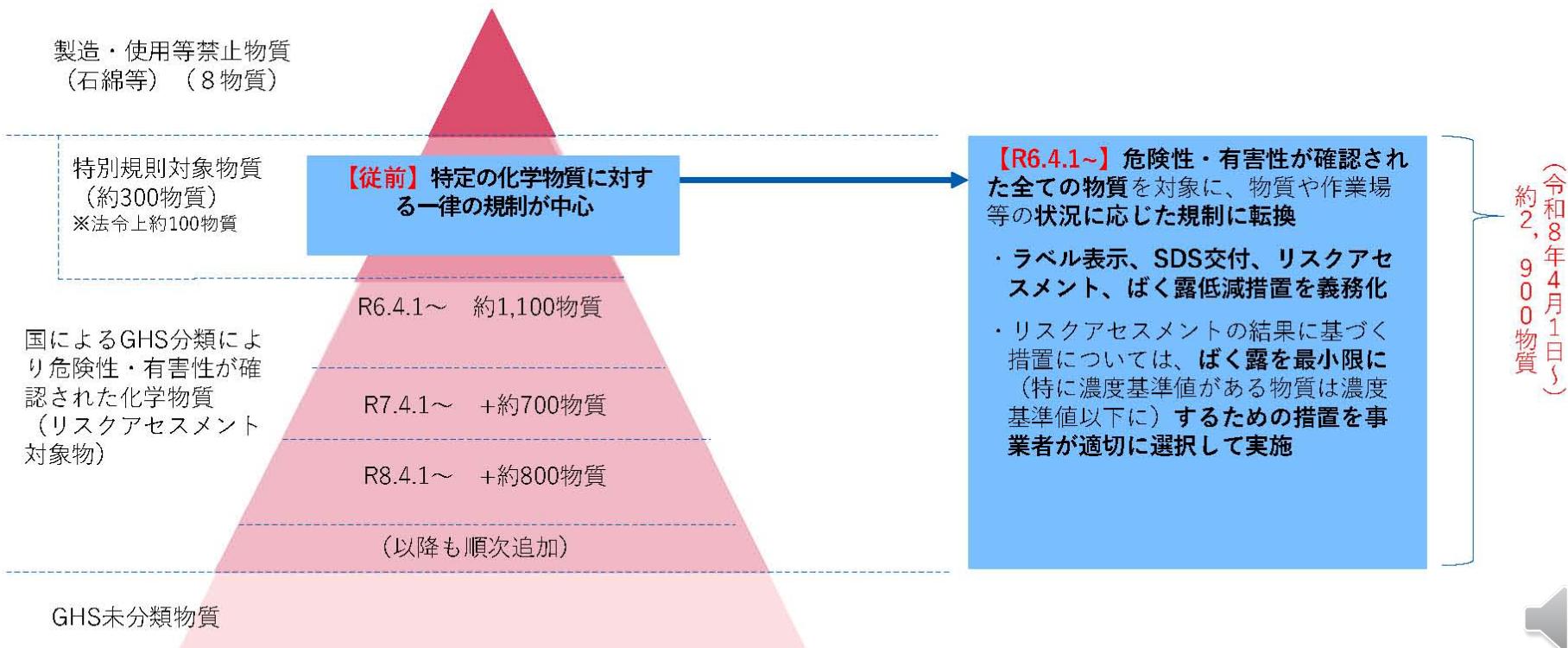
また、50人未満の事業場の負担等に配慮し、十分な準備期間を設ける（施行期日は公布後3年以内に政令で定める日とする）。



### 3. 化学物質による健康障害防止対策等の推進

#### 背景

- 化学物質管理については、物質の多様化や国際的な潮流に従い、化学物質ごとの個別具体的な法令による規制から、事業者等による自律的な管理を基軸とする規制へ、安衛法体系の抜本的見直しが行われたところ。（令和4年から政省令改正・順次施行）
- これにより、化学物質の譲渡・提供者による「危険・有害性情報の表示（ラベル）及び通知（SDS（※）の交付等）」や事業者による「リスクアセスメントの実施」が必要となる化学物質が、令和8年4月には、危険性又は有害性がある全ての化学物質（国際的な基準に従い分類した約2,900物質）に拡大されることが予定されている。  
(※) 安全データシート (Safety Data Sheet) の略語。化学物質を譲渡または提供する際に、その化学物質の物理化学的性質や危険性・有害性及び取扱いに関する情報を、譲渡または提供する相手方に通知する文書のこと。



(注) G H S : 2003年7月に国際連合から公表された「化学品の分類および表示に関する世界調和システム (Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals)」。日本では「日本産業規格Z 7252 (G H Sに基づく化学品の分類方法)」において化学品の分類方法が定められており、これに基づく分類判定の結果を用いて、ラベル表示・S D S交付等の義務対象物質を特定している。

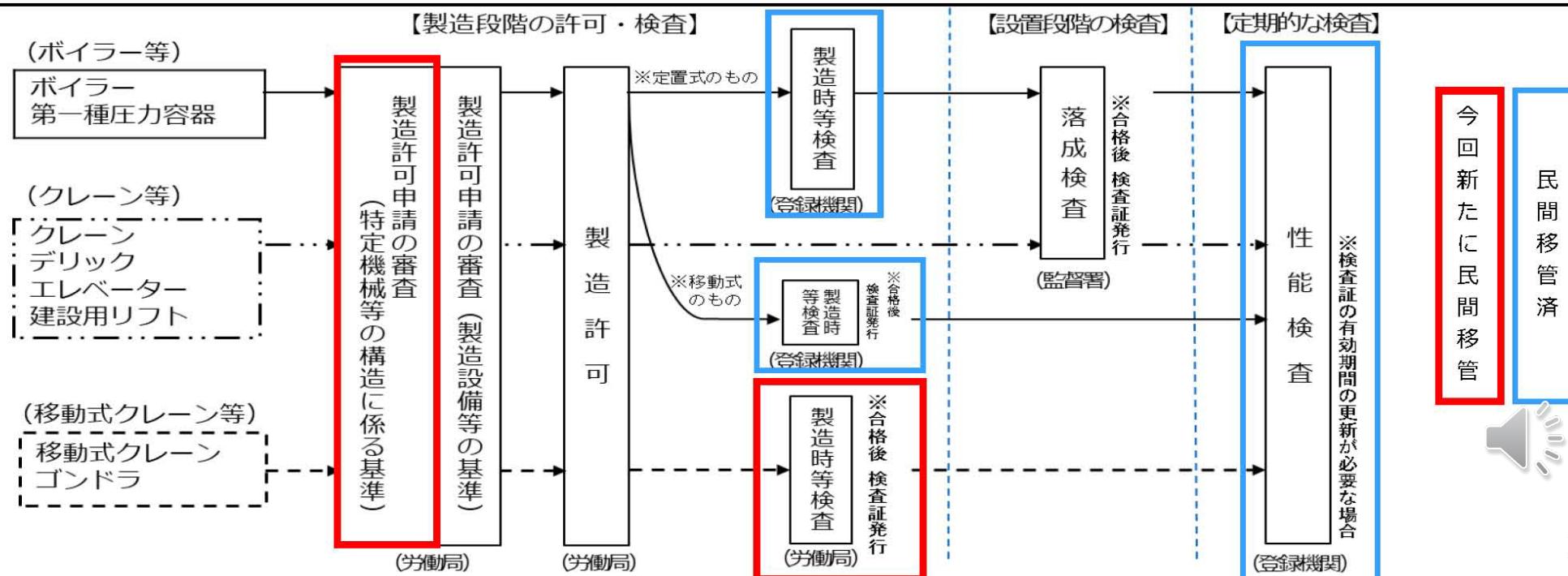
## 4. 機械等による労働災害の防止の促進等

### 背景

- 危険な作業を必要とする特定機械等（ボイラー、クレーン等）については、安全性能を確保するために、製造許可及び製造時等検査制度を設けるとともに、設置時、使用時の各段階における検査を義務付けている。
- 新技術の誕生に伴い設計・検査手法の高度化・専門化が必要となっているところ、EU諸国をはじめとした諸外国では、専門性を持つ民間の検査機関の活用が進んでいる。これまで一部検査について民間移管を進めてきたが、特定機械等の安全性を確保した上で労働災害を効果的に防止するため、更なる行政の効率化や民間活力の活用を促進する必要がある。
- また、技能講習を実施する民間登録機関が不正に技能講習修了証を交付する等の不正事案が生じており、その防止対策を強化する必要がある。

### 改正内容

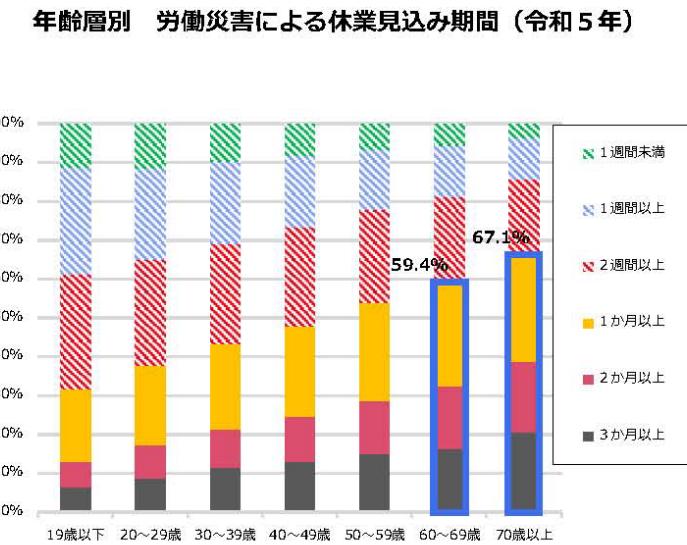
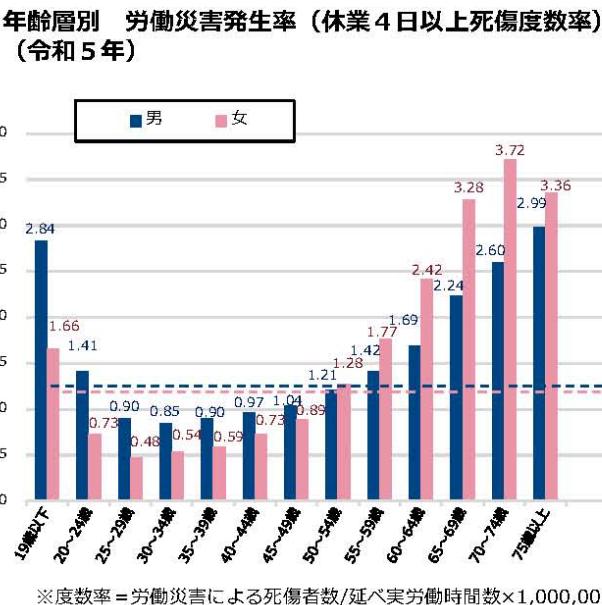
- 製造許可申請の審査のうち特定機械等の構造に係る基準の審査について、民間の登録機関が行えるようにする。
- 製造時等検査について、移動式クレーン及びゴンドラも民間の登録機関が行えるようにする。
- 民間の登録機関の業務の適正な遂行を担保するため、適切な登録要件の設定、要件に適合しなくなった場合の行政処分などの仕組みを整備する。
- 民間の登録機関の不正防止のための措置その他の所要の改正を行う。



## 5. 高齢者の労働災害防止の推進

### 背景

- 休業4日以上の死傷者数は近年増加傾向にあり、この要因として、高年齢労働者の労働災害の増加が挙げられる。
- また、高年齢労働者は、他の世代と比べて、労働災害の発生率が高く、災害が起きた際の休業期間が長い。



### 改正内容

- 高年齢労働者の労働災害の防止を図るため、高年齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、作業管理その他の必要な措置を講ずることを事業者の努力義務とする。
- 厚生労働大臣は、事業者による措置の適切かつ有効な実施を図るため必要な指針（※）を定め、当該指針に従い、事業者又はその団体に対して必要な指導、援助等を行うことができるものとする。

（※）現在、「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（エイジフレンドリーガイドライン）において、安全衛生管理体制の確立（リスクアセスメントの実施等）、職場環境の改善（ハード・ソフト面の対策）、高年齢労働者の体力の状況把握などの取組を求めており、これを参考に指針を検討。



# 安全衛生管理・活動のための体制づくり(1)

労働者数 300人以上

1 総括安全衛生管理者

資格要件:なし

## 業務内容

安全管理者、衛生管理者の指揮を行うとともに、以下の事項に関わる業務の統括管理

- ・ 危険・健康障害防止の措置
- ・ 教育の実施
- ・ 健康診断の実施、他健康保持増進
- ・ 労働災害の原因調査、再発防止対策 など

+ 安全管理者 + 衛生管理者



# 安全衛生管理・活動のための体制づくり(2)

労働者数 50～300人未満

2 安全管理者

資格要件

- ・大学等にて理科系統の学科(職業能力開発総合大学校の長期課程等を含む)を修了し、規定の実務経験を持ち、所定の研修を修了した者
- ・労働安全コンサルタント

業務内容

- ・作業場等を巡視し、設備、作業場所・方法に危険がある場合の措置の実施
- ・安全装置、保護具等の設備・器具の定期的な点検
- ・作業の安全に関する教育及び訓練実施
- ・発生した災害の原因調査・対策検討 など



### 3 衛生管理者 資格要件

- ・第一種・第二種衛生管理者免許を有する者
- ・衛生工学衛生管理者免許を有する者
- ・医師
- ・歯科医師
- ・労働衛生コンサルタント

### 業務内容

- ・少なくとも週一回作業場等を巡視し、設備、作業方法、衛生状態に有害のおそれがあるときの健康障害を防止するための措置の実施
- ・健康に異常のある者の発見・措置
- ・作業環境の衛生上の調査
- ・作業条件、施設等の衛生上の改善
- ・労働衛生保護具、救急用具等の点検・整備
- ・衛生教育、健康相談等の実施 など



労働者数 50人以上

#### 4 産業医

資格要件(以下のいずれかの要件を満たした医師)

- ・労働者の健康管理等を行うのに必要な研修を修了した者
- ・産業医科大学、その他大学で必要な課程を修めた者で、その大学が行う実習を履修した者
- ・労働衛生コンサルタント試験に合格した者
- ・大学に常時勤務して、労働衛生に関する科目を担当する教授、准教授、講師の職にあるか、あった者など

#### 業務内容

- ・健康診断・面接指導等の実施
- ・健康教育、健康相談等の実施
- ・作業環境の維持管理に関する事項の実施
- ・労働者の健康障害の原因調査・再発防止措置
- ・月1回作業場を巡視し、作業方法・衛生状態に有害のおそれがある場合の健康障害防止措置 など



# 安全衛生管理・活動のための体制づくり(3)

労働者数 10～50人未満

5 安全衛生推進者

資格要件

所定の講習を修了した者等

業務内容

安全管理者、衛生管理者に同じ



# 安全衛生管理を進める上でのポイント(1)

No.	項目	概要	安衛法	ポイント
1	事業者に 責務	事業者は労働者の安全と健康を する基本的 確保すること。 事業者の最も基本的な責務。	第1章 総則(第1条 ～5条)	「労働者」にはパートタ イマーや期間従業員 なども含まれる。
2	労働者に による遵守	労働者は労働災害を防止するた め必要な事項を守ること。		「労働者」の義務です。
3	管理者・ 推進者等の 選任	事業者は安全衛生の管理 や推 進の中心となる人を決める	第3章 安全衛生管 理体制 (第10条～19条の 3)	事業規模や業種に応 じ、安全管理者、衛生 管理者、安全衛生推 進者、産業医などを置 き、安全委員会、衛生 委員会などを設置。
4	委員会の 設置	事業者は、安全衛生について審 議を行い、意見を聞く場を設ける。		

## 安全衛生管理を進める上でのポイント(2)

No. 項目	概要	安衛法	ポイント
5 事業者による危険防止措置	事業者は、設備や作業などにより労働者が危険な目にあったり、ケガや病気をすることがないように防止措置をとる	第4章 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置 (第20条～36条)	施設、設備、機械に必要な危険防止、健康障害防止措置をとることが必要。
6 労働者の遵守	労働者は事業者の危険防止措置に応じて必要な事項を守る		「労働者」の義務です。
7 教育の実施	事業者は労働者に安全衛生教育を行う	第6章 労働者の就業に当たっての措置 (第59条～63条)	「労働者」にはパートタイマーや期間従業員なども含まれる。 

## 安全衛生管理を進める上でのポイント(3)

No. 項目	概要	安衛法	ポイント
8 健康の保持増進の措置	事業者は作業環境測定、作業の管理、健康診断等の実施により、第7章 健康の保持労働者の健康の保持・増進を行う。	増進のための措置 (第65条～71条)	法令で定められた業務を行う作業場について、作業環境測定を行い記録を保管。 事業者は、常時使用する労働者を雇い入れるときは、健康診断を行い、定期健康診断を年に1回以上行うことが必要。 有害業務に従事する労働者に対し、特殊健康診断を行う。

# 労働災害が事業者にもたらすもの

\* 損害賠償  
不法行為責任・安全配慮  
義務違反による損害賠償

\* 刑事罰  
労働安全衛生法  
違反  
業務上過失致死  
傷罪

\* 行政処分  
作業停止・使用停止  
等の行政処分

労働災害の発生  
||  
大きな損害の発生

\* 社会的な信用低下  
企業の信用低下、存  
在基盤の喪失



# 安全衛生活動により事業者が得られるもの

## \* 労働者のモチベーションが向上

労働者のやる気向上＝積極的に仕事に取り組む姿勢が生まれる。

労働安全衛生マネジメントシステムでコンプライアンス意識が向上

## \* 生産性が向上

安全に関しては、先行投資という考え方があり、改善活動に経営資源をしっかり投入。

## \* コストを削減・抑制

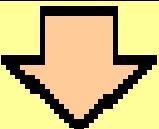
災害やヒヤリ・ハットが発生すると、作業が中断したり遅れたりすることで無駄なコストが発生。

ムダをなくせば組織が変わる。



## 2.1 事業場全体で取り組むために (⇒P9)

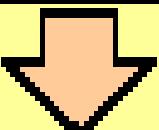
2.1.1 トップがやる気を見せる



2.1.2 風通しのよい職場をつくる

## 2.2 安全衛生活動のための体制づくり (⇒P14)

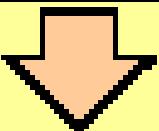
2.2.1 安全衛生の中心となる担当者を決める



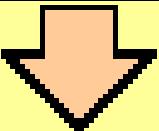
2.2.2 委員会で労働者の意見を聴いて相談する

## 2.3 安全衛生管理・活動のための仕組みづくり (⇒P18)

- 2.3.1 安全衛生のためのルールをつくる
- 2.3.2 安全衛生教育を実施する前に
- 2.3.3 危険源を見つけて、取り除くための仕組み



### 2.3.4 活動は計画的に



## 3. 安全衛生活動の実施 (⇒P25)

- 2.3.5 活動の実績を振り返る





喜界島  
月桃の花



# 第4章 労働災害防止対策



# 事業者の安全配慮義務

## 労働契約法第5条(2008年施行)

使用者は、労働契約に伴い、労働者がその生命、身体等の安全を確保しつつ労働することができるよう、必要な配慮をするものとする。

\* 使用者の労働者に対する安全配慮義務(健康配慮義務)。  
◎メンタルヘルス対策も安全配慮義務に含まれる。



# 労災補償と損害賠償

(1) 労働基準法および労災保険法に基づく労災補償制度と被災労働者又はその遺族が使用者に対して行う損害賠償制度(労災民事訴訟制度)がある。

(2) 労災民事訴訟制度では、精神的損害(慰謝料)や逸失利益などを含む全損害の賠償を求めることができる。

現在は使用者等の債務不履行責任(安全配慮義務違反)を問う形のものが中心。



# 長時間労働からメンタルヘルス不調をきたして自殺したケースの裁判事例(山田製作所事件)(平成19年福岡高裁判決)

自動車等の部品工場に勤務する男性(24歳)が自殺。妻と両親が会社に対して損害賠償を請求。  
\*会社に義務(注意義務ないし安全配慮義務)違反があつたか。

1ヶ月に100時間を超える時間外労働・休日労働とりーだーに昇格したことによる心理的負担の増加から、健康状態の悪化を招くおそれのあることは容易に認識し得た。

\*予見可能性有りと判断。

\*会社に約7,400万円の賠償金の支払。



# リスクアセスメントの実施

## 労働安全衛生法の改正

- リスクアセスメントの実施(努力義務)。

### 労働災害発生の予防的手段

1. 事業者が職場にある危険性又は有害性を特定
2. 労働災害の重篤度と発生する可能性を併せてリスクとして見積もる。
3. 対策の優先度を決め、リスクの除去・低減措置を検討する。
4. 実施して結果を記録する。



# リスクとハザード(危険性又は有害性)



危険性または有害性



リスク

左図: ライオンがいるという危険性(又は有害性)がある。  
右図: ライオンと人が一緒にいるので、ライオンに襲われるという災害が発生する可能性(リスク)がある。



# 労働災害防止のために

従業員の安全と健康の確保は事業者の責務です

労働災害の発生件数は、事業者をはじめとする関係者の熱心な取り組みにより、年々減少傾向にありますが、今なお全国で50万人もが被災しています。

特に、従業員数50人未満の小規模事業場では、大規模事業場に比べて労働災害の発生率が高くなっています。

小規模事業場では、災害防止対策を実施する上で人材、費用などが課題になる一方、全員が一体となって取り組むことが容易にできます。従業員が安全で健康的に働くよう、工夫をしながら、対策を進めてください。



このリーフレットは、従業員数が50人未満の事業場における労働災害防止対策について紹介したものです。この内容を参考に、的確な労働災害防止対策に取り組みましょう。

※ パート、アルバイトなどの就業形態の区別なく、全ての従業員を対象として労働災害防止対策を行うことが必要です。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署



「労働者の安全と衛生の確保」について詳しくは、以下のホームページを参照、または最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署へお問い合わせください。

URL: <http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzensei.html>

## I 労働安全衛生関係法令の順守

労働災害防止の基本は労働安全衛生関係の法令を守り、法令に従った対策をとることです。以下、労働安全衛生関係法令で、事業者に義務づけられている措置を説明します。

### 1 危険防止の措置

- 機械設備を使用して作業を行う場合
  - 機械の動作範囲に身体の部位が入らないようにするため、柵や覆いなどを設けること。
- 火災、爆発の危険性のある物を取り扱う場合
  - 換気を行う、火気を使用しないなどの措置をとること。

### 2 健康管理の措置

事業者は、従業員に対して年に1回、定期健康診断を実施すること。また、従業員を有害な業務に就かせる場合には、6ヶ月以内に1回、特殊健康診断を実施すること。

### 3 安全衛生管理体制の整備

#### ① 安全衛生推進者または衛生推進者の選任

従業員数10人以上50人未満の事業場では、安全衛生推進者または衛生推進者を選任し、危険防止の対策や教育、健康診などの安全衛生の業務を担当させること。

#### ② 作業主任者の選任

プレス機械や木材加工用機械による作業など、危険または有害な作業を行う場合には、作業主任者を選任し、作業員の指揮、機械設備の点検等を行わせること。

#### ③ 従業員の意見の聴取

従業員の意見を聞きながら安全衛生対策を進めること。



### 4 安全衛生教育の実施

従業員を雇い入れたときなどには、安全衛生のための教育を行うこと。

#### (教育の内容)

- ・ 機械、原材料、保護具などの取扱方法
- ・ 作業手順
- ・ 事故時における応急措置



※ 小型ボイラーの取り扱い作業など危険または有害な業務に就かせる場合には、その業務に関する特別の教育を行わなければなりません。

## II 自主的な安全衛生活動

安全な作業を定着させるためには、全員が災害防止の活動に取り組み、危険に対する認識、安全意識を高めることが重要です。

自主的な活動例を紹介します。

### 1 ヒヤリ・ハット活動

作業中にヒヤリとした、ハッとしたが幸い災害にはならなかったという事例を報告・提案する制度を設け、災害が発生する前に対策を打とうというのがヒヤリ・ハット活動です。



#### (ヒヤリ・ハット事例)

##### ○ ヒヤリ・ハットの状況

商品の仕分け作業庫で商品を運搬中、床が散水により濡れていたため、転びそうになった。



##### ○ 対策

- 床面に散水したときは、すぐに拭き取る。
- 商品を運ぶときは台車を使用する。

### 2 危険予知活動(KY活動)

危険予知活動は、作業前に現場や作業に潜む危険要因とそれにより発生する災害について話し合い、作業者の危険に対する意識を高めて災害を防止しようというものです。作業の状況を描いたイラストシートなどを用いて行う方法などがあります。



##### ○ 作業の状況

脚立を使って窓拭きを行っています。



どのような危険が潜んでいるでしょうか？

- 脚立から離れた窓を拭こうと身を乗り出した際に脚立がぐらついてよろけて落ちる。
- 脚立から下りる際に、地面に置いてあるバケツに足を引っかけて転ぶ。

### 3 安全当番制度

職場の安全パトロール員や安全ミーティングの進行役を、当番制で全従業員に担当させる制度です。従業員の安全意識を高めるのに有効な方法です。

以上のはか、安全提案制度、4S(整理、整頓、清潔、清掃)活動、職場安全ミーティングなどさまざま工夫がされています。事業場の実態に即して、ふさわしい活動に取り組みましょう。

## III リスクアセスメントに基づく取り組み

リスクアセスメントとは、作業に伴う危険性または有害性を見つけ出し、これを除去、低減するための手法です。リスクとは負傷または疾病の重篤度と発生の可能性を組み合わせたもののです。リスクアセスメントに基づき対策を行うことにより、確実に、効果的に災害を防止できます。

リスクアセスメントの基本的な手順は以下のとおりです。

- ① 従業員の就業における危険性または有害性の特定
- ② 特定した全ての危険性または有害性について、リスクの見積もり
- ③ 見積もりに基づき、リスクを低減するための優先度の設定
- ④ リスク低減措置の検討および実施
- ⑤ リスクアセスメントとリスク低減措置の記録

リスクアセスメントの実施に当たっては、以下の表をご活用ください。

作業名 (機械・設備)	作業の危険性または有害性と 発生の恐れのある 災害	リスクの見積もり			リスク低減措置案	措置実施後の リスクの見積もり		
		重 度 度 災 害 の 可 能 性 発 生 の 程 度 リ ス ク の 程 度 の リ ス ク の	重 度 災 害 の 可 能 性 発 生 の 程 度 リ ス ク の 程 度 の リ ス ク の	重 度 災 害 の 可 能 性 発 生 の 程 度 リ ス ク の 程 度 の リ ス ク の		重 度 災 害 の 可 能 性 発 生 の 程 度 リ ス ク の 程 度 の リ ス ク の	重 度 災 害 の 可 能 性 発 生 の 程 度 リ ス ク の 程 度 の リ ス ク の	重 度 災 害 の 可 能 性 発 生 の 程 度 リ ス ク の 程 度 の リ ス ク の
<記載例> 台車による 運搬作業	重い物を過大に積載し、運搬中に操作ができず、荷崩れを起こすなどで打撃する。	△	×	Ⅲ	① 台車に積載可能重量を表示する ② 順守事項を掲示する ③ 運搬経路を決める	△	△	Ⅱ

#### 災害の重篤度

×: 致命的・重大(死亡災害や休業1カ月以上の災害)

△: 中程度(休業1カ月未満の災害)

○: 軽度(かすり傷程度)

#### 発生の可能性

×: 高いまたは比較的高い (毎日、危険性または有害性に接近する／かなり注意しても災害につながる)

△: 可能性がある (修理などの作業で、危険性または有害性に時々接近する)

○: ほとんどない (危険性または有害性に接近することは、めったにない)

災害の重篤度と発生の可能性との  
組み合わせからリスクを見積もります。

災害の重篤度		
	致命的・重大 ×	中程度 △
高いまたは比較的高い ×	Ⅲ	Ⅲ
可能性がある △	Ⅲ	Ⅱ
ほとんどない ○	Ⅱ	I

#### リスクの程度

Ⅲ: 直ちに解決すべき、または重大なリスクがある

Ⅱ: 速やかにリスク低減対策を実施すべきリスクがある

I: 必要に応じてリスク低減対策を実施すべきリスクがある

リスクの程度

# 物的要因

物

起因物

加害物

事故の型

現象  
(災害)

接  
触

安全管理上の欠陥

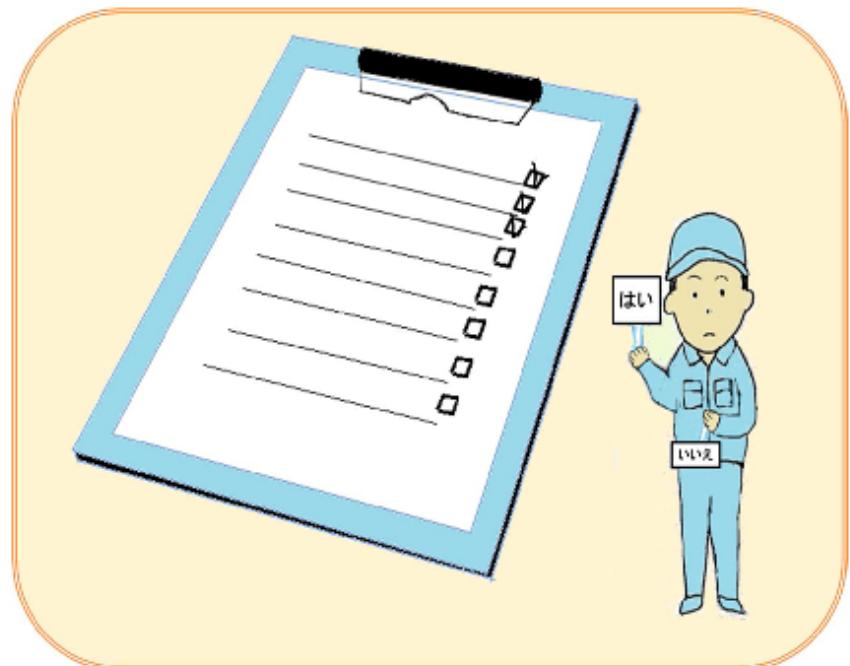
人的要因  
(ヒューマンエラー)

労働災害発生のメカニズム



# 設備の経年化による 労働災害リスクと防止対策

## ー防止対策のチェックリストと解説ー



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

このチェックリストは、経年化設備を保有する職場での労働災害を防止する上で重要な事項を、設備面、管理面、作業面に分けて作成してあります。また、職場での実態の把握と反映ができているかについてもチェックします。チェックリストの後に、チェックリストの解説、対策を付けました。

これまで4年間の調査から、優れた取組を行っている事業場の実施例、重篤な労働災害が発生して、これを実施していれば労働災害を防げたとの反省から再発防止対策として行っている事例を参考にして、チェック項目を選びました。

各項目は、「はい」「いいえ」で答えるようになっています。

職場の現状について「はい」又は「いいえ」にチェックを入れて、「はい」と「いいえ」の数を合計してください。

どちらを選択して良いか分からない場合には、解説の部分を読んでみてから回答をしてください。

「はい」の数が多いほど、安全な職場と見ることができます。

「いいえ」が多い場合には、安全活動の不備な点について職場で何をしたら良いか検討して「いいえ」から「はい」になるように改善を進めてください。

改善を検討する上でチェックリストの解説も参考にしてください。

チェックリストの解説は、知っておきたいこと（オレンジ枠）と更に知りたいこと（背景色白）から構成されています。オレンジ枠の解説は是非読んでください。

## 2. 設備面、管理面、作業面のチェックリスト

### 2-1. 設備面のチェックリスト

#### 1. 設備の保全と経年化設備の点検・修理（解説は8～9頁）

- (1) 重要設備は予防保全を行っていますか はい いいえ
- (2) 機械の自主検査を定期的に実施して記録していますか はい いいえ
- (3) 検査結果に基づき部品交換、設備更新を計画的に行ってていますか はい いいえ
- (4) 経年化設備の更新時期を定めていますか はい いいえ
- (5) 階段、手すり、作業床などの経年劣化（腐食）の検査を行い、劣化部分の再塗装、補修、更新などを行っていますか はい いいえ
- (6) 劣化部分は、立入禁止措置などを実施していますか はい いいえ

## 主な安全衛生活動に関する動機づけの事例

### ▼外的な動機づけ

1 見せる、聴かせる → ポスター、写真、スライド、動画など

2 話す、教える → 安全訓練、講習、ミーティング

3 ほめる、戒める → 無災害記録症、改善提案賞を創設

### ▼内的な動機づけ

4 災害事例研究 → 身近なヒヤリハット体験や、災害事例の原因分析、対応策の検討と具体化





## 人的ミスを取り巻く構造



## 人的ミスを取り巻く構造



# ヒューマンエラーの12分類

1. 危険軽視・慣れ(このくらいは大丈夫)
2. 不注意、3. 無知・未経験・不慣れ
4. 近道・省略行動(こうした方が早いだろう)、
5. 高齢者的心身機能低下、6. 錯覚
7. 場面行動本能(人間の本能的・反射的な行動)、
8. パニック、9. 連絡不足(コミュニケーションエラー)、
10. 疲労、
11. 単調作業による意識低下、
12. 集団欠陥(現場の雰囲気)



# ヒューマンエラーの分類



80%

30%



疲労やストレスがたまつたり、多くの作業が集中したりすると注意力や集中力が低下しヒューマンエラーが起こりやすくなる。

あえて型：当事者の意図した行動によるヒューマンエラー  
決まりごとの内容と必要性の理解不足。  
決まりごとに納得していない。  
決まりごとを守る意識不足。  
慢心や自己顯示欲。  
間違いはないと確信して確認をしない、手抜きをする、過剰な行動をする。



2024年08月02日 朝日新聞

オスプレイ「不具合連鎖」 米軍8人死亡事故 歯車に亀裂、故障

米軍航空機事故調査委員会の報告書

岩国基地を離陸した40分後から異常を知らせる警告灯が5回出たが、パイロットは予定通りに飛行を続けた。

警告のレベルが上がり屋久島空港への緊急着陸を目指したが、墜落。



エラープルーフ: エラーの原因そのものの発生を不可能にする仕組みや取り組みのこと。

以外



## 身近なエラープルーフの具体例。

水を入れないとスイッチがオンにできない電気ケトル。  
栓をしておかないと作動しない風呂自動沸かし機能。  
ドア(ふた)を閉めないと作動しない洗濯機。  
ブレーキを踏みながらでないとエンジンがかからない自動車。



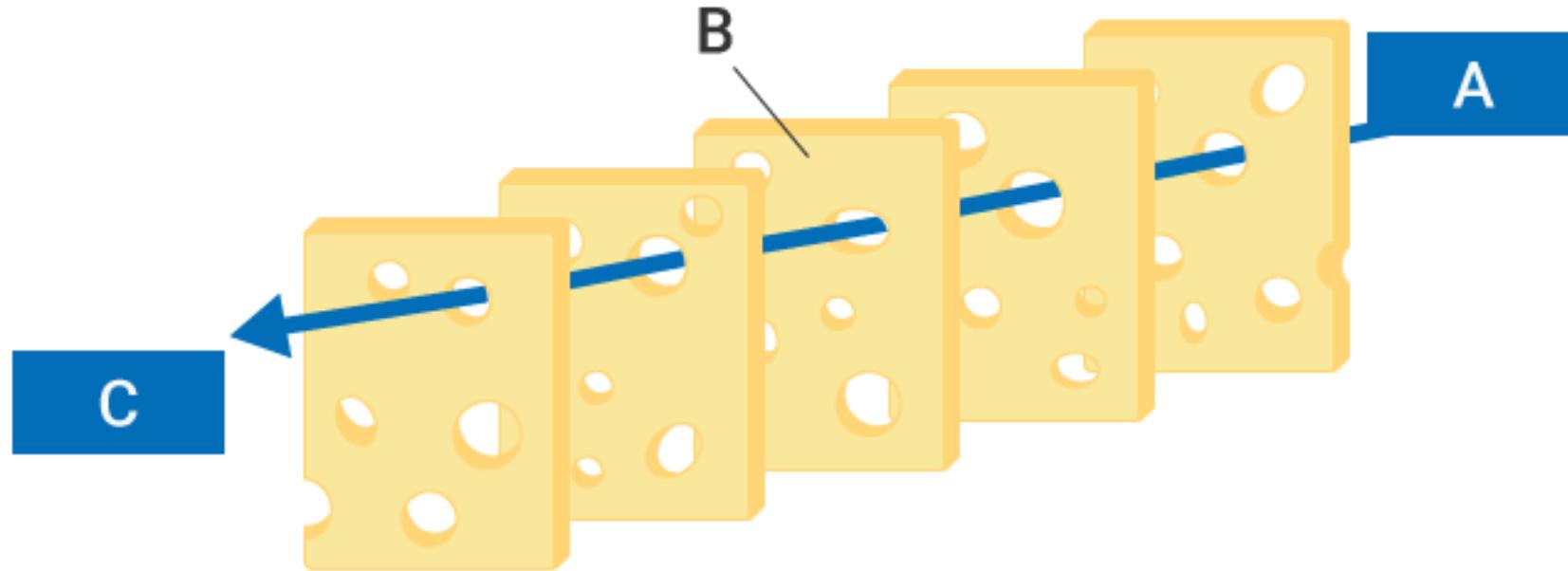
スイスチーズモデル：イギリスの心理学者ジェームズ・リーズンが提唱した、ヒューマンエラーから事故・トラブルに至るモデル。

事故は単独で発生するわけではなく、複数の事象が連鎖して発生するという考え方。

事故やトラブルが想定される事象に対して、いくつかの「防護壁（エラーを防ぐ要素）」を設け、この防護壁を何枚も重ねて立てることによって事故を防止する。しかし、これらの防護壁の脆弱な部分や連鎖的なエラーといった「穴」を次々に通過してしまうと、事故やトラブルに至る。

# スイスチーズモデル

## ヒューマンエラーから事故・トラブルに至るモデル例



A ヒューマンエラー

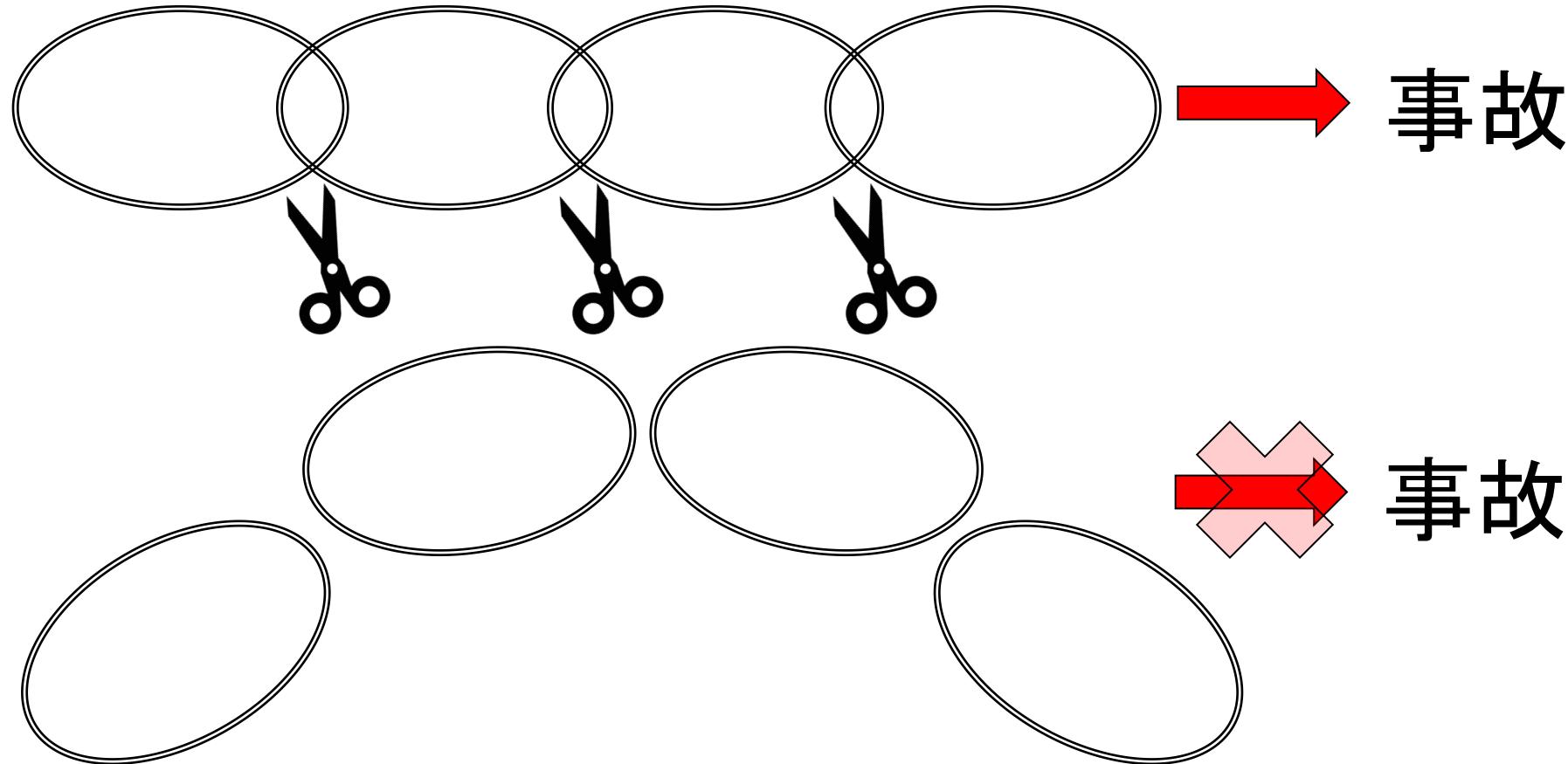
B 防御壁(エラーを防ぐ要素)=スイスチーズ

C 事故・トラブル



# エラーチェーンの切断

事象1 事象2 事象3 事象4(不可避点)



# 1999年03月 事故対策委員会の報告

横浜市立大学医学部附属病院で1月11日に2人の患者を取り違えて手術。

- 1.1人の病棟看護婦が2人の患者を同時に手術室に移送。患者受け渡し時に患者を取り違えた。
- 2.患者とカルテを別々の窓口で引き渡し、別々に手術室に移送した。
- 3.患者への名前の呼びかけと患者の返事が患者識別につながらず、申し送りも活かされなかった。
- 4.麻酔開始前から主治医が患者に立ち会っていなかった。
- 5.各種の検査結果が、術前の検査結果と異なることに疑問を持ち、一応の確認はしたもの、患者の識別には至らなかった。
- 6.開胸後も、患者の取り違えに気づかず手術を続行した。



2018年11月

陸上自衛隊の砲弾が演習場外の車を破損。  
発射方角誤り、安全確認怠る。

\* いったん訓練が中断した。

射撃分隊長：誤った方向を思い込みで指示。

安全係： 照準の値を確認していなかった。

射撃分隊長：予定期刻になつたので、射撃を指示。

安全係： 砲身の方向を確認する立ち位置が違っていた。

指揮官ら： 着弾を目視できなかつたが、砲の設定を点検しなかつた。



# ヒヤリハット報告活動

ハインリッヒの法則 「1:29:300の法則」  
1件の重大事故の背後には、  
重大事故に至らなかつた29件の軽微な事故が隠れており、  
さらにその背後には事故寸前だつた300件のヒヤリハット(ヒ  
ヤリとしたりハツとしたりする危険な状態)が隠れている。

## バードの事故比率

1(重傷または廃失):10(傷害):30(物損のみ):600(傷害も  
物損もない事故)





北海道 札文島  
レブンアツモリソウ



# 第5章 健康の保持増進(メンタルヘルス対策、受動喫煙対策等)と取り組み事例



# 健康の保持・増進

**第1次予防**: 健康な状態で行い、さらに積極的に**健康増進**をはかる。

(健康教育、予防接種)

**第2次予防**: 疾患の**早期発見**、**早期治療**。

(がん検診、人間ドック)

**第3次予防**: 疾病の**悪化防止**。**リハビリテーション**。

(機能回復、社会復帰)



## 令和5年業務上疾病発生状況（業種別・疾病別）

業種	疾病分類	(1) 負傷に起因する疾病  うち腰痛（災害性腰痛）	物理的因子による疾病							作業態様に起因する疾病						(13) 酸素欠乏症
			(2)有害光線による疾病	(3)電離放射線による疾病	(4)異常気圧下における疾病	(5)異常温度条件による疾病	うち熱中症	(6)騒音による耳の疾病	(7)(2) (6)以外の物理的因素による疾患	(8)重激業務による疾患と運動器脱臼	(9)負傷によらない腰痛	(10)振動障害	(11)手指前腕頸の肩障害及び群	(12)(8) (11)以外の起業する様に疾病		
保健衛生業		2,403 (0)	2,194 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	44 (0)	33 (0)	0 (0)	2 (0)	32 (0)	7 (0)	0 (0)	30 (0)	37 (0)	0 (0)
接客・娯楽業		377 (1)	284 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	108 (1)	43 (1)	1 (0)	3 (0)	8 (0)	1 (0)	0 (0)	29 (0)	25 (0)	0 (0)
清掃・と畜業		270 (1)	207 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	61 (0)	61 (0)	1 (0)	2 (0)	5 (0)	2 (0)	0 (0)	5 (0)	4 (0)	1 (1)
その他の事業		334 (4)	232 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	167 (6)	165 (6)	0 (0)	4 (0)	8 (0)	3 (0)	0 (0)	11 (0)	12 (0)	0 (0)
合計		7,483 (35)	6,132 (0)	8 (0)	0 (0)	38 (0)	1,323 (31)	1,106 (31)	8 (0)	40 (2)	114 (0)	39 (0)	4 (0)	249 (0)	176 (0)	4 (4)

資料：業務上疾病調

(注) 1 表は休業4日以上のものである。

2 疾病分類は労働基準法施行規則第35条によるものを整理したものである。

3 表中の( )は死亡で内数である。

4 「化学物質」は労働基準法施行規則別表第1の2第7号に掲げる名称の化学物質である。

5 本統計の数字は令和5年中に発生した疾病で令和6年3月末日までに把握したものである。

1 表は休業4日以上

2 疾病分類は労働基

3 表中の( )は死



# 定期健康診断実施結果（年次別）

	聴力 (1000Hz)	聴力 (4000Hz)	胸部X線検査	喀痰検査	血圧	貧血検査	肝機能検査	血中脂質	血糖検査	尿検査(糖)	尿検査(蛋白)	心電図	有所見率
24	3.6	7.7	4.3	2.2	14.5	7.4	15.1	32.4	10.2	2.5	4.2	9.6	52.7
25	3.6	7.6	4.2	1.9	14.7	7.5	14.8	32.6	10.2	2.5	4.2	9.7	53.0
26	3.6	7.5	4.2	1.9	15.1	7.4	14.6	32.7	10.4	2.5	4.2	9.7	53.2
27	3.5	7.4	4.2	1.8	15.2	7.6	14.7	32.6	10.9	2.5	4.3	9.8	53.6
28	3.4 <sup>※1</sup>	7.0 <sup>※1</sup>	4.3 <sup>※1</sup>	1.6 <sup>※1</sup>	15.2 <sup>※1</sup>	7.8	15.2 <sup>※1</sup>	32.1 <sup>※1</sup>	11.1 <sup>※1</sup>	2.6 <sup>※1</sup>	4.4 <sup>※1</sup>	9.9	54.1 <sup>※1</sup>
29	3.5 <sup>※1</sup>	6.9 <sup>※1</sup>	4.3 <sup>※1</sup>	1.7 <sup>※1</sup>	15.4 <sup>※1</sup>	7.8	15.3 <sup>※1</sup>	31.8 <sup>※1</sup>	11.4	2.8	4.6 <sup>※1</sup>	9.9	54.4 <sup>※1</sup>
30	3.5 <sup>※1</sup>	6.9 <sup>※1</sup>	4.5 <sup>※1</sup>	1.8 <sup>※1</sup>	15.7 <sup>※1</sup>	7.7	15.7 <sup>※1</sup>	31.7 <sup>※1</sup>	11.7	2.8	4.4 <sup>※1</sup>	9.9	55.8 <sup>※1</sup>
令和元年	3.5	6.9	4.6	1.6	16.2	7.7	15.9	32.0	11.9	2.9	4.4	10.0	57.0
2	3.9	7.4	4.5	2.1	17.9	7.7	17.0	33.3	12.1	3.2	4.0	10.3	58.5
3	3.9	7.3	4.5	2.1	17.8	8.0	16.6	33.0	12.5	3.4	3.8	10.5	58.7
4 <sup>※2</sup>	3.9	7.4	4.5	1.9	18.2	8.3	15.8	31.6	12.7	3.5	3.8	10.7	58.3
5	3.8	7.2	4.6	2.3	18.3	8.6	15.9	31.2	13.1	3.6	3.8	10.7	58.9
6	3.8	7.2	4.8	1.9	18.4	8.9	16.2	31.2	13.1	3.8	3.8	10.9	59.4

※1 公表値を修正している。

資料：定期健康診断結果調

※2 令和4年分については、令和4年10月の労働安全衛生規則の改正前後の有所見率を各期間で加重平均した推計値である。

(令和4年有所見率)=(令和4年1~9月の有所見率)×0.75+(令和4年10~12月の有所見率)×0.25

# 令和6年定期健康診断実施結果（業種別）

業 種	健診実施事業場数	受診者数	所見のあった者	
			人 数	有所見率 (%)
06 農林業	178 (27)	9,103	6,180	67.9
07 畜産水産	123 (32)	8,925	5,344	59.9
08 商業	20,360 (4,735)	1,483,552	932,903	62.9
09 金融広告	3,469 (166)	506,702	297,633	58.7
10 映画演劇	317 (120)	20,432	11,061	54.1
11 通信業	1,351 (544)	219,849	137,609	62.6
12 教育研究	4,472 (791)	636,460	370,834	58.3
13 保健衛生	18,990 (9,452)	2,170,884	1,211,888	55.8
14 接客娯楽	5,718 (1,885)	252,928	146,883	58.1
15 清掃と畜	2,922 (913)	245,879	173,594	70.6
16 官公署	107 (19)	20,714	13,583	65.6
17 他の事業	15,522 (3,721)	1,923,673	1,131,213	58.8
6号～17号中計	73,529 (22,405)	7,499,101	4,438,725	59.2
合計	121,617 (43,772)	12,954,936	7,700,820	59.4

## 1 ストレスチェックの実施状況

労働安全衛生調査の対象事業場において、労働安全衛生法に基づくストレスチェックを実施した事業場の割合は、以下の表1のとおり。

表1 ストレスチェックの実施状況 (%)

事業場規模	10~29人	30~49人	50~99人	100~299人	300~999人	1,000人以上	計(50人未満)	計(50人以上)	全体
産業大分類 計	33.1	41.8	74.5	91.7	98.1	99.9	34.6	81.7	41.4
農業、林業（林業に限る。）	13.6	28.0	84.6	100.0*	-	-	15.9	85.2	20.3
鉱業、採石業、砂利採取業	29.2	27.3	87.5	100.0	100.0*	-	28.9	91.8	33.0
建設業	20.2	48.9	76.0	95.7	99.1	100.0	23.9	81.9	28.6
製造業	17.7	28.6	78.0	99.0	99.6	100.0	20.0	88.0	36.5
電気・ガス・熱供給・水道業	72.0	52.9	88.9	100.0	100.0	100.0	67.5	94.0	76.8
情報通信業	30.1	43.3	81.1	93.1	97.8	100.0	33.2	87.6	48.4
運輸業、郵便業	34.0	52.6	82.8	97.8	97.9	100.0	38.4	88.5	48.7
卸売業、小売業	32.0	44.7	89.6	80.6	100.0	98.4	33.7	87.5	39.3
金融業、保険業	90.2	77.1	82.4	95.6	100.0	100.0	87.6	86.8	87.5
不動産業、物品販賣業	35.7	24.5	55.7	88.4	84.8	100.0	34.2	69.1	38.0
学術研究、専門・技術サービス業	32.3	68.4	100.0	100.0	100.0	100.0	37.9	100.0	47.8
宿泊業、飲食サービス業	35.5	46.2	13.0	60.0	93.1	100.0	37.1	23.9	36.2
生活関連サービス業、娯楽業	27.2	40.9	69.8	73.6	92.9	100.0	29.6	71.2	34.3
教育、学習支援業	33.3	36.0	69.2	100.0	100.0	100.0	33.8	81.3	40.6
医療、福祉	32.9	25.0	60.9	87.5	92.9	100.0	31.5	71.4	37.7
複合サービス事業	87.8	77.6	93.6	97.9	100.0	100.0*	87.0	96.3	88.7
サービス業（他に分類されないもの）	41.8	42.3	90.8	97.4	100.0	100.0	41.9	94.2	54.7

図表1-1-16 仕事や職業生活に関する強い不安、悩み、ストレスを感じる労働者の割合



(※) 過労死等の防止のための対策に関する大綱に基づく数値目標

⇒自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み又はストレスがあるとする労働者の割合を 50%未満（令和 9 年まで）。

- (注) 1. 常用労働者 10 人以上を雇用する民営事業所で雇用されている常用労働者及び受け入れた派遣労働者を対象。  
2. 平成 26 年及び令和元年は「労働安全衛生調査（労働環境調査）」を行っており、本事項については調査していない。  
3. 令和 4 年調査から本設問の形式を変更した。令和 3 年調査までは、最初にストレスの有無を選択させ、「ある」を選択した場合にストレスと感じる事柄（10 項目）から 3 項目以内を選択させる設問形式としていたが、令和 4 年調査は、ストレスの有無の選択を前置せず、ストレスと感じる事柄（10 項目）から 3 項目以内で選択する設問形式としており、1 つでも選択した場合に、ストレスが「ある」に該当するものとしている。そのため、令和 3 年以前との単純比較はできない。

資料：厚生労働省「令和4年労働安全衛生調査（実態調査）」（ただし、平成14年、19年、24年は厚生労働省「労働者健康状況調査」）に基づき、厚生労働省労働基準局作成



# 事業場における メンタルヘルス対策の 取組事例集

～いきいきと働きやすい職場づくりに向けて～



2020年3月



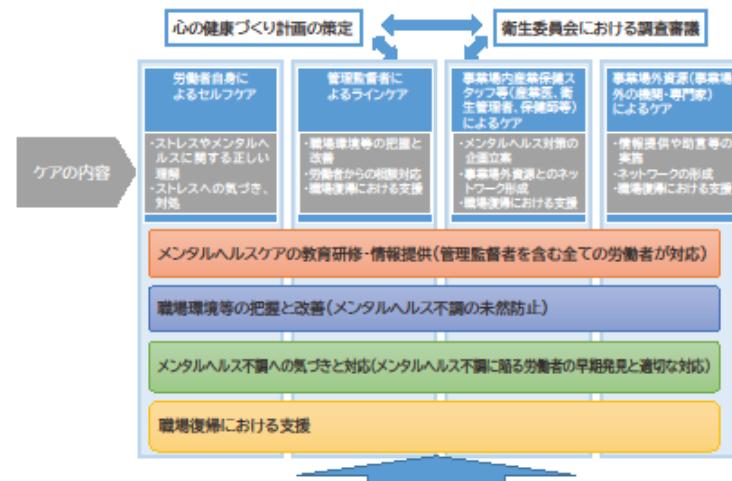
# I メンタルヘルス対策のポイント

## 1. メンタルヘルス対策の全体像

- メンタルヘルス対策の取組は、目的や実施主体によって、次のように分類されます。



- メンタルヘルス対策を効果的に進めるためには、各事業場の実態に応じて4つのケアが継続的かつ計画的に行われるようになります。
- また、事業者は、自らが事業場におけるメンタルヘルス対策を積極的に推進することを表明するとともに、衛生委員会等において十分調査審議を行い、「心の健康づくり計画」やストレスチェック制度の実施方法等に関する規程を策定することが必要となります。



### コラム

厚生労働省では「労働者の心の健康の保持増進のための指針」(以下、メンタルヘルス指針という。)を定め、事業場において事業者が講ずる労働者の心の健康の保持増進のための措置(メンタルヘルスケア)の原則的な実施方法を示しています。職場復帰における支援では、「心の健康問題により休業した労働者の職場復帰支援の手引き」が参考になります。

## 2. メンタルヘルス対策を効果的に進めるためのポイント

ストレスやメンタルヘルス不調の背景には、職場における人間関係やハラスメント、過度な長時間労働等、様々な要因があります。メンタルヘルス対策を効果的に進めるためには、こうした職場環境における課題を把握し、改善を図ることが重要ですが、ある一時点の状況を切り取ったり、単に労働時間が長いことを理由として、ストレス度が高い職場・低い職場と決めつけることは望ましくありません。各事業場において職場環境における課題を適切に把握するとともに、次のような取組を進めることが重要です。

### ▶ (1) メンタルヘルス対策に関する方針の表明

- メンタルヘルス対策は、労働者、管理監督者等、それぞれの立場で取り組むことが重要です。企業によっては、経営理念や経営方針にメンタルヘルス対策に取り組むことを明記することで労働者に周知し、理解・協力を促すとともに、経営層を巻き込んだ全社的な取組につなげています。

#### 取組例

##### ◆ 経営理念に明記することで、経営課題として組織全体で取り組む風土を醸成 ◆

メンタルヘルス対策に取り組むという姿勢を経営トップ自らが示すことは、社員の安心にもつながる。経営理念とともに、それを実行する「社員の心根」の1つに「心身の健康」を明記し、社内外に提示し、それに基づく施策を展開している。(IT産業・小規模)

##### ◆ 社員の健康を第一とする理念を浸透させることで、荷主との調整もしやすい環境に ◆

社員が健康に働き続けられることを第一とする会長の理念が明確に打ち出されており、経営トップから部門長、現場までその理念が浸透している。そのため、入出庫の物流データの交付時間の交渉を行う等して労働時間の短縮化を図る等の取組も自然と行われている。(倉庫業・中規模)

### ▶ (2) メンタルヘルス対策に関する計画の策定・見直し

- メンタルヘルス対策が継続的かつ計画的、組織的に行われるようになるためにも、労使の協議のもと、事業場の実態に即した取組を行う必要があります。そのためには、衛生委員会等を活用し、メンタルヘルス対策の計画を策定することが効果的です。

#### 取組例

##### ◆ 「健康経営」に向けた心の健康づくり計画を策定し、中長期的な取組を実現 ◆

メンタルヘルス対策を段階的に推進するため、3か年計画を策定している。策定した計画を経営幹部や管理職に説明し、社内に周知することで、個別の取組も進めやすくなっている。(倉庫業・中規模)

##### ◆ 労働安全衛生マネジメントシステムの活用 ◆

労働安全衛生マネジメントシステムに準じたPDCAサイクルに沿った対策を展開しており、年間の労働安全衛生計画の中にメンタルヘルス対策の施策も組み込んでいる。リスクアセスメントを毎年実施し、対策を検討・実施している。(IT産業・小規模)

##### ◆ 様々な指標をもとに、対策を評価・見直し ◆

心の健康づくり計画を策定とともに、メンタルヘルス評価指標を設定し、現状の評価、現状把握によって見えてくる新たな対策の立案、対策の効果評価を行っている。評価指標としては、例えば、ストレスチェックの集団分析に基づく高ストレス者数、傷病手当金の給付者数、私傷病休暇の日数、年度内休職者数、傷病による退職件数等がある。(運輸業・大規模)

## 取組例

## ◆衛生委員会を活用し、社員の意見を対策に反映◆

衛生委員会ではメンタルヘルス対策に関する計画や具体的な取組について検討している。各社員がメンタルヘルス対策について関心を持てるよう、定期的に参加者を変え、可能な限り多くの社員が衛生委員会に参加できるようにすることで、より多くの社員の意見を取り込むようにしている。(IT産業・小規模)

## ▶ (3) 事業場外資源の活用 ◀

- 事業場によっては、必ずしも産業医や保健師等の専門職がおらず、メンタルヘルス不調者への対応が難しい場合があります。そのような場合には、事業場外資源を有効に活用することが重要です。

## 取組例

## ◆労働衛生コンサルタントの資格を持つ保健師による社員面談の実施◆

小規模事業場であるため、産業保健スタッフを抱えてはいないが、保健師とコンサルティング契約を結び、年2回訪問を受け、社員の健康管理について助言を受けている。訪問の際には、全社員と面談を行い、心身の健康相談に乗ってもらうようしている。(IT産業・小規模)

## ◆産業保健総合支援センターを活用してメンタルヘルス対策を推進◆

メンタルヘルス不調者が立て続けに発生したことを受け、不調者への対応等について産業保健総合支援センターに相談した。他社の事例等も教えてもらいながら、社内規程の整備や研修を実施する等の取組を進めることができた。(介護・中規模)

## ▶ (4) 関係者への理解・協力の呼びかけ ◀

- 取組を進めるために、顧客や関係者の理解・協力が必要な場合があります。対策と一緒に検討することで、理解・協力を確保する方法があります。

## 取組例

## ◆保護者・PTAを巻き込んだ取組の推進◆

学校における働き方改革を推進するため、対策の検討段階からPTAの参画を得るとともに、教職員や保護者、地域住民を交えたトーク会を開催する等、理解・協力を得て取組を進めた。その結果、教育委員会の取組を応援する緊急アピールがPTA団体から宣言され、各地域における教育委員会とPTA団体との協働による取組が広がってきていている。(都道府県教育委員会)



## コラム

**勤務間インターバル制度**とは、1日の勤務終了後、翌日の出社までの間に、一定時間以上の休息時間(インターバル時間)を設けることで、働く方の生活時間や睡眠時間を確保するものです。これにより労働者が十分な生活時間や睡眠時間を確保でき、ワーク・ライフ・バランスを保ちながら働き続けることができるようになると考えられています。業種や職種、事業場の特性に応じて、こうした制度も活用しながら職場環境の改善に取り組むことが重要です。

## 3. 業種・職種の特性に応じた取組のポイント

ストレスやメンタルヘルス不調の要因は様々です。

ここでは、業種や職種の特性に応じてポイントとなる取組をご紹介します。

業種や職種が違っても、参考になる取組も多くあります。ご自身の事業場にも当てはまるものがないか、確認してみましょう。

業種・職種	取組のポイント・取組例	頁
自動車運転従事者	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 適切な労働時間の管理や休憩時間の確保</li> <li>✓ 労働者自身による心身の健康管理の支援</li> <li>✓ 顧客からの暴言・暴力や事故の防止対策</li> <li>✓ 世代や部署を超えたコミュニケーションの促進</li> </ul>	7
教職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ ストレスチェック等を活用した自身のストレスへの気づきと職場環境改善の促進</li> <li>✓ 「勤務時間」を意識した働き方の推進による長時間勤務の是正</li> <li>✓ 生徒・保護者への対応に関するサポート体制の確保</li> </ul>	9
IT産業	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 職場におけるコミュニケーションの活性化</li> <li>✓ 円滑なプロジェクトマネジメント等の支援</li> <li>✓ 睡眠時間の確保や疲労蓄積の防止に着目した対策の実施</li> <li>✓ パート社員に対するメンタルヘルス対策のための研修</li> </ul>	11
外食産業	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 労働時間の正確な把握を通じた長時間労働の是正</li> <li>✓ 職場におけるハラスメント対策の推進</li> </ul>	13
医療従事者	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 患者等からの暴言・暴力に関する日頃の通報体制の整備と被害を受けた労働者へのケア</li> <li>✓ 相談しやすい環境づくり</li> </ul>	15



# 過重労働とメンタルヘルス

1. 過重労働は健康に影響を与える。
2. 長時間労働による睡眠時間の減少がメンタルヘルス不調者の発生頻度を高める。(6時間以上が望ましい)
3. 労働環境のみでなく、労働者自身のセルフケア及び家族のケアも必要。
4. 過重労働を減らすだけではなく、仕事へのコントロール感、支援体制、報酬等の対応も必要。

\* 2025年の流行語大賞 働いて×5回



# 過労死等とは？

過労死等防止対策推進法第2条で定義。

- \* 業務における過重な負荷による脳血管疾患・心臓疾患を原因とする死亡。
- \* 業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡。
- \* 死亡には至らないが、これらの脳血管疾患・心臓疾患、精神障害。



# 長時間労働の脳血管疾患・心臓疾患発症リスク

拘束時間・労働時間	リスク
1日拘束11時間以上(vs 拘束7~10時間)	2.7
1日労働11時間以上(vs 労働7~9時間)	2.9
週労働61時間以上 (vs 週40時間以下)	1.9



# 受動喫煙への対策

健康増進法の改正

\* 2020年4月1日より全面施行

## 基本的考え方

1. 望まない受動喫煙をなくす。
2. 子ども、患者等に特に配慮。
3. 施設の類型・場所ごとに対策を実施

原則屋内禁煙



# 健康増進法の改正 施設等の管理者等の責務等

(1) 喫煙が禁止された場所に喫煙器具・設備(灰皿等)を設置してはならない。

(2) 都道府県知事は、勧告、命令等を行うことができる。  
\* 所要の罰則規定(過料)。

施設管理者:最大50万円

喫煙した人:最大30万円



## 事例1 アップコン株式会社

# 企業における従業員の健康保持増進 等に配慮した職場づくりのための 取組事例集

平成30（2018）年3月

厚生労働省「平成29年度安全衛生優良企業公表制度周知啓発事業」

受託事業者 INTLOOP 株式会社

(2018.3)

### ＜ポイント＞

- 社長が従業員の健康管理を最重視する姿勢で、強力なリーダーシップを発揮している。
- 「健活俱楽部」の活動により、喫煙者が半減するなど社員の健康増進に成果を挙げている。

### 1 企業概要

アップコン株式会社は、平成15（2003）年6月に創業した建設会社で、地震や地盤沈下等の原因で生じたコンクリート床の傾き、沈下、段差などをウレタン樹脂を使用して元に戻す補修工事の施工並びに新工法の研究開発を行っている。

本社は、神奈川県川崎市に所在し、平成29（2017）年11月末現在の在職者は、社長のほか、社員は技術職24名、事務職11名、計35名の体制で、若手社員の多いこと（20代10名、30代15名、40代7名）が特徴である。

### 2 従業員の健康保持増進についての基本的な考え方

会社の基本理念を「健康第一、安全第一、家庭第一」と定めて、健康安全を最重視する積極的な姿勢を明確にしている。

### 3 従業員の健康保持増進についての具体的な取組

#### （1）経緯・背景

健活俱楽部は、平成27（2015）年11月に社員の健康増進を図り、会社公認の組織として発足した。会社の基本理念の一つである「健康第一」を全社的に推進するため、会社からの予算措置を認め、一部の活動や打合せについては、業務時間内の実施も認められている。

若手社員の多いため、社員の健康管理の意識を高め、社員の健康増進とともに施工会社として工期遵守により経営が安定するメリットがある。

健活俱楽部のリーダーとして、入社2年目の若手社員を志望し、ほかのメンバーは、各部門から社内横断的なチームとして合計6名を指名し、健康増進のための多岐に亘る活動の企画には裁量を持たせて、会社公認の組織として取り組んでいる。

# AED使用率 コロナ感染拡大で大幅に下がる 救命率も低下 (2022年02月08日 NHK News)

AED(自動体外式除細動器)は突然の心臓の異常で心停止した人に電気ショックを与える医療機器で胸骨圧迫とともに救命処置に欠かせず、全国に60万台以上設置。

2004年7月から一般の人にも使用が認められています。誰かの目の前で倒れた人がAEDで電気ショックの処置を受けた割合を示す「使用率」は年々上昇傾向にあり、2019年に5%を超えたが、新型コロナの感染が拡大した2020年には4.2%に下がりました。

(総務省消防庁と日本AED財団)



兵庫県朝来(あさご)市  
竹田城跡(天空の城)





女性への使用 ためらい  
専門家「悪意ない限り、罪に問われる可能性ない」

女性へのAEDの使用率が低迷している。  
ネット上で「セクハラで訴えられる」といった誤った情報





大分県 平治岳から大  
船山 ミヤマキリシマ



# 第6章 安全衛生優良企業(厚生労働省)と 健康経営優良法人認定制度(経済産業省)、SAFEコ ンソーシアム



労働者が安全・健康に働くことができる環境を作ることは、企業にとって不可欠です。労働者にとっても、企業にとっても、求職者にとっても、ベストな労働環境を目指して安全衛生優良企業認定を受けませんか？



### 安全衛生優良企業とは？

安全衛生優良企業とは、労働者の安全や健康を確保するための対策に積極的に取り組み、高い安全衛生水準を維持・改善しているとして、厚生労働省から認定を受けた企業のことです。

この認定を受けるためには、過去3年間労働安全衛生関連の重大な法違反がないなどの基本事項に加え、労働者の健康保持増進対策、メンタルヘルス対策、過重労働対策、安全管理など、幅広い分野で積極的な取組を行っていることが求められます。

基準を満たした企業は、3年間の認定を受けることができ、さまざまなメリットが得られます。





## STEP 1

必要項目を全て満たす

### 1

企業の状況として満たしていることが  
必要な項目

- ・労働安全衛生法等の違反の状況
- ・労働災害発生等状況
- ・その他優良企業としてふさわしくない事項



優良企業にふさわしいかどうか確認します

### 2

企業の取組として満たしていることが  
必要な項目

- ・安全衛生体制の状況
- ・安全衛生全般の取組



基本的な取組ができているか確認します



## STEP 2

評価項目全てを満たした場合の合計点と比して、各取組・対策ごとに、いずれも6割以  
上・全体としては8割以上を取得する

### 3

企業の積極的な取組を評価する項目

- ・安全衛生活動を推進するための取組
- ・健康で働きやすい職場環境の整備（健康保持増進対策、メンタルヘルス対策、過重労働防止対策、受動喫煙防止対策）
- ・安全でリスクの少ない職場環境の整備



積極的な活動を評価します

安全衛生優良企業



# これからの健康経営について

2025年4月

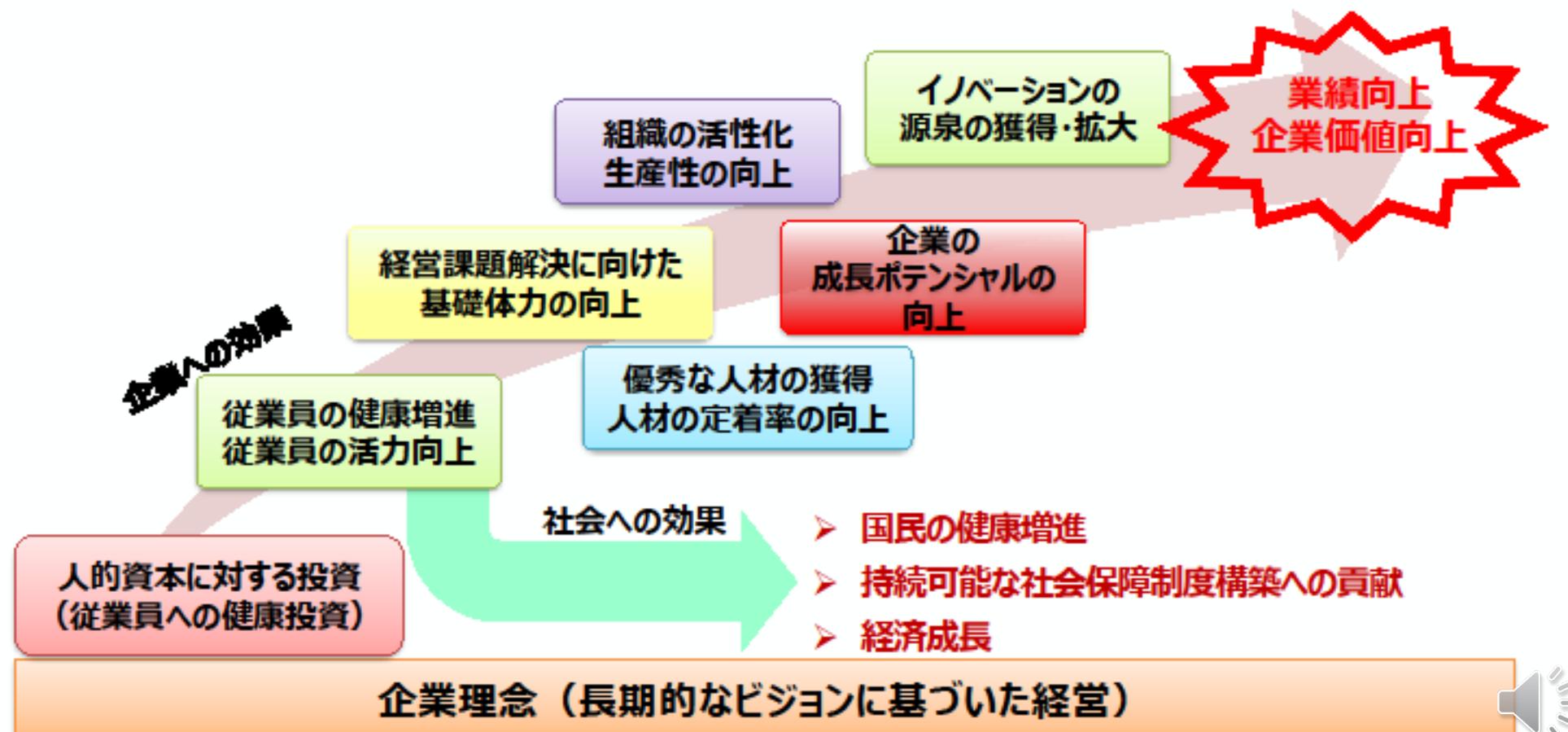
経済産業省 商務・サービスグループ

ヘルスケア産業課



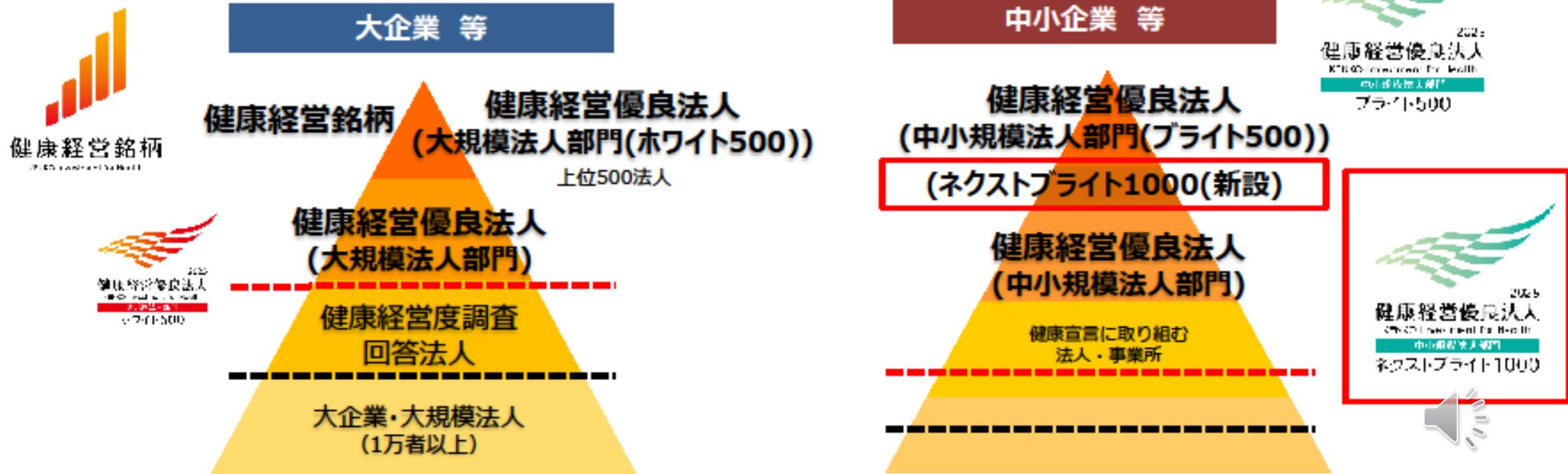
# 健康経営とは

- 健康経営とは、従業員の健康保持・増進の取組が、将来的に収益性等を高める投資であるとの考え方の下、健康管理を経営的視点から考え、戦略的に実践すること。



# 健康経営に係る顕彰制度の全体像

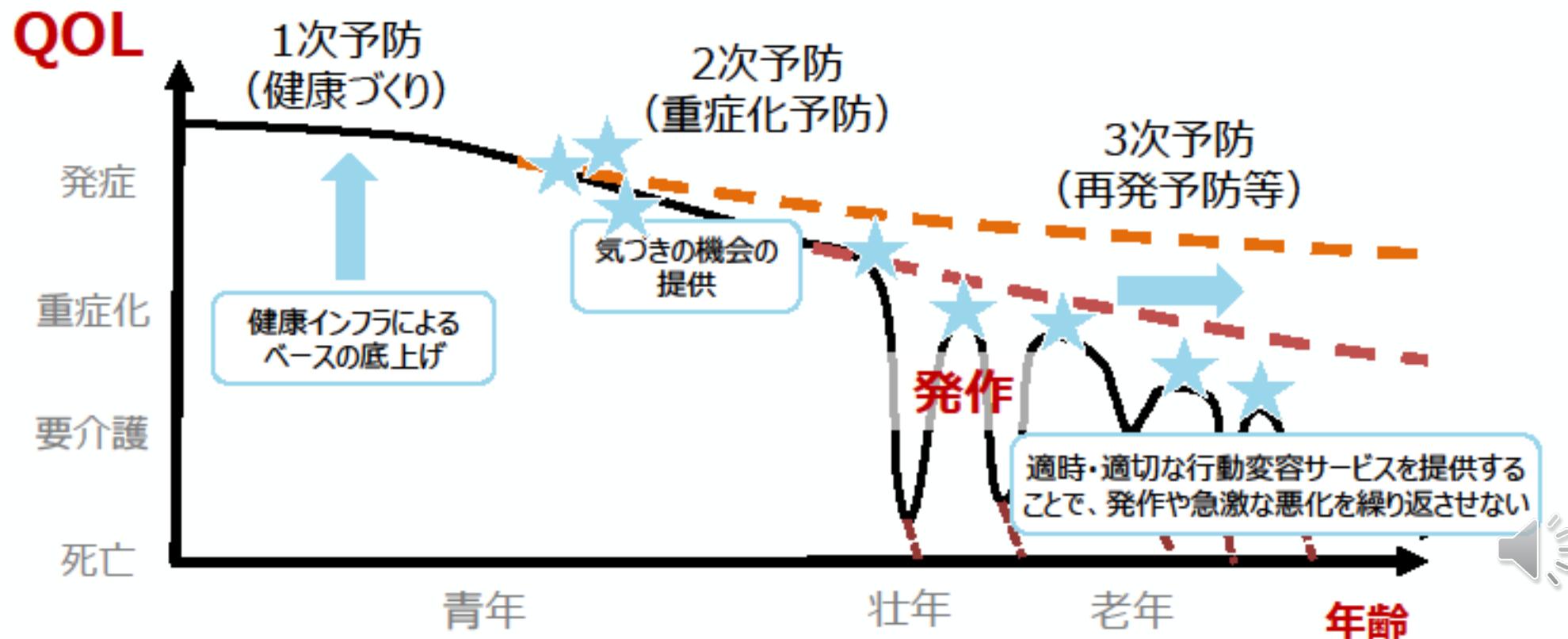
- ・ 健康経営に係る各種顕彰制度を通じて、優良な健康経営に取り組む法人を「見える化」し、社会的な評価を受けることができる環境を整備。
- ・ 制度開始以降、健康経営に取り組む企業の裾野が急速に拡大し、健康経営優良法人認定制度に申請する法人数は約2万社にのぼる。
- ・ 2024年度は日経平均株価を構成する225社のうち約8割が健康経営度調査に回答。
- ・ 2024年度認定法人で働く従業員数は991万人。（日本の被雇用者の約16%）
- ・ 2024年度から、プライト500の下位に「ネクストプライト1000」を新設。



# 生涯現役社会の構築に向けた方向性

一人一人が心身の健康状態に応じて経済活動や社会活動に参画し、役割を持ち続けることのできる「生涯現役社会」の構築に向けて、医療・介護関係者と民間事業者、関係省庁が一丸となって、以下の方向性で取組を進めていく。

- ①産業・まちづくり・コミュニティ等の環境の変容による健康インフラづくり（一次予防）
- ②職域と地域が連携した気づきと重症化予防のサービスづくり（二次予防・三次予防）
- ③上記を促進するインセンティブの整備



# 健康経営と保健事業の両輪によるコラボヘルスの推進

- 企業の取組状況と、従業員の健康状況の両方を可視化することで、経営者のトップダウンによる従業員の予防・健康づくりの推進を図る。
- 企業と保険者の連携（コラボヘルス）のさらなる促進のため、令和5年度調査票より企業（事業主）単位の特定健診・特定保健指導の実施率を問い合わせ、評価対象としている。

## 健康経営優良法人認定制度

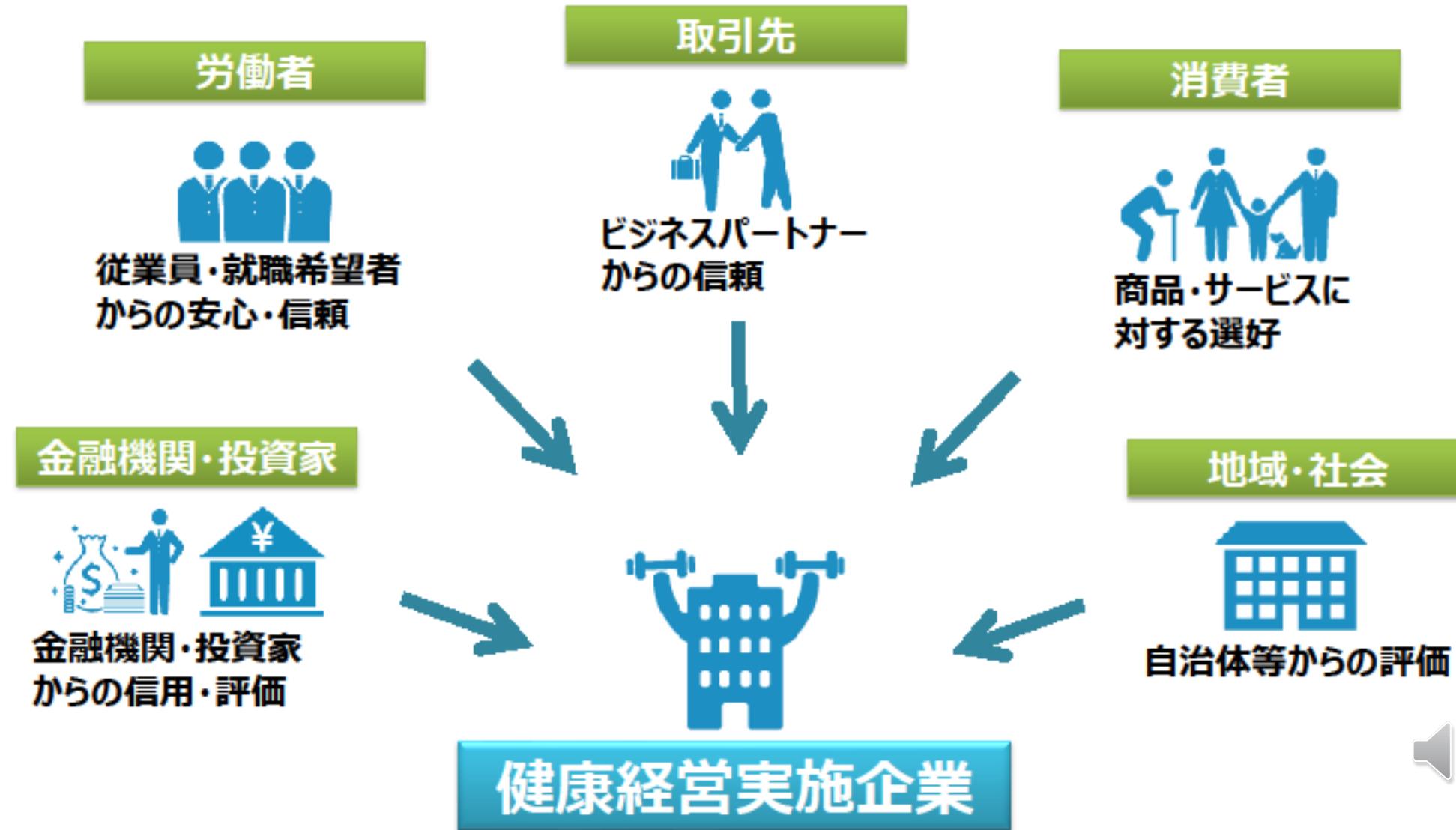
- ◆ 対象 企業等
- ◆ 内容 主に健康経営に関する企業の取組  
例) 全社方針の明文化、産業医・保健師の関与、心身の健康保持・増進の取組、効果検証
- ◆ 目的 効果的な健康経営の実践の促進

## 健康スコアリングレポート

- ◆ 対象 保険者  
※今年3月より、従来の保険者単位のレポートに加え、事業主単位レポートの提供を開始。
- ◆ 内容 主に健康状況・生活習慣・医療費  
例) 肥満、血圧、血糖等のリスク保有者割合、生活習慣の適正者割合、医療費
- ◆ 目的 効果的な保健事業の実践の促進



# ステークホルダーとの関係における「健康経営」のメリット



# 健康経営と労働市場の関係性

- 就活生及び転職者に対するアンケートを実施し、企業が健康経営に取り組んでいることが就職先の決め手になると約6割が回答。
- 求職者が働く職場に望むもののトップは、心身の健康を保ちながら働けることであり、多様な価値観を持つ働く世代において健康経営が重要な要素となっていることがわかる。

Q. 企業が「健康経営」に関して取り組んでいるかどうか、「健康経営優良法人」の認定を取得しているかどうかが、就職先を決める際の決め手になりますか。

※（ひとつだけ）  
全く決め手にならない

いない, 8.7

あまり決め手にならない  
い, 30.9

重要な決め手の  
一つになる, 52

%, n=900

最も重要な決  
め手になる, 8.4

60.4%

Q. あなたが働く職場に望むものはなんですか（3つまで）

(%)  
0 10 20 30 40 50 60 70

心身の健康を保ちながら働ける 54.6

職場内の人間関係が良好だ 51.0

仕事にやりがいを感じられる 36.4

休暇制度が充実している 28.0

柔軟に働くことができる 19.6

業務量に比べて適正な人員が確保されている 17.2

人事評価が公正に行われている 12.6

出産・育児・介護時でも、働き続けることができる 12.0

業務や教育研修を通じて自分が成長できる 10.7

業務内容に挑戦がある 10.1

業務内容が学生時代の専攻分野と関連が強い 4.1

その他 0.4

ない・わからない 6.4

※「健康経営」とはなにか\*、「健康経営優良法人」「健康経営路線」のロゴを提示したうえでの回答。  
回答者に対して、以下を提示。

\*「健康経営」とは、従業員の心身の健康を企業の財産（経営資源）と考え、従業員一人一人が心身ともに健康で働くことが、企業の持続的な成長につながるという考え方をもった経営手法です。

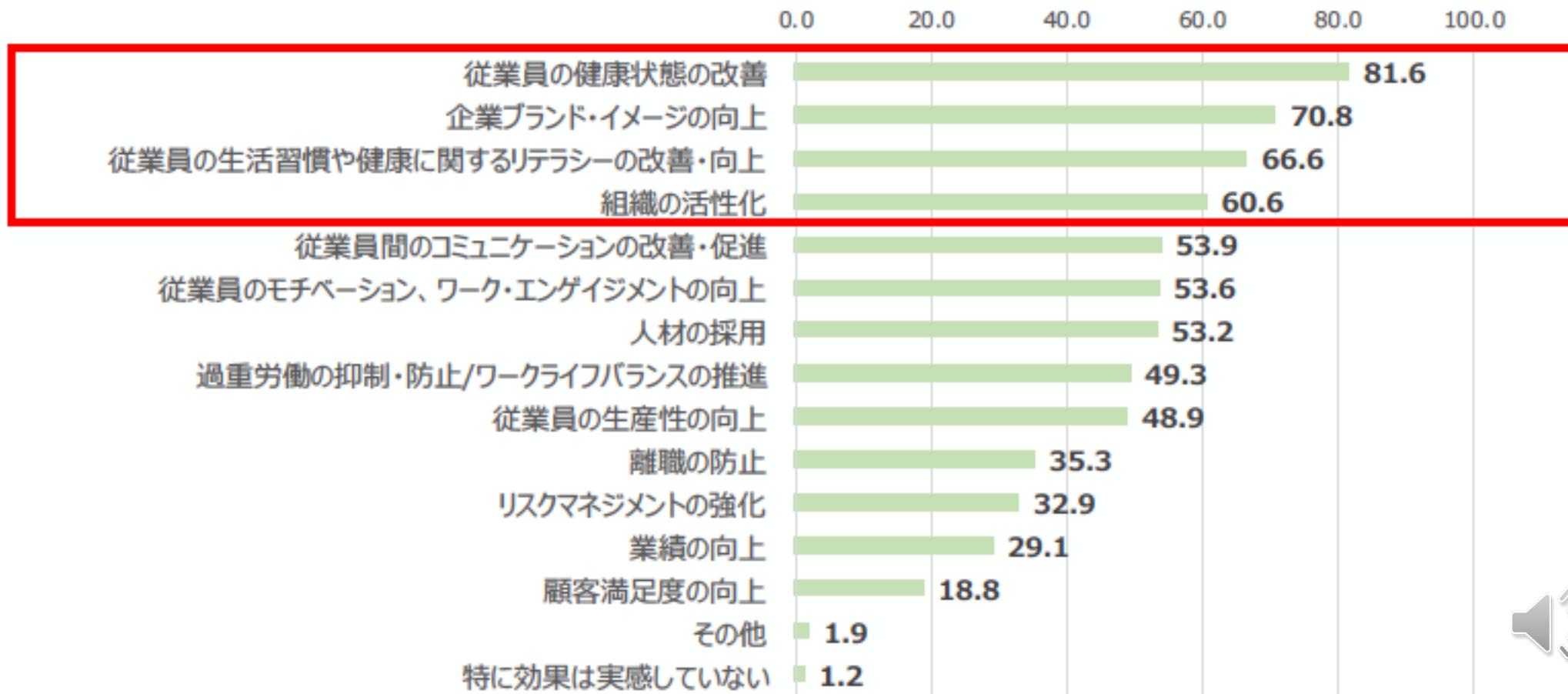
n=900

# 実践企業の効果実感アンケート（中小規模法人部門）

- 健康経営に取り組んだことの効果についてアンケートを実施したところ、従業員の健康状態の改善、企業ブランドイメージの向上、従業員の生活習慣や健康に関するリテラシーの改善・向上、組織の活性化といった効果を実感したと回答する割合が高かった。

Q. 健康経営に取り組むことでどのような効果を感じていますか。（いくつでも） <中小規模法人部門>

単位：%



※令和6年度健康経営優良法人（中小規模法人部門）の回答結果のうち、無回答を除いた回答数で作成。n=7,886



## 小規模法人への特例制度の導入（特例内容）

- 小規模法人に対する健康経営優良法人の申請間口を拡大し、従業員数の少ない法人に対して、取組の実態に合わせた健康経営の推進を促すにあたり、認定要件を低減した特例を設ける。

### 従業員数の少ない法人向けの特例認定要件案

(参考)

評価項目	2025	中小規模法人 認定要件	
		2024	2020
3(1) 健康経営の具体的な推進計画 評価項目「①従業員の健康診断の実施」～「③50人未満の事業場におけるストレスチェックの実施」	(4項目中) 2項目以上	必須項目 2項目以上	2項目以上
3(2) 評価項目「④管理職または従業員に対する教育機会の設定」～「⑦私病等に関する復職・両立支援の取り組み」	(4項目中) 1項目以上	1項目以上	1項目以上
3(3) 評価項目「⑧保健指導の実施または特定保健指導実施機会の提供に関する取り組み」～「⑯喫煙率低下に向けた取り組み」	(8項目中) 3項目以上	4項目以上	3項目以上 ※当時の評価項目 数は7項目



みんなの安全を、  
みんなで守り合う。

# SAFE コンソーシアム

— TEAM GOOD SAFE —



## “SAFEコンソーシアムについて”

全てのステークホルダーが一丸となり、安全で健康に働くことのできる職場環境の実現を目指す「従業員の幸せのためのSAFEコンソーシアム」を設立しました。

SAFEコンソーシアムポータルサイト →



従業員の幸せのための安全アクション(SAFE)のロゴマークで、安全のシンボルマークである緑十字をモチーフとしたものです。



# Safer Action For Employees

「従業員の幸せのためのSAFEコンソーシアム」として、全てのステークホルダーが一丸となり、働く人と、全ての人の幸せのために、安全で健康に働くことのできる職場環境の実現のため取り組んでいます。

労働災害防止に向けた機運の醸成や、企業・労働者のみならず、顧客やサービス利用者等のステークホルダーの行動変容のためにご協力いただける全ての企業・団体等の皆様に、コンソーシアムへの参画を呼びかけています。

## コンソーシアムの趣旨・目的

労働災害のない安全で安心して働ける職場の実現は、いうまでもなく全ての人の願いです。しかし今、産業構造の変化や働き方の多様化に伴って、転倒や腰痛などの労働者個人の身体機能が大きく影響するリスクや、顧客・発注者・調達先等との関係で改善が難しい業務、柔軟な働き方が進んだ結果としての統一的な教育研修機会の減少など、職場単独では対応が難しい新たな課題が増えています。SAFEコンソーシアムは、このような課題の解決を進めるため、「Safer Action For Employees(SAFE)」を旗印に、社会全体として安全で安心して働ける職場づくりのプライオリティを上げ、加盟者が互いの知恵を共有しながら取組を進めていくことを目的とします。



## 加盟メリット

- ロゴマークの掲示や「SAFEアワード」による労働安全衛生への取組のPR
- 加盟メンバー間での取組事例の共有や適切なサービスの利用による企業等内での労働安全衛生水準の向上、労働災害損失の減少
- 加盟メンバー間の労働災害防止・健康増進事業やサービスのマッチング

## 取組

- ① 加盟メンバーの地位向上(ロゴマークの利用、コンソーシアムの活動の発信)
- ② 優良事例の表彰、コンソーシアム内外への発信(SAFEアワード)
- ③ 好取組事例や労働災害防止対策サービスの共有、コンソーシアム事務局主催イベント等によるマッチングによる新たな取組の創出
- ④ 安全で安心して働ける職場の実現に向けた協議・周知啓発(シンポジウム)



### SAFEアワード

労働災害防止に向けた取組を実施している企業・団体に取組内容を応募いただき、優れた取組を表彰します。



### シンポジウム

SAFEコンソーシアム加盟者、その他の企業等が安全で安心して働ける職場の実現に向けた協議や周知啓発、交流を行います。



### 現場視察

コンソーシアム加盟企業の取組を広く周知する現場視察等を行います。



SAFEコンソーシアム  
ポータルサイト  
<https://safeconsortium.mhlw.go.jp/>



加盟はこちらから  
<https://safeconsortium.mhlw.go.jp/sc/consortium>



SAFEコンソーシアム  
X @safe\_mhlw  
[https://twitter.com/safe\\_mhlw](https://twitter.com/safe_mhlw)



SAFEとは？

従業員の幸せのための安全アクションを推進する活動体の名称。

Safer Action For Employees

働く人だけでなく、家族、事業者、地域の全ての人の幸せのために、  
労働災害を改めて社会問題としてとらえ、顧客も含めたステークホルダー全員で解決策を考え、取り組んで行くため、本活動体を立ち上げました。

SAFEコンソーシアム

加盟は無料

\* コンソーシアム：合弁ではない2つ以上の個人、企業、団体、政府（あるいはこれらの任意の組合せ）から成る団体



# 令和5年度 SAFEアワード 取組事例集



厚生労働省安全衛生部安全課

## 1. はじめに

「SAFEコンソーシアム」※では、職場において実施されている労働災害防止や安全・健康の増進のための取組事例を募集し、表彰することで、優良な取組を進める職場の「見える化」を図り、企業・労働者による更なる取組を促進することを目的として「SAFEアワード」を実施しています。令和5年度には次の部門別に応募いただき、一般投票等を経て優良事例が選出されました。

- ・転倒災害防止部門
- ・腰痛予防部門
- ・安全な職場づくり部門
- ・エイジフレンドリー部門
- ・企業等間連携部門

※ 労働災害のない安全で安心して働く職場の実現は、いうまでもなく全ての人の願いです。しかし、いま、産業構造の変化や働き方の多様化に伴って、転倒などの労働者個人の身体機能が影響するリスクや、顧客・発注者、調達先等との関係で改善が難しい業務、統一的な教育研修機会の減少など、職場単独では対応が難しい新たな課題が増えてきています。SAFEコンソーシアムは、このような課題の解決を進めると共に、「Safer Action For Employees (SAFE)」を旗印に、社会全体として安全で安心して働く職場づくりのプライオリティを上げ、加盟者が互いの知恵を共有しながら取組を進めていこうとするものです。

本日のお話が、皆様のますますのご発展と健康の保持・増進のお役に立ちますならば、幸甚です。



静岡県賀茂郡河津町  
カワヅザクラ

